

三重県DV防止及び被害者保護並びに
困難な問題を抱える女性への支援のための
基本計画
【中間案】

令和6（2024）年12月
三重県

<目次>

第1章 計画策定における基本的な考え方

1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 基本理念	3
5. 支援対象者	3

第2章 県における現状および課題

1. 現状	4
（1）県における女性支援事業の概要	4
①女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）	
②女性自立支援施設	
③女性相談支援員	
④母子生活支援施設	
⑤警察	
⑥三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）	
（2）県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状	5
①女性相談支援センターの相談状況	
②女性相談支援センターの年齢別受付状況	
③女性相談支援センターの主訴別受付状況	
④DV相談件数	
⑤一時保護人数	
⑥SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績	
（3）「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果 ...	10
（4）「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果	21
（5）県内外NPOからの聞き取り結果	26
（6）「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」の実績	28

2. 課題	30
-------------	----

第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容

1. 今後の施策の方向性	31
2. 計画の体系	32
3. 役割分担	33
(1) 県の役割	33
(2) 市町の役割	33
(3) 民間団体の役割	33
4. 具体的な取組内容	34
(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】	34
①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進	
②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究	
③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知	
(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】	36
①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり	
②女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実	
③女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置	
④個々の状況に応じた専門相談の実施	
(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】	39
①安全・安心の確保と保護体制の充実	
②同伴する子どもへの支援の充実	
③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施	
(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	41
①官民協働による孤立させない若年女性への支援	
②本人に寄り添った支援のための体制づくり	
③生活基盤を支えるための支援	
④居場所づくりの支援	
⑤さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実	
⑥外国人、障がい者、高齢者、LGBTQなどの当事者への対応	

(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】	46
①支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化	
②困難女性の支援における関係機関の連携強化	
③市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進	
④関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底	
⑤支援者の養成	

第4章 計画の推進

1. 推進および連携体制	50
2. 計画の進行管理	50
3. 数値目標	51

第5章 その他重要事項

1. 基本計画の見直し	52
-------------	----

【参考資料】	53
--------	----

- 困難な問題を抱える女性への支援フローチャート
- 各種統計データ
- 「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果
- 「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果
- 県内外NPOからの聞き取り結果

第1章 計画策定における基本的な考え方

1. 策定の趣旨

全ての人は、個人として尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるものでなければなりません。

しかし、女性は、性的な暴力に遭遇するケースが多く、妊娠、出産などに関連して女性特有の問題があり、また、社会的、文化的に形成されてきた性別（ジェンダー）による役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見を受ける状況にあります。

このような状況により、近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化し、従来の法制度による枠組みではとらえきれない困難な問題に直面する危険が高まっており、孤独・孤立からの脱却といった視点を持って、困難な問題を抱える女性への支援を通じて人権の擁護・福祉の増進を図ることが必要となっています。

国においても、旧売春防止法に根拠を置く婦人保護事業そのものの制度的限界をふまえた新たな枠組みの構築をめざすべきとの動きが高まり、令和4（2022）年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立し、さらに、令和5（2023）年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が公示され、そして、困難女性支援法においては、令和6（2024）年4月から施行されているところです。

また、一方で人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（DV）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成13（2001）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成16（2004）年には、DV防止法が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令など）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、県では、平成18（2006）年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」を策定し、その推進に取り組んできました。

平成 20（2008）年のDV防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命または身体に対する脅迫行為を追加、親族などへの接近禁止命令の追加など）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

平成 25（2013）年のDV防止法改正においては、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力および被害者についても配偶者からの暴力およびその被害者に準じて法の適用対象とするという改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

令和元（2019）年には、児童福祉法などと併せてDV防止法も改正され、児童虐待防止対策とDV対策との連携強化が図られました。

県では、こうした法改正の内容をふまえ、令和2（2020）年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」を策定し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間として取組を推進しており、今年度が計画の最終年度となっています。

また、その後も令和5（2023）年にDV防止法の改正が行われ、保護命令制度の拡充（接近禁止命令の発令要件の拡大など）などにより、さらにDV被害者への支援が拡充されたところです。

この計画は、困難女性支援法や基本方針に基づき、困難な問題を抱える女性への機能的な支援体制を整備するために策定するものであり、また、政策的に関連の深い「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」と一体的に策定するものです。

県は、この計画を「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」として策定し、困難な問題を抱える女性への支援に係る今後の方向性を示すとともに、さまざまな支援施策を推進するものとしします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、困難女性支援法第8条第1項およびDV防止法第2条の3第1項に基づき策定するものです。

また、この計画は、「みえ元気プラン」、「第3次三重県男女共同参画基本計画」および「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」に示すめざす姿の実現に向けた計画として位置づけています。

この他にも、「三重県犯罪被害者等支援推進計画 第二期」、「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」などの、困難な問題を抱える女性への支援に関連する県の各計画との整合を図っています。

そして、この計画は、今後制定が予定されている「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」に基づく施策とも関係性があるものとして位置づけています。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的方針の見直しなど、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

4. 基本理念

困難女性支援法、DV防止法の基本的な考え方に基づき、次のとおりとします。

- ・ 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることをふまえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題およびその背景、心身の状況などに応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などのさまざまな支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関および民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ・ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- ・ 個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組むこと。

5. 支援対象者

支援対象者とは、家庭の状況、地域社会との関係、性的な被害その他のさまざまな事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）のことを指します。

また、DV被害者支援においては、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた人を対象とします。

第2章 県における現状および課題

1. 現状

(1) 県における女性支援事業の概要

①女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

県の女性支援事業の中核として、困難女性支援法に基づく困難な問題を抱える女性への支援と、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしてDV被害者への支援を実施しています。

電話相談、来所相談、SNS相談、各種専門相談などの相談対応、支援機関の紹介、同伴家族を含めた緊急時における安全の確保および一時保護、県内の母子生活支援施設などへの一時保護委託、女性自立支援施設への入所措置、DV被害者などへのメンタルケア、DV被害者への保護命令制度の利用に係る支援、各種啓発や研修などを行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、男性からの被害相談にも対応しています。

②女性自立支援施設

県内に1か所あり、入所者の心身の健康の回復と自立に向けた支援を行っています。

女性の自立支援を促進するため、施設では自立促進計画を策定し、女性相談支援センターと定期的に処遇検討会議を開催し、福祉事務所などの関係機関との連携も行っています。

③女性相談支援員

女性相談支援センターならびに県および各市町の福祉事務所に置かれており、困難な問題を抱える女性やDV被害者などへの支援を行っています。

支援対象者にとって最も身近な相談窓口として支援への入り口を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる各種支援制度の実施機関と連携して、適切な支援につなげる役割を果たしています。

④母子生活支援施設

「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童」を入所させ、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援しており、県内には4か所あります。

一時保護委託先として、困難な問題を抱える女性への支援や妊産婦に対するサポートを実施しています。

⑤警察

主にDV被害者の保護やDV被害の発生を防止するための措置などを実施しています。

⑥三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）

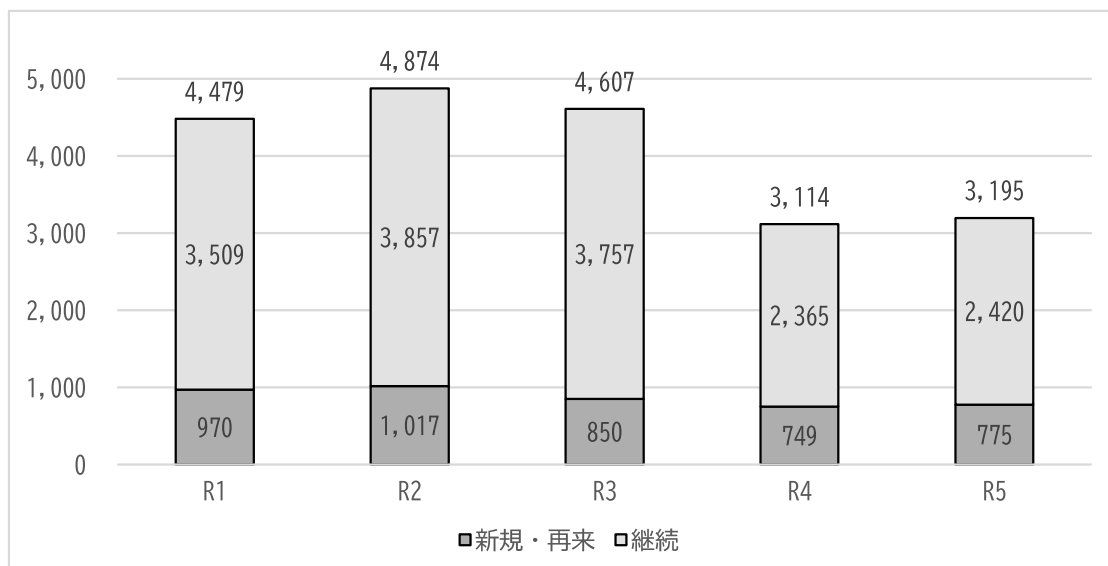
男女共同参画社会の推進を目的に、男女共同参画に関する周知および啓発や、専門相談を含む各種相談窓口を開設しています。

（２）県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状

※全ての統計データは付属資料「資料集」を参照

①女性相談支援センターの相談状況

（単位：件）

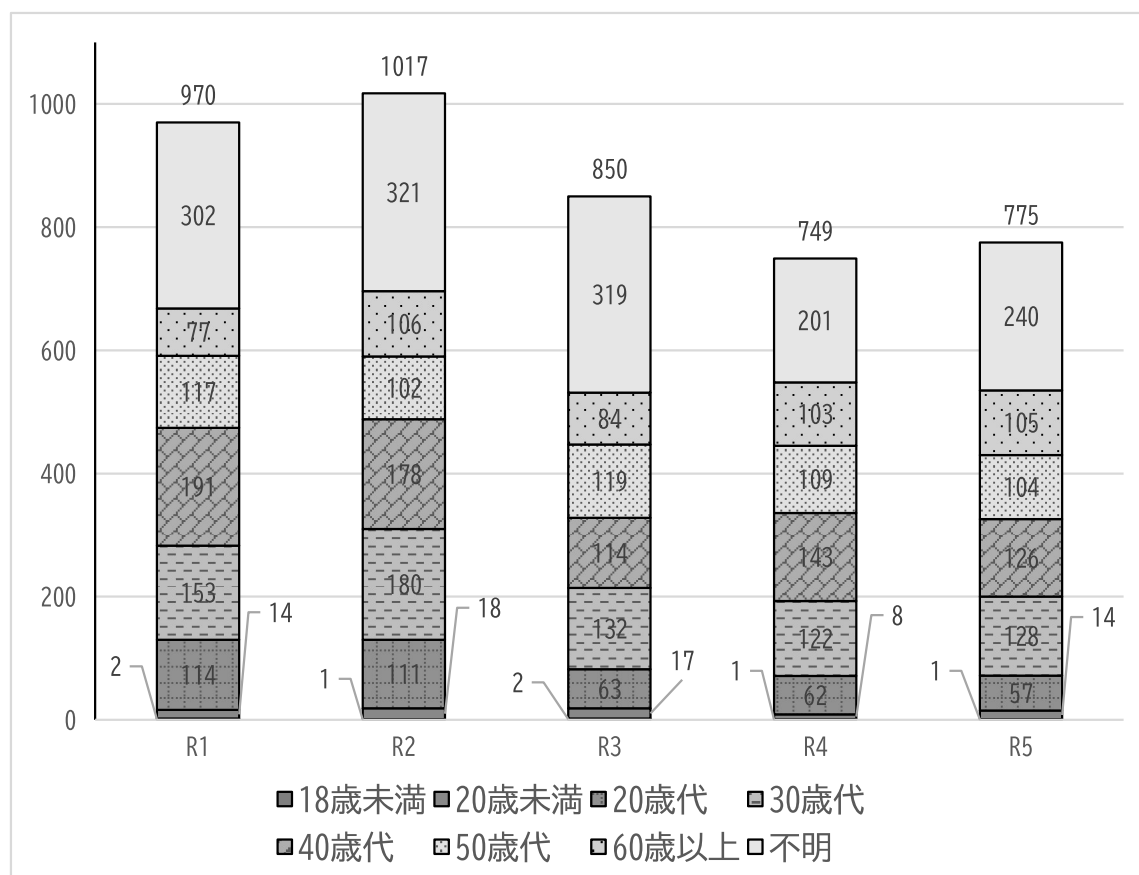


令和2（2020）年度に相談件数がピークに達し、その後令和4（2022）年度に大きく減少しています。新規・再来相談件数と継続相談件数の両方で減少が見られますが、全体として高い水準で推移しており、高止まりしている状況です。

特に新型コロナウイルス感染症の影響が顕著に表れている可能性があり、令和2（2020）年度の相談件数が最も多いことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の初期段階で多くの女性が支援を求めたことが推測されます。その後相談件数は減少していますが、依然として相当数の相談が寄せられているため、継続的な支援が必要であることがわかります。

②女性相談支援センターの年齢別受付状況

(単位：件)



不明の件数が多いことが特徴的ですが、年齢が判明している場合、30代から50代にかけての層が最も多く、特に40代が多い傾向にあります。

若年層の相談件数が少ない理由として、若年層は電話による相談を避ける傾向があることが考えられます。

③女性相談支援センターの主訴別受付状況

(単位：件)

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	374	496	322	308	336
		酒乱・薬物中毒	0	0	1	0	0
		離婚問題	155	127	115	101	105
		その他	77	69	69	55	62
	子ども	子どもの暴力	13	7	10	8	4
		養育困難	0	0	0	0	1
		その他	31	27	29	27	28
	親族	親の暴力	22	29	22	21	19
		その他の親族の暴力	5	3	4	6	10
		その他	65	46	57	47	49
	交際相手	交際相手からの暴力	13	17	20	3	10
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	1
		その他	9	5	6	1	4
	家庭不和		12	2	2	15	4
	その他の者の暴力		8	8	2	8	5
	男女問題		10	17	9	11	9
	ストーカー		10	8	8	4	7
	その他		80	84	91	67	71
住居問題			3	1	7	3	2
帰宅先なし			23	29	13	13	11
経済関係	生活困窮		8	5	9	12	2
	借金・サラ金		6	0	2	4	1
	求職		0	2	2	0	3
	その他		1	2	3	1	0
医療関係	病気		6	2	12	10	6
	精神的問題		29	24	20	22	24
	妊娠・出産		3	5	7	2	0
	その他		7	2	7	0	1
不純異性交遊			0	0	1	0	0
売春強要			0	0	0	0	0
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
5条違反 ※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			970	1,017	850	749	775

※5条違反…売春防止法第5条違反

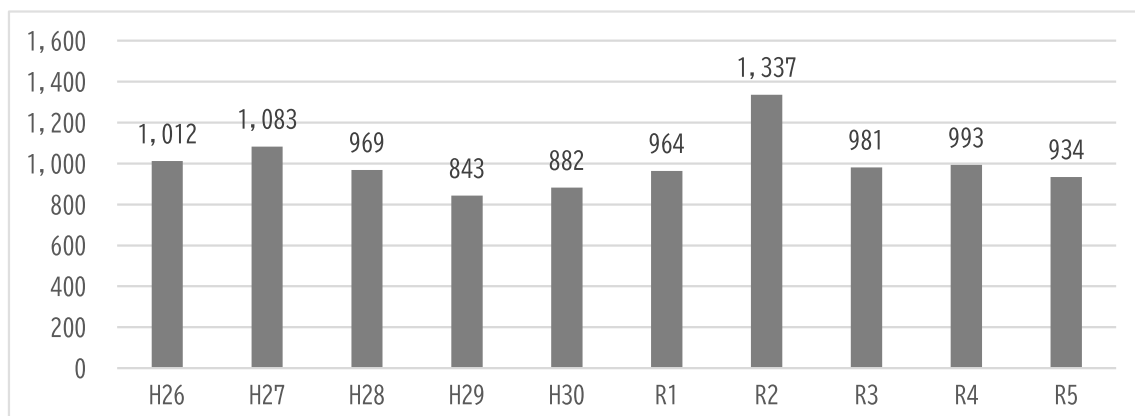
最も多い主訴は「夫等の暴力」であり、5年間にわたり高い件数を占めていることから、これに対する対応策を強化することが必要です。具体的には、安全な避難場所の提供や法律的な支援、心理的なカウンセリングが重要です。また、「離婚問題」も頻繁に相談されているため、離婚カウンセリングや法的助言が必要と

考えられます。一方、「精神的問題」の主訴も一定数存在することから、専門的なメンタルヘルスケアの導入についても検討する必要があります。

④DV相談件数

・女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数

(単位：件)

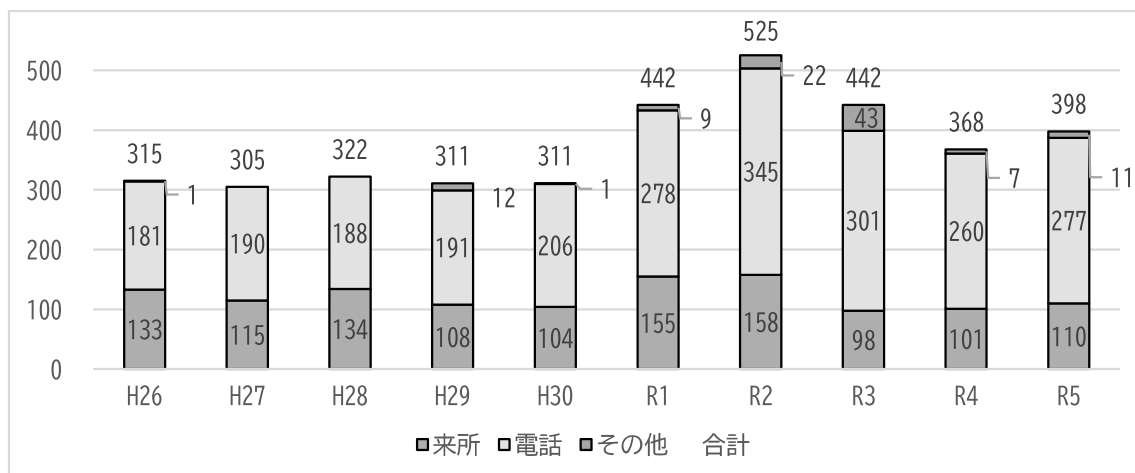


※女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数の合算値

※主訴が「夫等の暴力」によるもの

・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(単位：件)



※配偶者からの暴力が関係する相談（主訴が配偶者からの暴力であるものに限らない）で、かつ本人から相談があったもの

※男性からの相談件数は次のとおり（上記表の内数）

(単位：件)

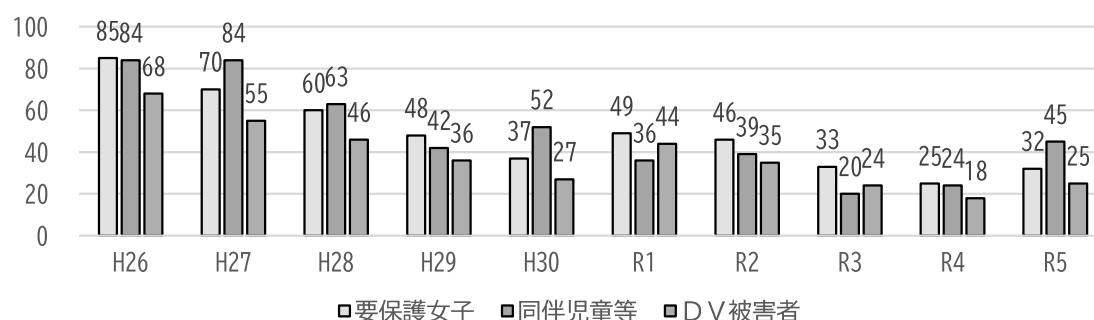
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3	1	5	7	9	11	14	17	12	9

特に令和2（2020）年度に急増しており、その後は再び減少傾向にあります。依然として高い相談件数を維持しています。新型コロナウイルス感染症の影響

が令和2（2020）年度における相談件数の急増に大きく影響した可能性が高く、社会的な拘束や不安感が増したことで、DVの被害者が支援を求める動機が強まったと考えられます。DV被害者への支援を強化し、適切なサポートを提供するための体制の充実が必要とされます。また、相談数は少数ですが、その際には男性DV被害者も視野に入れて検討していく必要があります。

⑤一時保護人数

（単位：人）

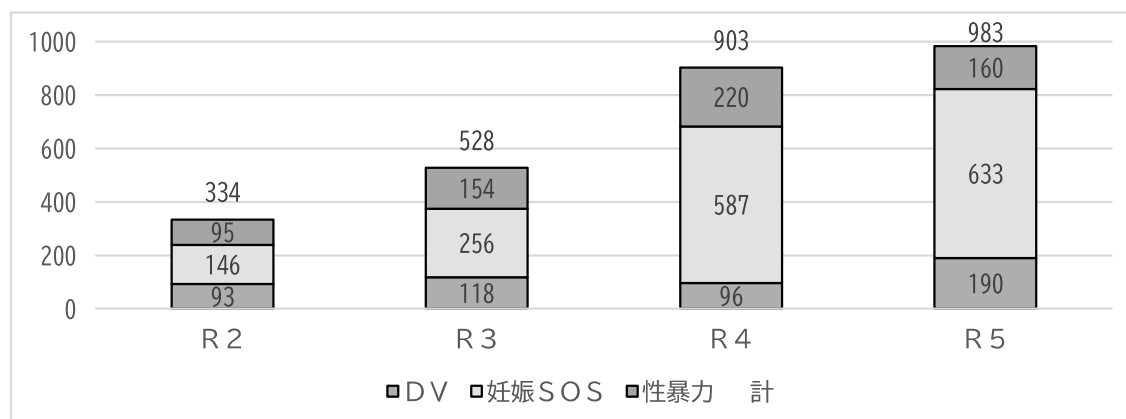


※「DV被害者」の人数は、要保護女子の内数

※「DV被害者」の件数は、主訴が「夫等の暴力」によるもの

平成26年度が最も件数が多く、以降は減少傾向にあります。一時保護が必要な支援対象者を適切な支援につなげるため、円滑に保護するための手法の検討が必要と考えられます。

⑥SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績（単位：件）



SNS相談件数は年ごとに増加傾向にあり、特に妊娠SOSの相談が大幅に増加しています。SNSによる相談が幅広く受け入れられており、SNSが手軽に利用できる相談手段として認識されていることを示しています。また、DVや性暴力に関する相談も増加しており、被害者がより多くのサポートを求めている

ことが伺えます。これに対して、効果的な支援体制を整備し、迅速に対応できるようにすることが重要です。

(3)「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果

DV防止および困難女性に関する認知度と支援対象者の現状を把握するため、県内在住の 1,000 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

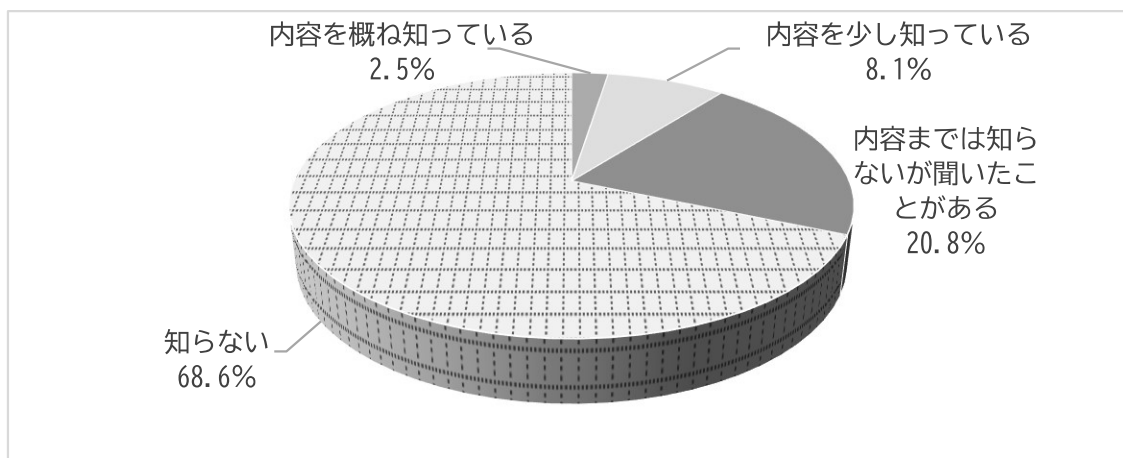
調査による分析結果は次のとおりです。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります

※結果の詳細は付属資料「資料集」を参照

・ 困難女性支援法の認知度

(有効回答数：1,000 件)

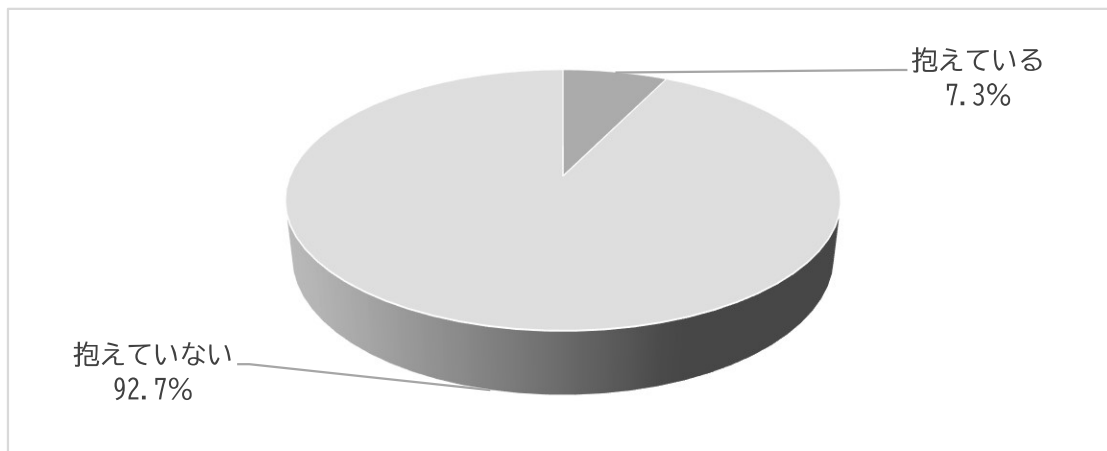


「困難女性支援法」を「知らない」と回答した割合が 68.6%と非常に高い一方で、「内容を概ね知っている」人はわずか 2.5%です。法律の周知がまだ十分ではないことがわかります。

さまざまな媒体を活用した広範な周知活動の実施、学校や職場での広報・啓発などにより、「困難女性支援法」の認知度と理解を向上させ、困難な問題を抱える女性たちへの支援が一層効果的に機能する社会をめざすことが重要です。

・困難な問題を抱えている女性の割合

(有効回答数:399 件)

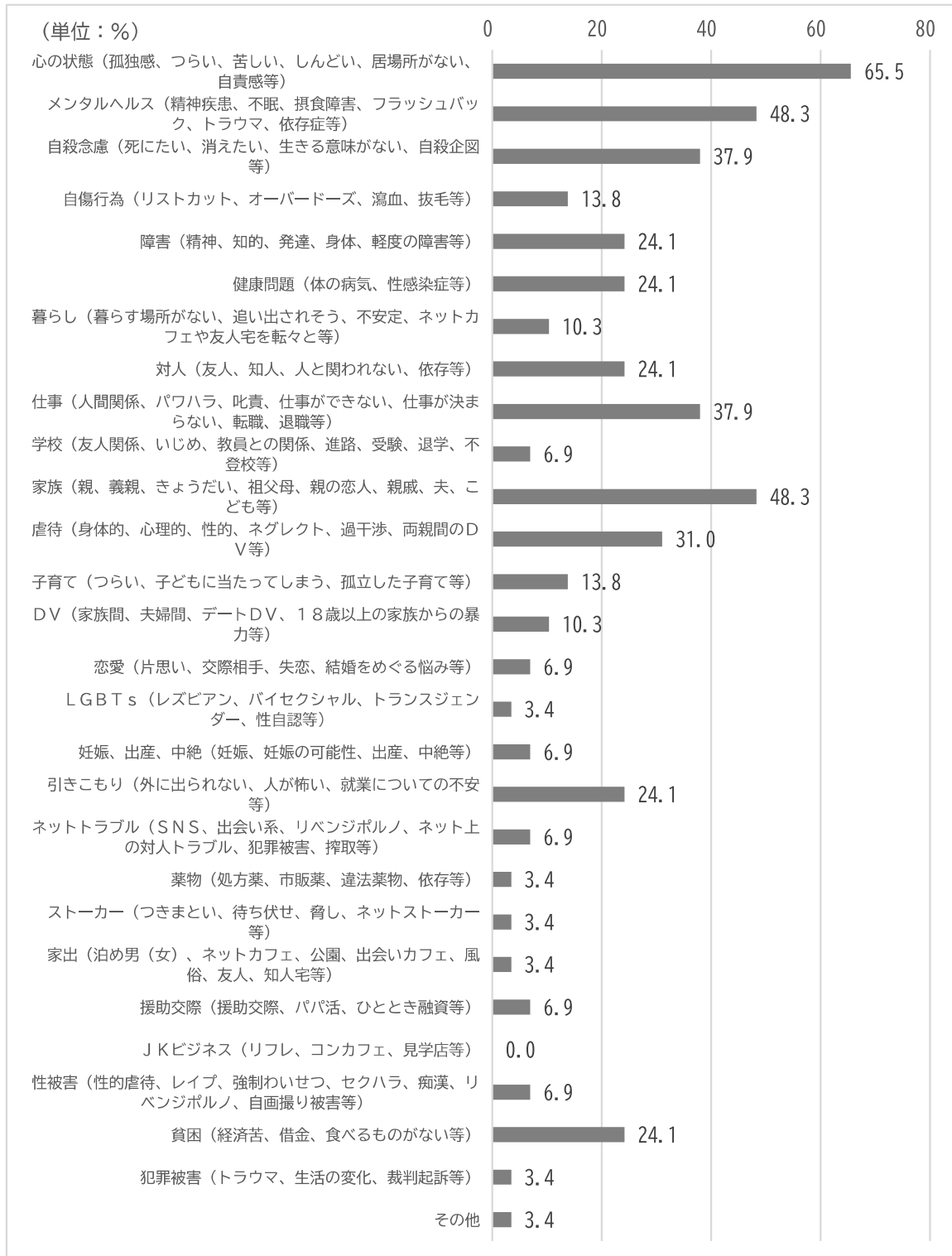


困難な問題を「抱えている」と答えた女性は7.3%で、大多数の92.7%の女性は困難な問題を「抱えていない」と回答しています。

問題が潜在化している可能性があるため、相談機能の強化などにより、悩みの声を拾い上げる仕組みを強化する必要があると考えられます。

・抱えている困難な問題の内容

(有効回答数:29 件)



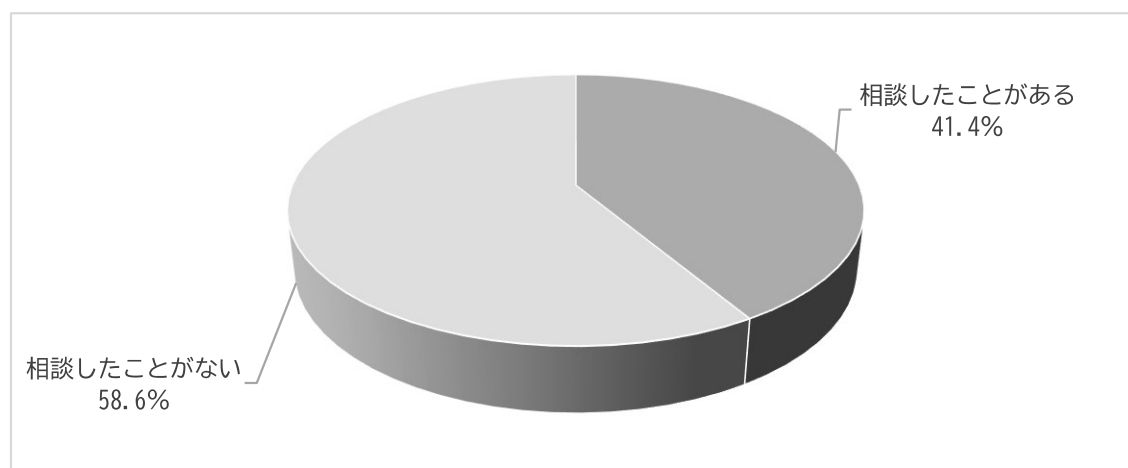
「心の状態 (孤立感、つらい、苦しい、しんどい、居場所がない、自責感等)」が最も多くの回答を得ており (65.5%)、困難を感じている人びとが特に心の健

康に関して深刻な問題を抱えていることがわかります。その他にも「メンタルヘルス」や「家族」、「仕事」が主要な困難として挙げられています。

孤立感や精神的なストレスが社会全体で広く問題となっていることが反映されており、社会福祉やメンタルヘルスサポートの拡充が求められることが確認できます。

・抱えている困難な問題に関する相談の有無

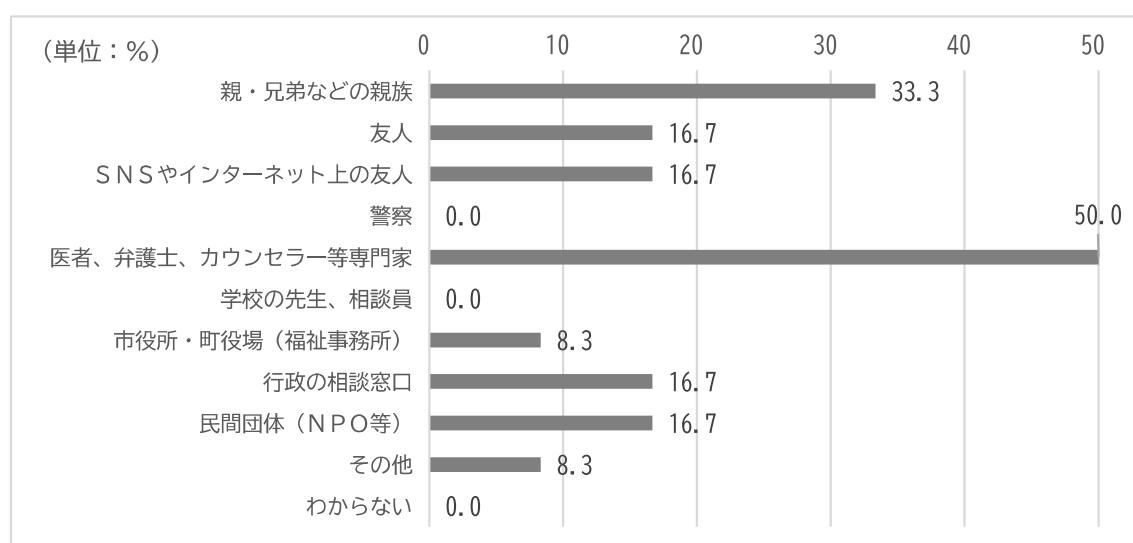
(有効回答数:29件)



58.6%の人びとが「相談したことがない」と答えており、問題を抱えた際に助けを求めることへの抵抗感や、適切な相談先が見つからないといった課題があることが考えられます。社会としては、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境づくりが求められます。

・抱えている困難な問題の相談先

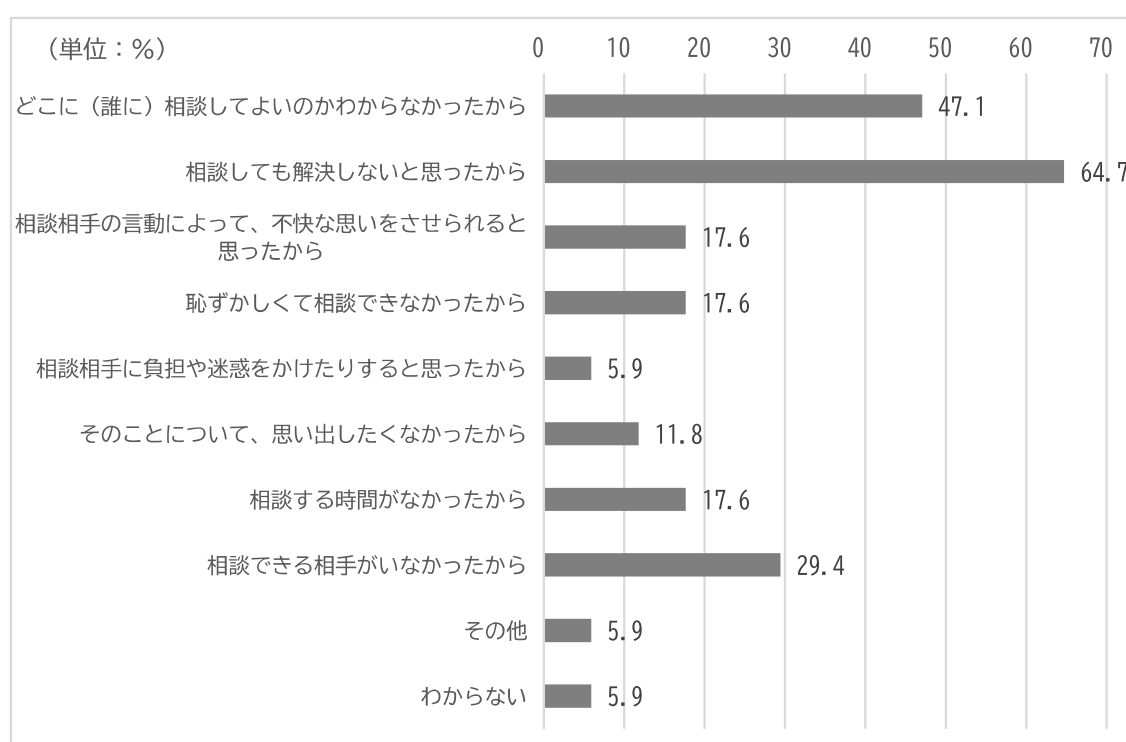
(有効回答数:12件)



最も多く選ばれたのは「医者、弁護士、カウンセラー等専門家」（50.0％）であり、次いで「親・兄弟などの親族」（33.3％）でした。また、「行政の相談窓口」、「民間団体（NPO等）」、「SNSやインターネット上の友人」、「友人」もそれぞれ 16.7％選ばれています。専門家への相談が最も多い点は、問題の深刻さや専門的な支援が必要であることを示していると考えられます。今後は、各公的機関の相談先のアクセス向上や認知拡大が重要であり、特に利用しやすい専門家相談サービスの拡充が求められます。

・抱えている困難な問題について相談しなかった理由

（有効回答数：17 件）

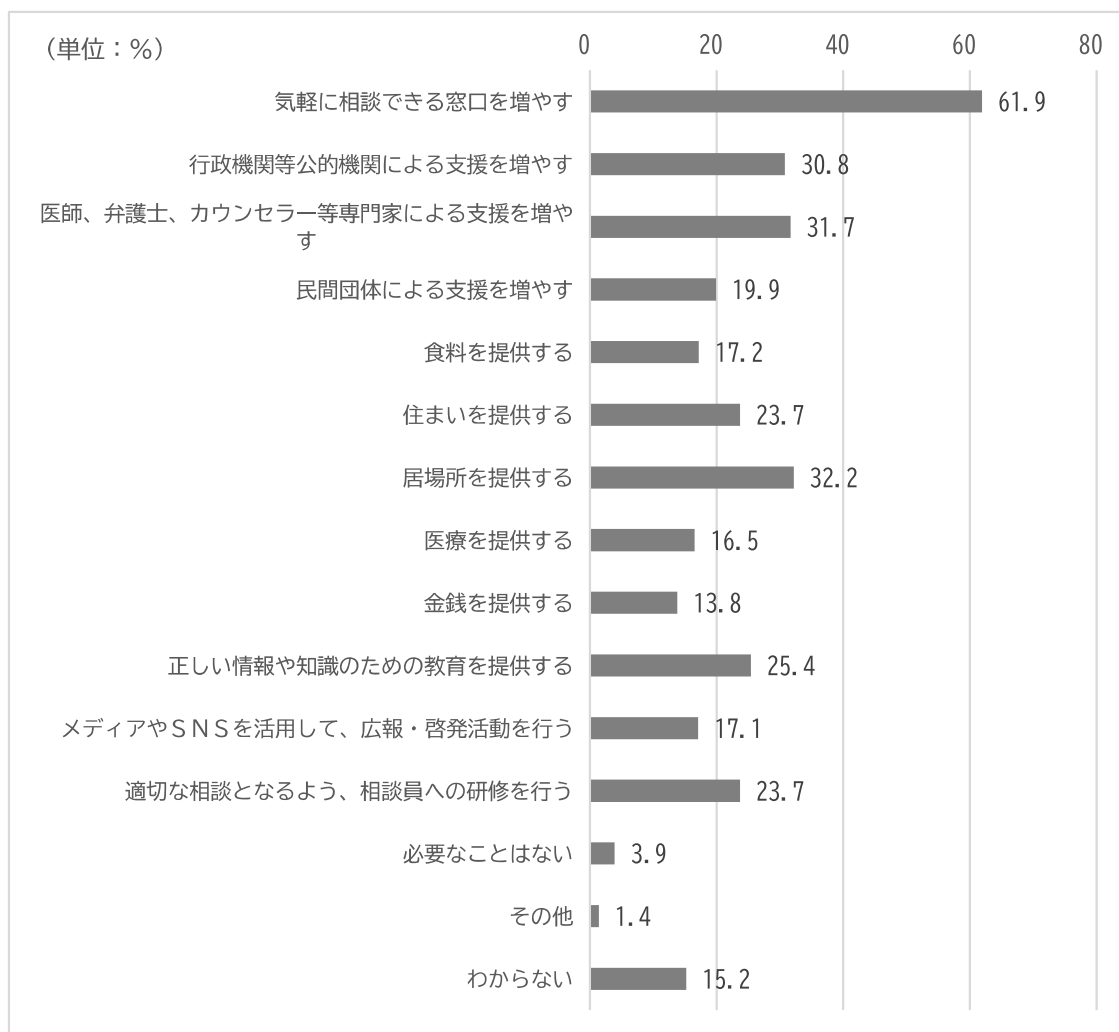


相談しなかった理由として最も多いのは「相談しても解決しないと思ったから」（64.7％）でした。次いで「どこに（誰に）相談してよいのかわからなかったから」（47.1％）、「相談できる相手がいなかったから」（29.4％）と続いています。相談しても解決する可能性に対して懐疑的であることと、どこに相談すればいいのか、誰に頼ればいいのかわからないという情報不足があると推測されます。

人びとが有効な相談先を簡単に見つけられるようにするための情報発信と支援の充実が必要です。具体的には、相談窓口の周知などにより、相談のハードルを下げる取組が有効と考えられます。

・困難な問題を抱える女性への支援に必要なこと

(有効回答数:1,000 件)

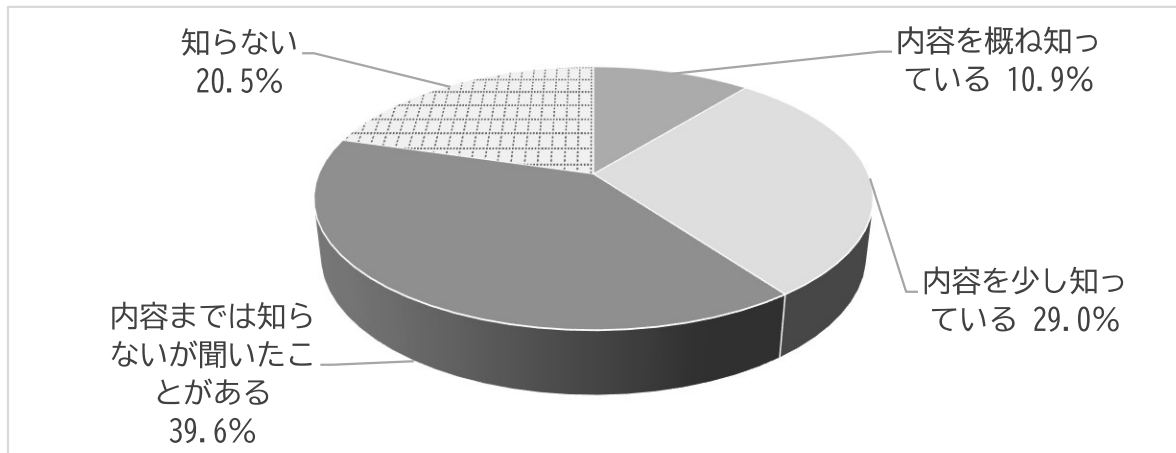


最も多く選ばれた支援策は「気軽に相談できる窓口を増やす」(61.9%)であり、次いで「居場所を提供する」(32.2%)、「医師、弁護士、カウンセラー等専門家による支援を増やす」(31.7%)が続きます。

具体的な施策として、相談窓口の拡充とアクセス向上、安全で安心できる居場所の提供、専門家による支援の充実、相談員の研修と教育の強化、広報・啓発活動の推進、包括的な支援方法の提供などが考えられます。

・DV防止法の認知度

(有効回答数:1,000 件)

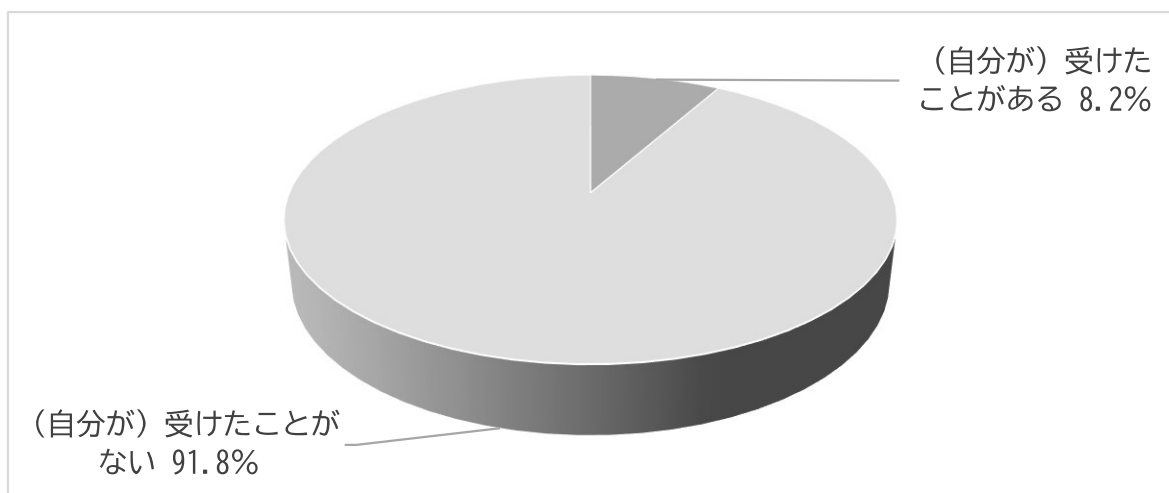


DV防止法に対する認知度は低く、特に「知らない」と回答した人が 20.5% います。法律の内容を「概ね知っている」と答えた人はわずか 10.9%に留まっています。

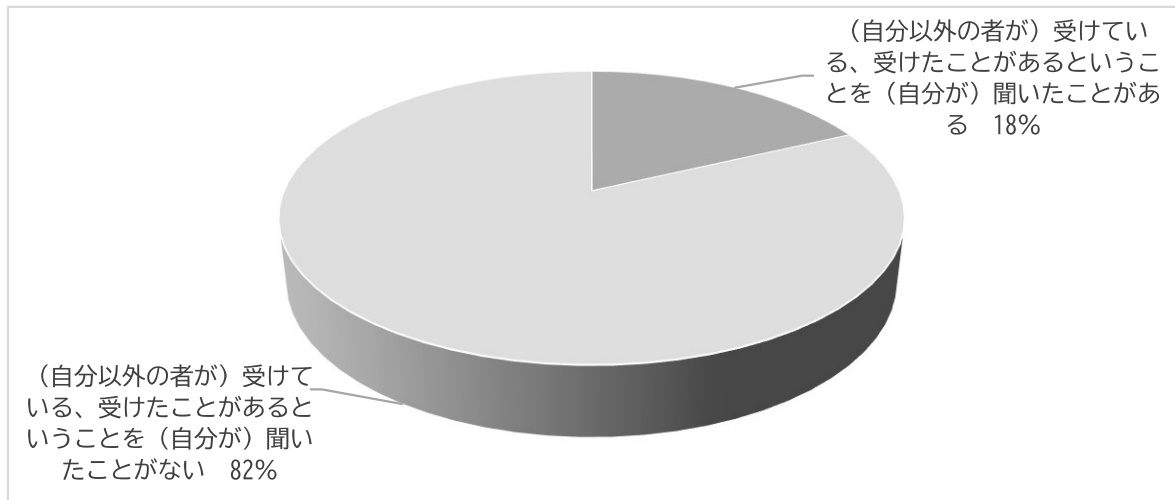
DV防止法についての認知度向上が急務であることを示しています。法律の具体的な内容や被害者の保護手段、利用可能な支援サービスについて広く周知する必要があります。教育機関での授業、SNSを通じた啓発キャンペーン、地域での情報共有など、身近なところから情報提供を行い、DV被害者が早期に適切な支援を受けられるような環境整備が不可欠です。

・DV被害の有無

(有効回答数:1,000 件)



(有効回答数：1,000 件)



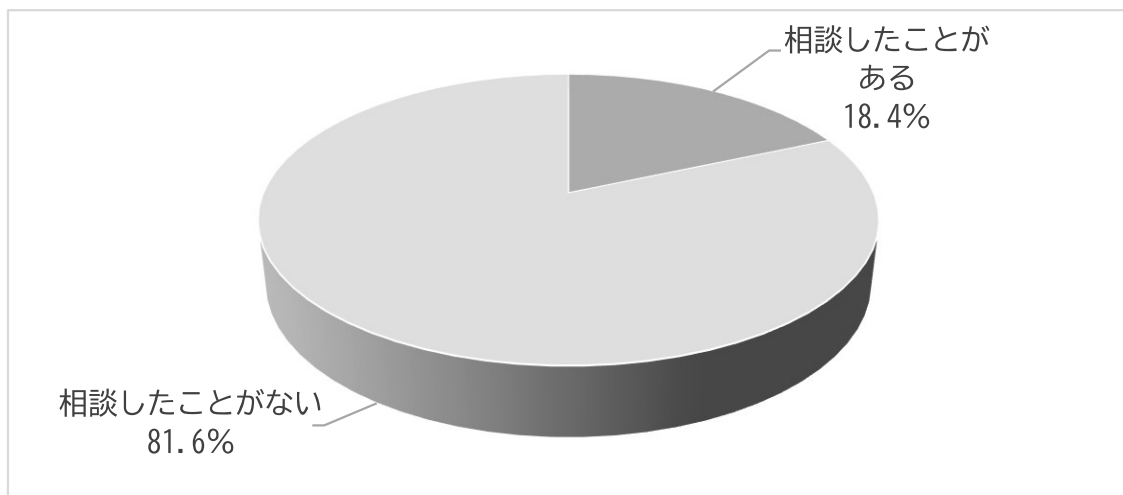
DV被害を直接経験したと回答した割合は8.2%と少数ですが、他の人のDV被害を知っている人が18%います。

DVの認知度や理解を深めるためには、教育や啓発活動を強化する必要があります。

具体的な対策として、学校や職場でのDV防止教育が考えられます。また、DV被害者への支援機関の周知を図り、被害者が安心して相談できる体制を整えることも重要です。さらに、DVに関する法的手続きやサポートの充実も求められます。被害者が孤立することなく早期に支援を受けられるような社会整備が必要です。

・DV被害に関する相談の有無(身近な人からDV被害を聞いたことがある人を含む)

(有効回答数:206 件)

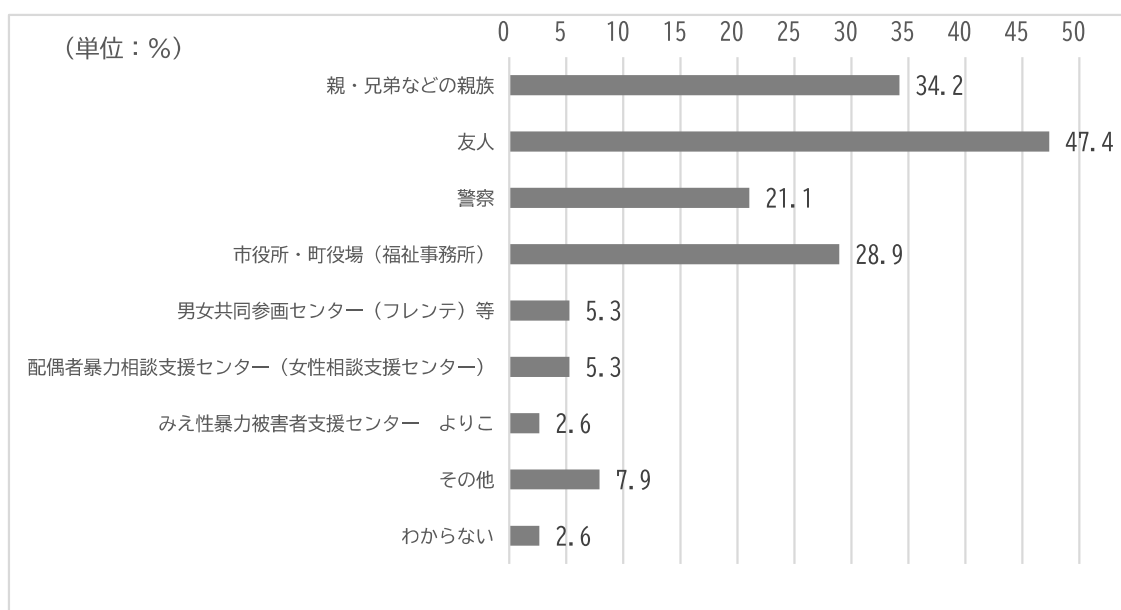


「相談したことがある」と答えた人は18.4%のみで、大多数の81.6%の人びとが「相談したことがない」と答えています。DV被害者が適切な相談や支援を受けられず、孤立している可能性が高いことを示しています。

DV被害者が相談しにくい環境にあると推測されることから、今後、DV被害者が気軽に相談できる環境作りが必要です。具体的には、相談窓口の周知・広報や学校や職場での教育を通じて、DVに対する理解を深め、被害者が孤立しないためのサポートを強化することが求められます。

・DV被害の相談先

(有効回答数：38件)

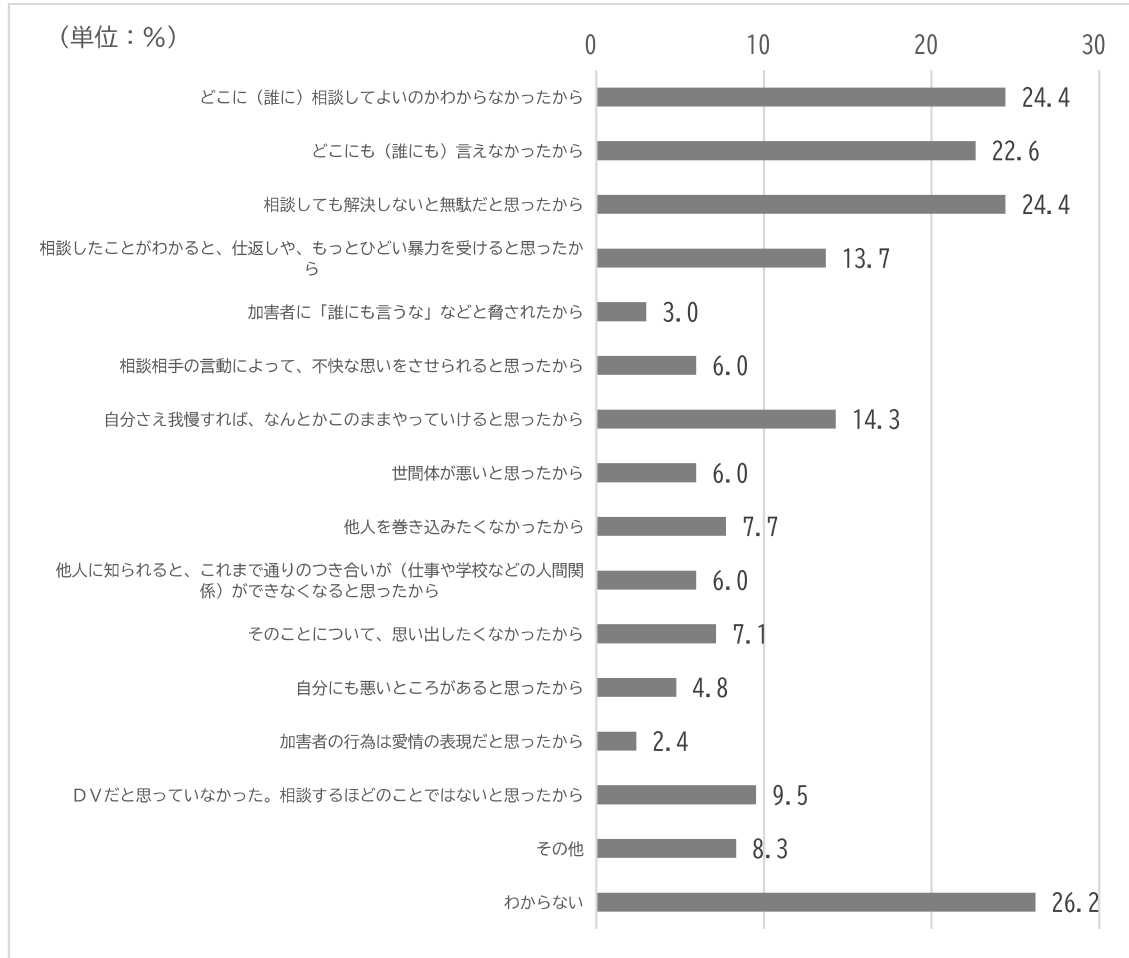


DV被害者が最も多く相談した相手は「友人」（47.4%）である一方、「親・兄弟などの親族」（34.2%）や「市役所・町役場（福祉事務所）」（28.9%）も比較的高い割合を占めています。身近な人びと（友人や親族）に頼る傾向が強い反面、公的機関や専門機関への相談も一定数見られます。

支援窓口の周知強化、友人・家族への教育、相談環境の整備、連携の強化などの施策により、DV被害者が速やかに適切な支援を受けられる環境を整備することが必要です。

・DV被害に関する相談をしなかった理由

(有効回答数:168 件)

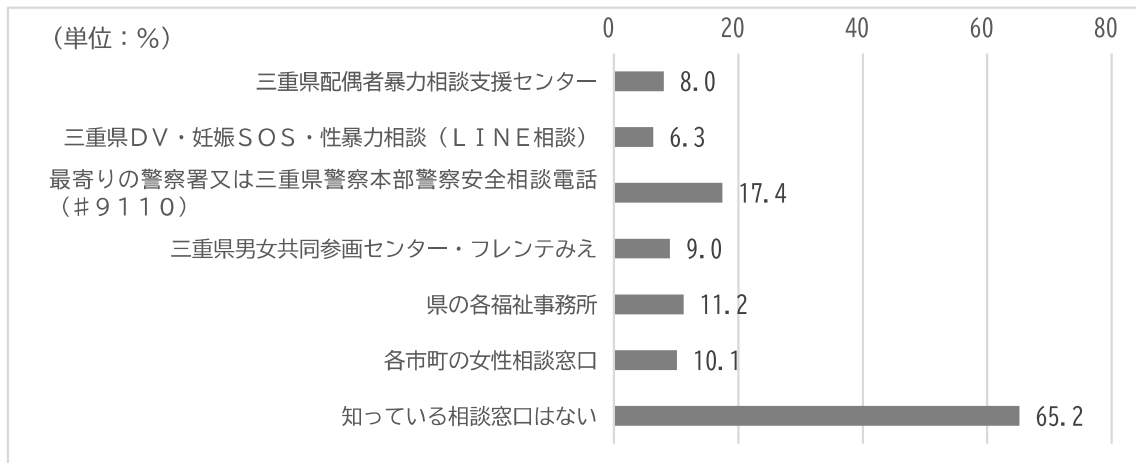


最も多かった理由は「どこに(誰に)相談してよいのかわからなかったから」(24.4%)、「相談しても解決しないと無駄だと思ったから」(24.4%)で、次いで「どこにも(誰にも)言えなかったから」(22.6%)が続きます。また、26.2%が「わからない」と答えており、具体的な理由を認識していない人も多いです。これらの結果から、DV被害者が支援を求めることに対する心理的障壁や情報不足が存在することを示しています。

相談窓口の周知と啓発、安心して相談できる環境作り、学校や職場での教育などの対策が考えられます。

・知っているDV相談窓口

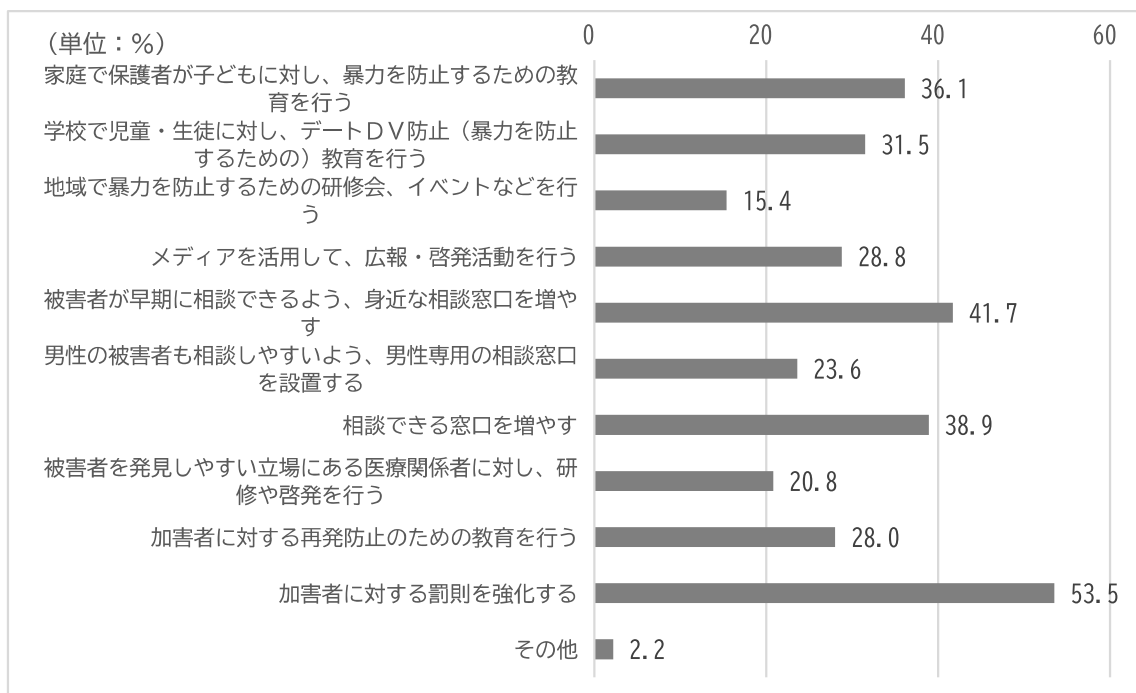
(有効回答数:1,000件)



「知っている相談窓口はない」と答えた人が 65.2%になっており、多くの人がDV相談窓口について知らないことがわかります。相談窓口周知のための情報提供や広報活動が不十分であることが示されています。

・DV防止に必要なこと

(有効回答数:1,000件)



「加害者に対する罰則を強化する」が 53.5%と最も高く、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」(41.7%)や「相談できる窓口を増やす」(38.9%)が求められています。

加害者更生プログラムの実施、身近な相談窓口の拡充、DV防止教育の充実、警察との連携の強化、地域での研修・イベントの開催などの対策が必要と思われます。

（４）「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果

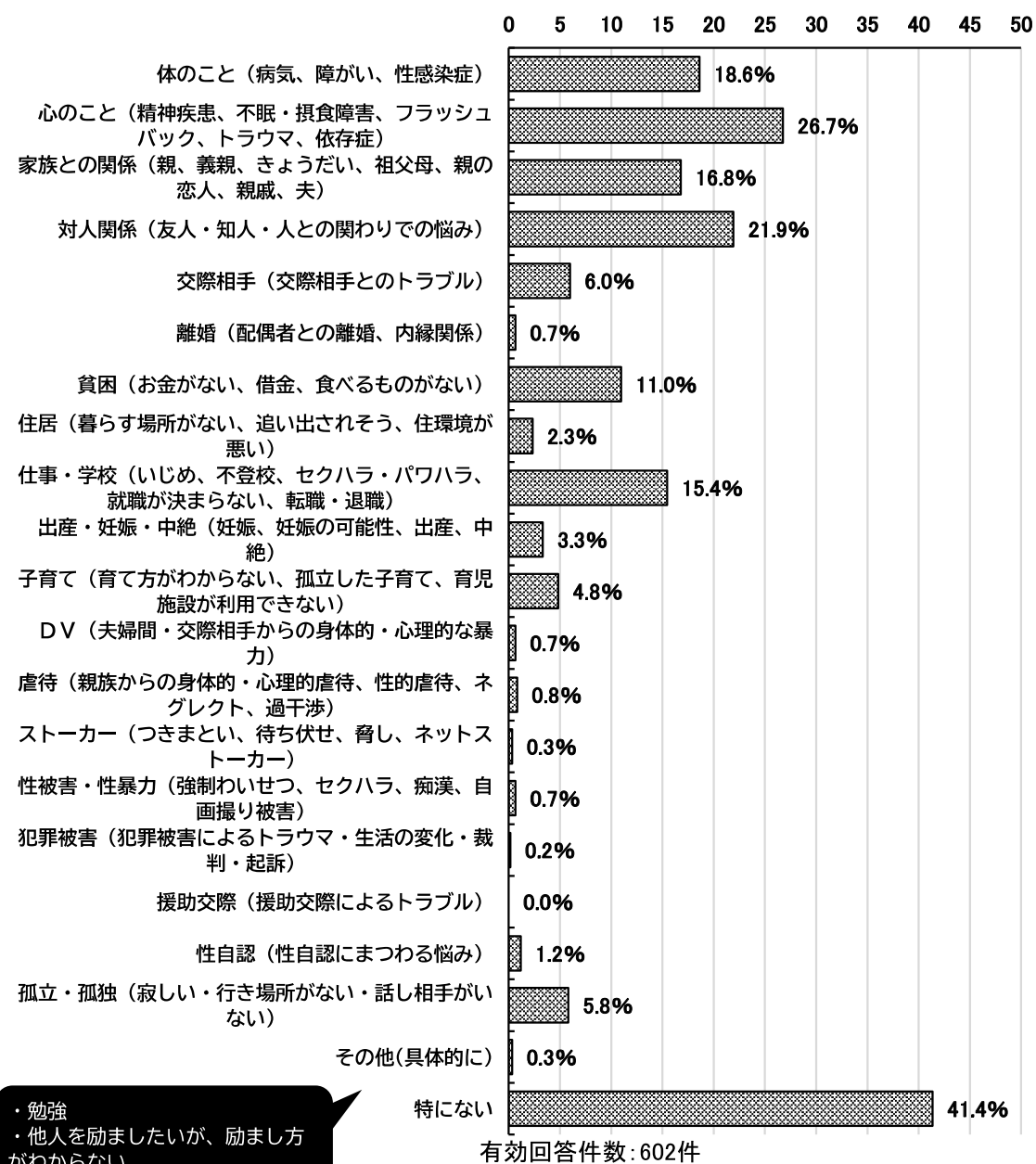
若年女性は複合的な問題を抱えやすいことから、県内の困難な問題を抱える若年女性の実態を把握するため、県内在住の 15 歳以上 30 歳未満の女性 602 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

調査による分析結果は次のとおりです。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります

※結果の詳細は付属資料「資料集」を参照

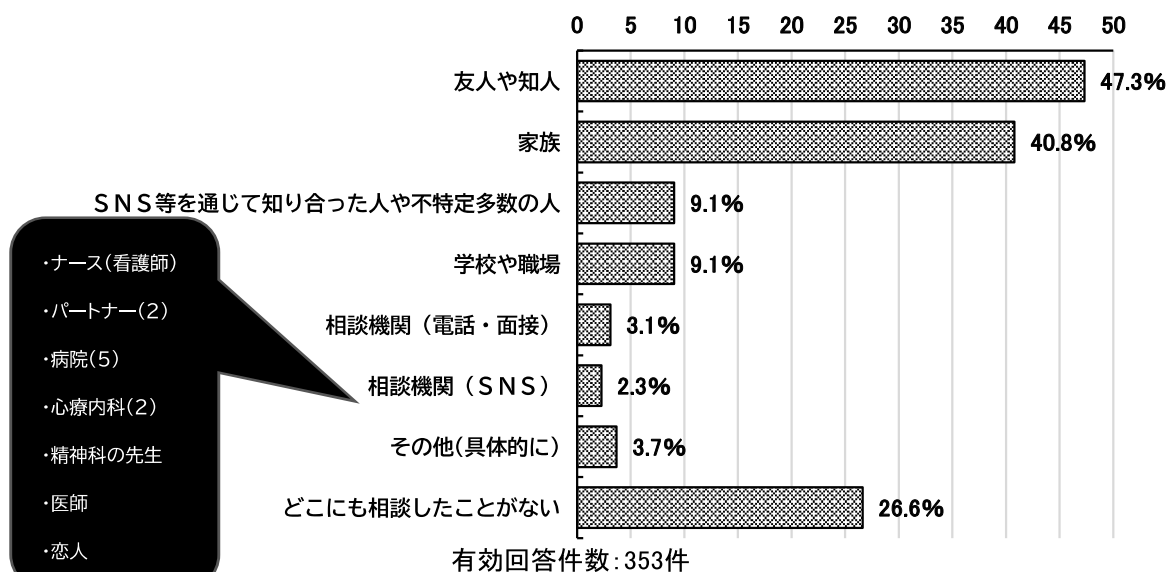
・若年女性が過去に抱えていた困難な問題または今抱えている困難な問題の内容



最も一般的な問題としては「心のこと」(26.7%) が挙げられおり、次いで「対人関係」(21.9%) や「体のこと」(18.6%) と続いています。

主な対策として、メンタルヘルスへの支援の必要性、社会的つながりの強化、幅広い健康への対応、経済的サポートの強化などが挙げられます。

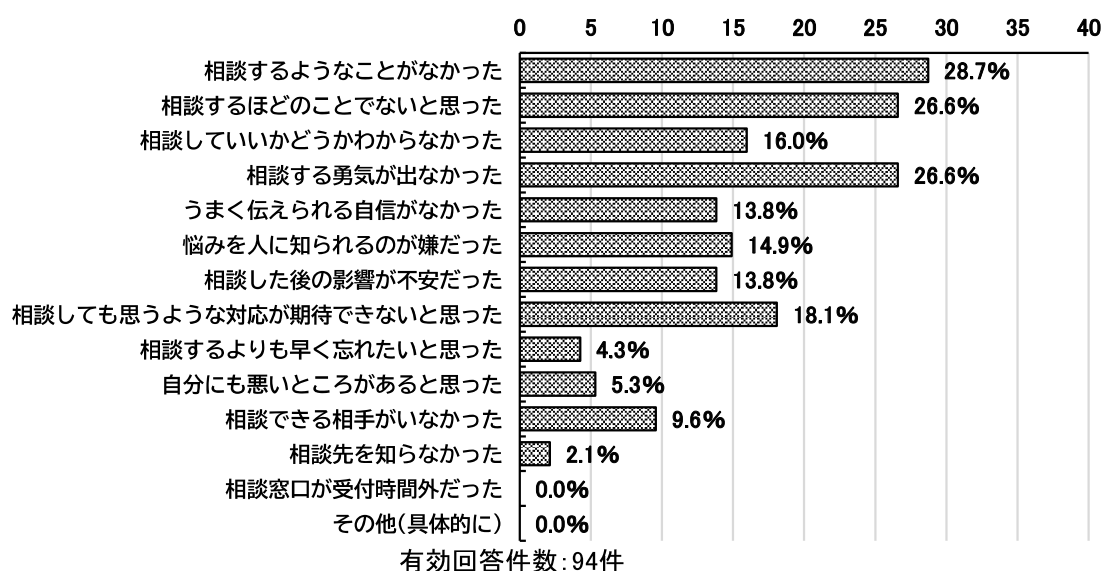
・若年女性が抱えている困難な問題の相談先



悩みや問題を抱える人の多くが「友人や知人」(47.3%)や「家族」(40.8%)に相談することが多いことがわかります。逆に、26.6%の人が「どこにも相談したことがない」と回答しています。身近な人に相談する傾向が強い一方で、公的な相談機関の利用は少なく、多くの人がどこにも相談しないのが現状です。

主な対策として、悩みを相談される人への支援、公的な相談機関に関する周知、悩みを潜在させている人へのアプローチなどが考えられます。

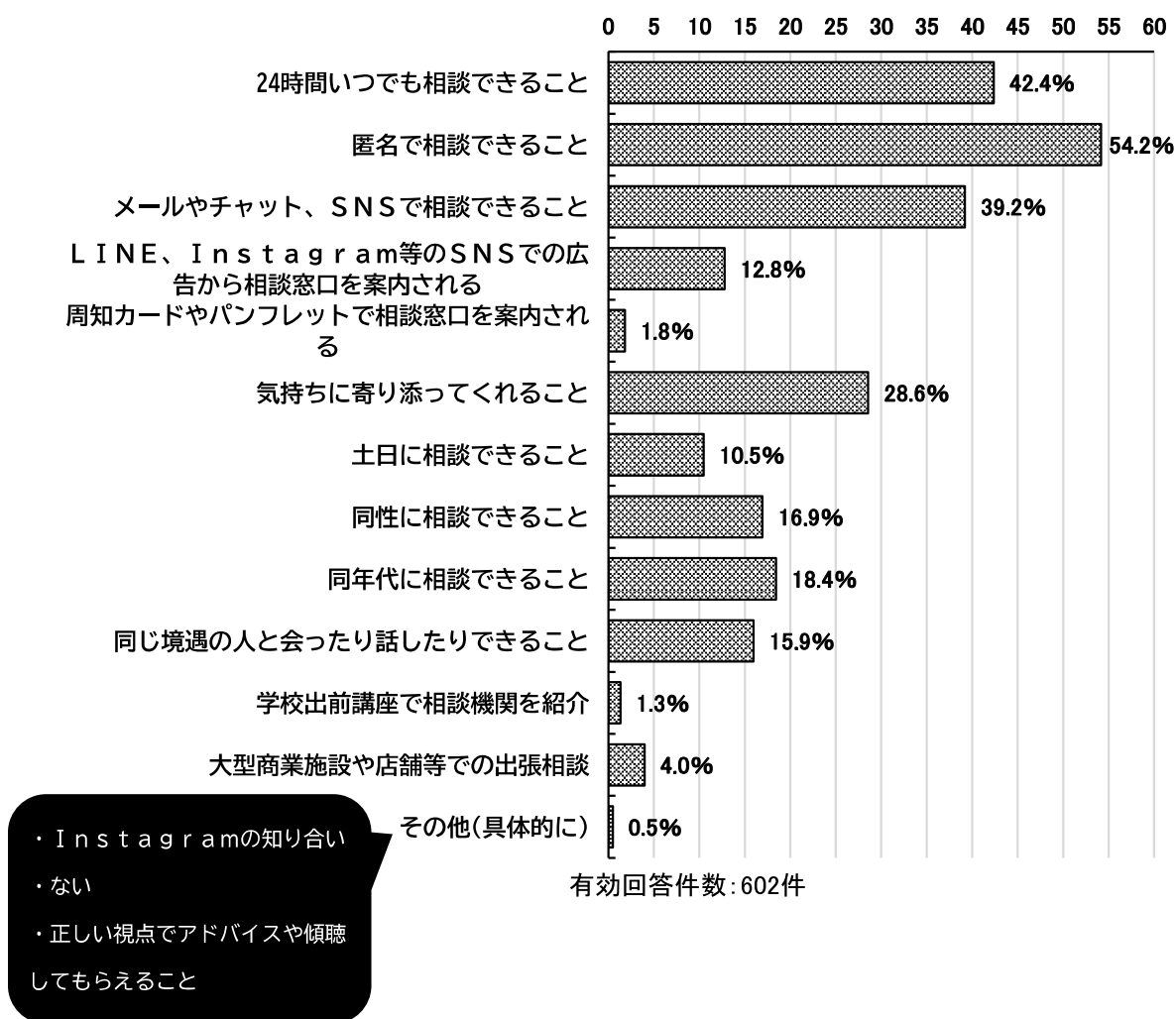
・若年女性が抱えている困難な問題について相談しなかった理由



多く挙げられたのは「相談するようなことがなかった」(28.7%)、「相談するほどのことではないと思った」(26.6%)、「相談する勇気が出なかった」(26.6%)です。

主な対応策として、相談のハードルを下げる、プライバシーの保護、相談先の情報提供などが考えられます。

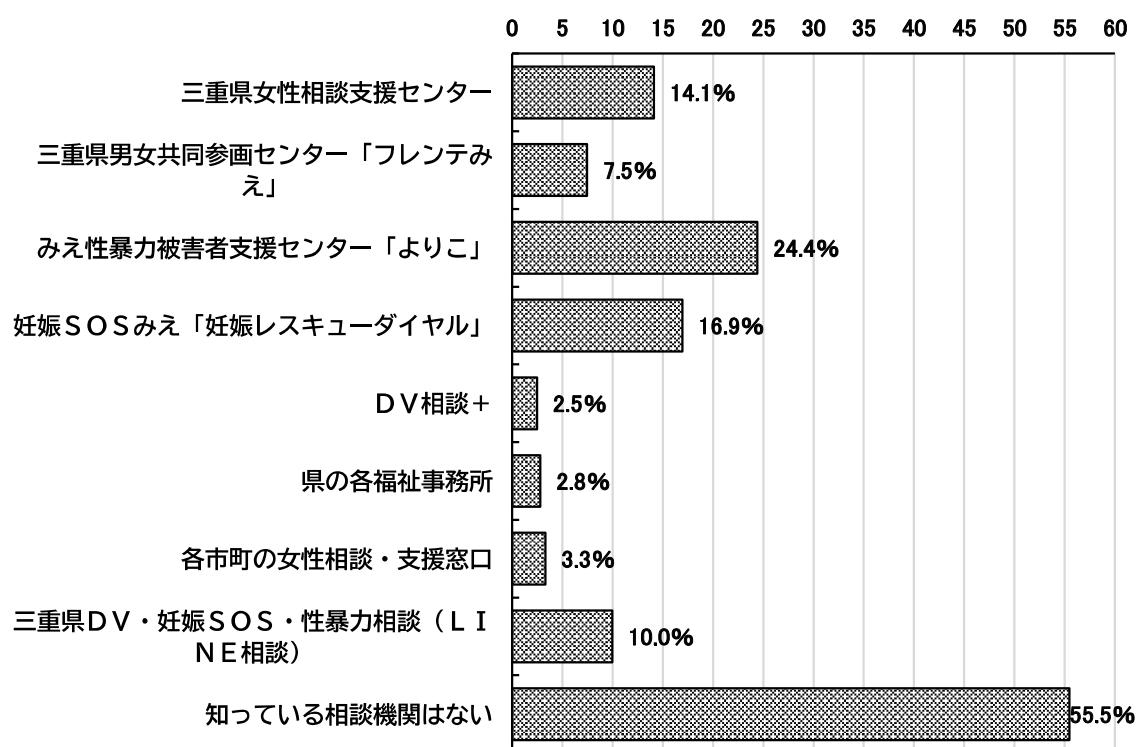
・若年女性が抱えている困難な問題を相談しやすい条件



多くの人が、「匿名で相談できること」(54.2%)や「24時間いつでも相談できること」(42.4%)を重要視していることがわかります。また、「メールやチャット、SNSで相談できること」を重要と感じる人も多いです(39.2%)。これらの結果は、手軽でプライバシーの保護が確保された相談方法が求められていることを示しています。

相談機関の利用のハードルを下げるためには、匿名性の確保、24時間対応の強化、オンライン相談の導入・拡充、相談者の気持ちに寄り添った対応、同性・同世代・同じ病気の人と話すなどのさまざまなニーズに応える相談手段の提供が重要です。

・若年女性が抱えている困難な問題に関して知っている相談機関

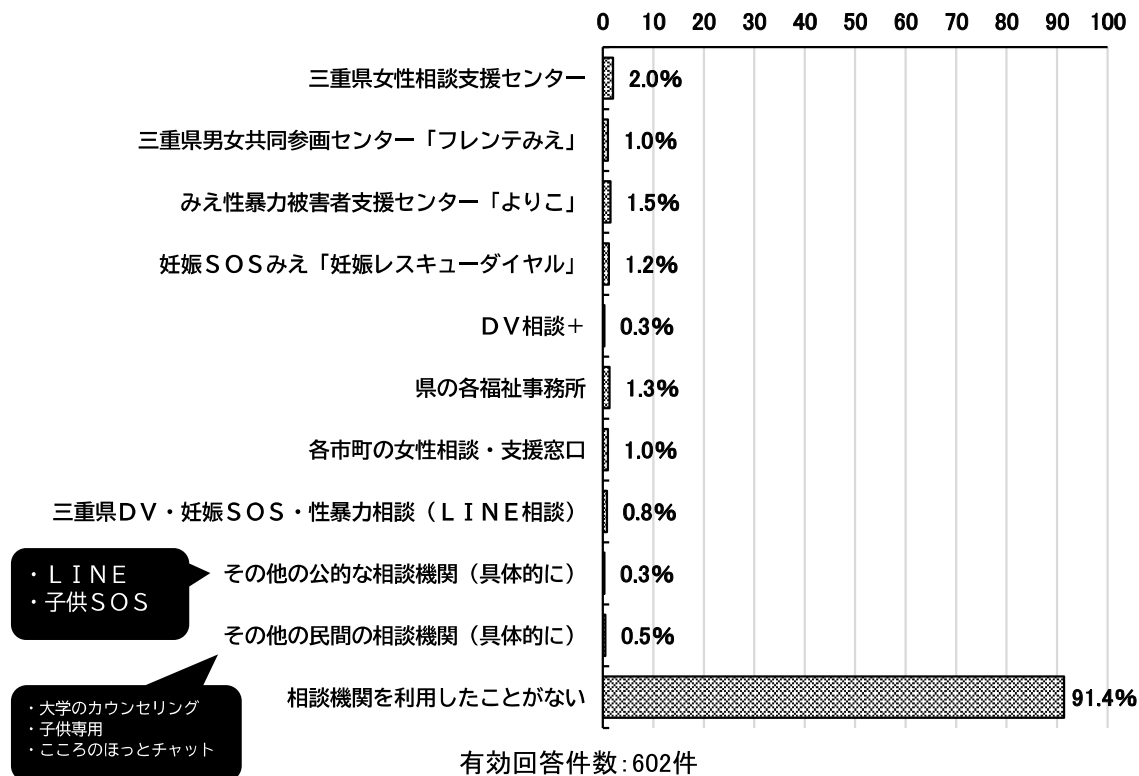


有効回答件数：602件

55.5%の回答者が「知っている相談機関はない」と答えており、過半数が相談機関についての認識がないことが明らかです。認知度が最も高いのは「みえ性暴力被害者支援センター『よりこ』」（24.4%）で、次いで「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」（16.9%）、「三重県女性相談支援センター」（14.1%）となっています。それに対し、「県の各福祉事務所」（2.8%）や「DV相談+」（2.5%）の認知度は低いです。

これらの課題に対しては、支援機関の周知、オンライン相談の普及、包括的支援体制の構築（認知度の高い機関と低い機関との連携強化）などが必要と思われます。

・若年女性が抱えている困難な問題に関して利用したことがある相談機関



多くの人が「相談機関を利用したことがない」（91.4%）という結果となりました。最も利用された機関は「三重県女性相談支援センター」（2.0%）となっており、相談機関の利用は極めて低いです。相談機関に対する信頼性と安全性の認知不足や、利用方法の周知不足などが原因として考えられます。

この課題への対応策として、利用方法など相談機関に関する周知、オンライン相談など相談に係るアクセスの多様化などが必要です。

（５）県内外NPOからの聞き取り結果

困難な問題を抱える女性への支援に関して、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」を推進する必要があるとあり、また、困難な問題を抱える女性への支援の現状を把握し、新計画策定の参考とすることから、女性支援などに携わる県内外NPOへの聞き取りを実施しました。

主な意見は次のとおりです。

※結果の詳細は付属資料「資料集」を参照

【行政への要望・意見】

①既存の福祉サービスの柔軟性を高め、さまざまなアプローチを増やすべき

（具体的な意見）

- ・ 行政のルールが厳格過ぎるため、円滑な連携の妨げとなっている。
- ・ 夜間時の保護案件などにおいて、行政があまり機能しないことがある（頼れるのは警察だけ）。
- ・ 支援対象者の中に、女性相談所や児童相談所などの行政機関に対して拒否感を示す者が一定数存在しているので、柔軟な対応が求められる。

②居場所づくりと支援体制の強化をしてほしい

（具体的な意見）

- ・ その場所に来れば一括で支援を受けられるような、包括的な支援の場が必要。多機能の居場所が必要。
- ・ 行政は、支援対象者にとって最も適切な場所を確保することが苦手。相談を受ける側としては、支援対象者が「支援を受けることができる場所を準備できていること」が強みになる。活用できる資源を準備できていれば、踏み込んだ相談対応ができる。

③行政は相談ハードルを下げる必要がある

（具体的な意見）

- ・ 今までの行政のやり方のような、相談場所を設置してただ待っているだけでは支援対象者は相談に来ない。さまざまな取組（食料品、生活用品、コスメ品などの提供など）により、支援対象者が相談しやすいようにする必要がある。

④その他

（具体的な意見）

- ・ 望まない妊娠の年齢層が下がってきているため、中学校を卒業するまでの学校教育や啓発が重要。
- ・ 三重県には、相談を受け付けた後の受け皿が少ない。受け皿が少ないと相談を受ける側も二の足を踏むことがある。また、女性支援に特化したNPOもほぼ無い。

(6)「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」の実績
DV防止に係る県の現状把握として、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」の各指標の実績は次のとおりです。

【成果指標】

目標項目	計画 策定時	実績	R6 年度 目標
DV相談窓口を知っている人の割合(県民アンケート)	80.2%	34.8%(※) (R6 実施)	90%
DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)かに相談したことがある人の割合(県民アンケート)	35.5%	18.4%(※) (R6 実施)	50%
一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合	81%	91% (R5 年度)	100%
要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数	13 市町	24 市町(R6.4 月時点)	29 市町

※計画策定時の調査方法と異なるため、参考値です。

DV相談窓口の認知度と相談実施率は目標に達していない一方で、一時保護者の自立支援に関しては計画策定時の値を上回っています。市町の組織的一体化も進んでいますが、さらなる進展が必要です。

【取組指標】

項 目	計画 策定時	実績	R6 年度 目標
「女性に対する暴力をなくす運動(※)」期間中に啓発を行う地域数	29 か所	47 か所 (R5 年度)	40 か所
県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数	3回(啓 発イベン トを除 く)	8回 (R5 年度)	10 回
医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動の回数(研修等の回数)	8回	5回 (R5 年度)	10 回

※女性に対する暴力をなくす運動：内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う地域数と、県ホームページや県広報などへの掲載などによる情報発信の回数は計画策定時の値を上回っており、一方で、医療関係者や民生委員などへの啓発活動の回数は計画策定時の値を下回っています。啓発活動においては、地域を活用した取組が成功している一方で、専門機関向けの研修強化が求められます。

【参考指標】

項 目	計画策定時	実績
DV相談件数（女性相談所、福祉事務所等、男女共同参画センター、警察本部）	1,850 件	2,100 件(R5 年度)
夫等の暴力を原因とする一時保護件数	27 件	25 件(R5 年度)
基本計画策定市町数	20 市町	28 市町(R6.4 月時点)
配偶者暴力相談支援センター設置市町数	0 市町	0 市町(R6.4 月時点)

DV相談件数と基本計画策定市町数が計画策定時の値を上回っており、一時保護件数は計画策定時の値を下回っています。配偶者暴力相談支援センターの設置市町数は進展がない結果となりました。

2. 課題

以上のような各種実績値、調査結果、県内外NPOへの聞き取り結果などをふまえ、主に次のような課題を把握しました。

- ・ DV相談件数は依然として高水準となっており、多くの被害者に支援が必要な状況です。引き続きDV被害から対象者を守るため、避難場所の確保や法的・心理的サポートなどの相談体制の強化により、安全・安心を確保する包括的な支援が必要です。
- ・ 女性の抱える問題は、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、生活困窮、家庭関係の破綻など多岐に渡るとともに複合化しているため、関係団体と連携しながら、よりきめ細かな支援を行うことが必要です。また、生きづらさや孤立感を感じている人に対する居場所の提供といった新たな支援が必要です。
- ・ SNSによる相談を中心に若年層からの相談が増加しており、これは、従来の公的機関の相談窓口を利用しづらいことが一因としてあります。このため、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、公的機関だけでなく民間団体と連携しながら、当事者に寄り添った伴走型支援やアウトリーチ支援を行うなど、若年女性への支援の充実が必要です。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、従来の公的機関による相談窓口の周知とともに、身近なSNS相談などの周知広報に努める必要があります。あわせて、多様化する相談内容に応じて個々の状況に応じた専門的な相談窓口の整備も必要です。
- ・ 一時保護や施設への入所については、DVから避難するために安全を最優先する施設を引き続き確保することが必要です。また、住居などの生活基盤を失った人など、DV被害以外の理由で保護が必要な人の受入れができるよう、対象者の自立を支援する地域に開かれた施設についても、確保していく必要があります。
- ・ 若年層における性虐待や性暴力被害、望まない妊娠が増加し、低年齢化が進んでいるため、児童への早期からの適切な教育や啓発を実施し、若年層が自らを守れる知識と意識を育むことが必要です。

第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容

1. 今後の施策の方向性

困難な問題を抱える女性への支援において、本人の立場に寄り添い、さまざまな機関と連携・協力し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を行うため、現状把握と課題をふまえて今後の方向性を次のとおりまとめました。

1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】

人権の尊重や男女平等に関する啓発と教育を行い、女性自身が、自分の抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発を行います。

また、円滑に支援につなげるために、相談窓口などの支援情報について積極的に周知します。

2 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】

複合化した問題やニーズに対応するための適切な支援を実施するため、相談支援体制を強化します。

あわせて、潜在化している支援対象者を支援につなげるために、アウトリーチによる支援対象者の発見を図ります。

3 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】

DV被害者をはじめとした、さまざまなケースに応じた適切かつ迅速な安全確保のために、保護体制の整備と拡充を行います。

また、子どもを同伴する人が安心して生活できるよう、さまざまな支援を行います。

4 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】

困難な問題を抱える女性がその困難を解消し、本人の意思が尊重されながら日常生活および社会生活を営むことができるよう、本人に寄り添ったさまざまな支援を実施します。また、再び困難に陥らないように、継続して関わることのできる相談窓口を確保するなどの取組を行います。

中でも、特に問題を抱えやすい若年女性への支援を重点的に強化し、気軽に集いやすい居場所や相談しやすい環境の整備などを進めます。

5 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

包括的かつ切れ目のない支援体制を整備するため、支援調整会議などにより、民間団体を含めた関係機関との一層の連携強化を図ります。

また、支援対象者への十分な支援を行うために、支援者の養成に取り組みます。

2. 計画の体系

めざすべき方向性	取組内容
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【教育・啓発】	男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進
	自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究
	支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知
2 支援につながる相談窓口の整備 【相談支援】	関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり
	女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実
	女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置
	個々の状況に応じた専門相談の実施
3 安全・安心が守られる保護の実施 【緊急対応】	安全・安心の確保と保護体制の充実
	同伴する子どもへの支援の充実
	保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施
4 困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】	官民協働による孤立させない若年女性への支援
	本人に寄り添った支援のための体制づくり
	生活基盤を支えるための支援
	居場所づくりの支援
	さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実
	外国人、障がい者、高齢者、LGBTQなどの当事者への対応
5 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係機関との連携】	支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化
	困難女性の支援における関係機関の連携強化
	市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進
	関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底
	支援者の養成

3. 役割分担

(1) 県の役割

女性支援事業の実施にあたり中核的な役割を果たし、基本計画を策定することなどを通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開します。あわせて、困難な問題を抱える女性への積極的かつ計画的な支援の実施とその周知を行い、そして、支援を行う者の活動の連携および調整を図ります。

また、重層的な支援を行うために、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、最適な支援を受けられる体制を整備します。

一方で、市町に対する支援を行うとともに施策の取組状況を把握し、必要な取組を促進します。

(2) 市町の役割

最も身近な相談先として、寄り添った役割を果たすとともに、さまざまな支援制度の実施主体でもあることから、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体などへのつなぎなどを実施します。

(3) 民間団体の役割

蓄積された知見や現場で育成された人材を生かしながら、県や市町など関係機関と連携し、互いの活動を補完しながら、より積極的に支援活動を実施します。

4. 具体的な取組内容

(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】

①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進

【取組方針】

女性は、日常生活または社会生活を営む上で、性暴力や性的搾取などの性的被害に遭いやすいこと、予期せぬ妊娠などの女性特有の問題が存在することなど、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多く、また、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難などに陥りやすいことから、困難な問題を抱えやすい状態にあります。

こうした状態の背景には、女性の人権や尊厳を軽視する考え方や、社会的、文化的に形成されてきた性別による役割分担意識や、性差に関する無意識の思い込みや偏見が以前から存在していたと考えられます。

旧売春防止法に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の人権擁護、福祉の増進、自立支援などの観点が不十分であったため、そうした限界をふまえた新たな枠組みの構築のために困難女性支援法が策定されました。

全ての女性が一人の人間として尊重され、安全・安心な社会環境において、自立して暮らす権利があることの啓発と教育を推進し、社会意識の醸成を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会）

- ・ 家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育を推進します。
- ・ 児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発を実施します。
- ・ 子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校における「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- ・ 望まない妊娠を防ぐため、中学生などの低年齢層へ性や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を実施します。
- ・ 県立学校において、産婦人科医などの専門家を講師とした性に関する指導を実施するとともに、市町教育委員会と性に関する指導についての情報交換を実施します。

②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究

【取組方針】

困難な問題を抱える女性は、その抱える問題の性質から、誰にも相談できない、支援に期待できない、問題を問題として認識していないなどの理由により、問題が潜在化されやすいため、支援内容や支援窓口の情報が支援対象者に届かずに支援が円滑に進まないという状況に陥りやすい問題を抱えています。

特にDVにおいては、多くが家庭内で行われることから、女性が問題を抱え込むことで、より被害が潜在化・深刻化しやすいという問題があります。

困難な問題を抱える女性が孤立しないよう、自身が抱える問題を問題として気づくためのさまざまな広報啓発を行います。

また、DVにおいては、未然防止の観点から加害者とならないための教育や啓発を行う必要があります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ・ ホームページや県広報などを積極的に活用し、相談機関や支援制度などの周知・啓発を実施します。
- ・ 職場、地域の団体などにおける困難女性支援に関する研修を支援します。
- ・ 内閣府などの主唱による「女性に対する暴力をなくす運動」期間中において、県内各地域におけるDV防止啓発を実施します。
- ・ DV相談先カードなどの配付により、相談・支援機関の周知を図ります。
- ・ 「面前DV」を含めたDVが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のために、周知啓発を実施します。
- ・ 暴力に依存しがちな人への対応など、未然防止の施策を研究します。
- ・ DV被害者支援の一環として、DV加害者更生プログラムの調査研究状況などを把握します。

③支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知

【取組方針】

困難な問題を抱える女性を迅速に関係機関による包括的な支援につなげる必要があることから、関係機関と連携することで支援情報などの積極的な周知を図ります。

また、この計画の策定にあたっての各種調査結果をふまえると、必要な情報が支援対象者に行き届いていないことが課題となっていることから、県ホームページなどさまざまな媒体による広報活動をこれまで以上に強化し、支援につながるよう積極的に情報を発信する必要があります。

特にさまざまな困難を抱えやすい若年女性に対しては、より特化してさまざまな情報を届ける必要があるため、若年女性が受け入れやすい情報発信を実施します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ・ 各自治体や各関係機関との連携による支援に関する積極的な周知方法を検討し、実施します。
- ・ ホームページや県広報などを積極的に活用し、相談機関や支援制度などの周知・啓発を実施します。【再掲】
- ・ SNSを活用したインターネット広告などのように、若年層へのより広範な制度周知を推進します。

（２）支援につながる相談窓口の整備【相談支援】

①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり【取組方針】

この計画の策定にあたっての各種調査結果によると、行政は福祉サービスの柔軟性を高めるべきであり、相談者が行政へ相談するにあたっての心理的なハードルを下げるべきとの指摘があります。

このことをふまえ、潜在化しやすい問題を抱える女性をより早期に支援につなげるために、相談窓口を設置して支援情報を周知するだけでなく、アウトリーチによる支援対象者の発見を図ります。

そのためには、支援機関同士が密に連携して支援対象者の情報提供について協力し合い、また、切れ目なく支援を行うために、支援機関同士の引継ぎを円滑に行えるよう、連携を強化します。

特に、警察、医療、保健、児童相談窓口・児童相談所、各公的相談機関（「男女共同参画センター」、「女性の人権ホットライン」、「みえ性暴力被害者支援センター」など）、民間団体（「こどもの居場所」に係る団体など）、民生委員・児童委員・隣保館などの地域組織、学校などとの緊密な連携が重要です。

一方で、支援につながる相談をより身近なものとするために、さまざまな支援対象者が相談しやすいような環境づくりに取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ・ SNSを活用した多分野の相談窓口を設置することで、より適切な相談対応を実施します。
- ・ 支援対象者の発見のために、SNSなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。

- ・ さまざまな支援機関と連携し、支援対象者の情報提供を受けることで、円滑な支援対象者の発見を図ります。
- ・ 支援調整会議、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会において関係者による情報連携を図り、支援に関する研修の機会を確保するとともに、18歳前後の児童期から若者期への切れ目のない支援相談窓口の移行を行います。
- ・ 困難女性のために夜間・休日における相談を実施します。
- ・ 男性のDV被害者が相談しやすい環境を整備します。
- ・ 外国人、障がい者、高齢者、男性DV被害者およびLGBTQなどの当事者の特性に応じた相談対応を行い、支援のための連携先を確保します。
- ・ 複数の相談窓口と連携した共通相談窓口の設置を推進します。

②女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実

【取組方針】

女性相談支援センターは県の女性支援の中核となる機関であり、複合的な困難女性の相談に対応するためには、これまで以上に関係機関との調整機能が求められることとなります。

県の女性支援ネットワークの要として、困難な問題を抱える女性への支援を牽引する立場として、さまざまな施設機能の強化・充実を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 女性相談支援センターにおいて、より適切な女性支援が行えるよう、困難事例などへの対応について、警察、医療、法務、各相談窓口など各専門機関との連携を強化します。
- ・ 県内における円滑な女性支援のために、女性相談支援センターによる市町に対するスーパーバイズや困難事例のコーディネートが行える体制を整備します。
- ・ 市町の女性相談支援員との円滑な連携のため、情報共有などのためのネットワークを強化します。
- ・ 弁護士による専門相談の充実を図ります。

③女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置

【取組方針】

潜在化している支援対象者を支援につなげるためには、来所や電話相談といった従来の手法だけにとらわれず、支援対象者の実情をふまえた新たな視点で

支援を行う必要があることから、総合的な調整能力を持つ女性相談支援センターを中心に、より気軽に相談できる相談窓口の設置を検討します。

そのためには、柔軟な活動を行う民間団体との協働、若年層に受け入れられやすいＳＮＳの更なる活用などの視点を重視して取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 困難女性全般を対象にした、県内外の民間団体による新たな総合相談窓口の整備を推進します。
- ・ 新たな総合相談窓口の設置のために、ＳＮＳのさらなる活用を推進します。
- ・ 女性相談支援センターや民間団体を広く包含する支援調整会議を設置することで、民間団体との協働を推進します。

④個々の状況に応じた専門相談の実施

【取組方針】

多種多様で複合化している相談に対応し、適切な支援につなげるためには、各分野における専門的な相談対応が不可欠であり、また、支援対象者に寄り添った支援とするためには、相談技術の研鑽に係る研修も重要となります。

また、多くの女性が直面する性的被害・性暴力や母子保健などの問題だけでなく、悪質ホストなどのような近年社会問題化している問題についても積極的に取り組む必要があります。

一方で、ＤＶ被害者を中心に、離婚や親権の問題などの法律に関する専門的助言へのニーズが依然としてあるほか、性犯罪被害などの問題に対応するためにも、弁護士相談を充実する必要があります。

さまざまな専門相談窓口の設置により多種多様なニーズに応えることで、複合化している問題の相談支援に取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、警察本部）

- ・ 専門職（心理職、産業カウンセラーなど）の配置などにより、専門相談の充実を図ります。
- ・ 女性相談支援センターによる女性相談支援員向け専門研修の充実を図ります。
- ・ ＤＶ被害者などへの専門相談支援を実施します。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者に対する専門相談支援を実施します。
- ・ 母子保健（予期せぬ妊娠など）に関する専門相談支援を実施します。
- ・ ひとり親家庭への専門相談支援を実施します。

- ・ 生活困窮者への専門相談支援を実施します。
- ・ 心の悩みに関する専門相談支援を実施します。
- ・ 人権に関する専門相談支援を実施します。
- ・ ヤングケアラーなど困難を抱える子ども・若者への専門相談支援を実施します。
- ・ ひきこもりに関する専門相談支援を実施します。
- ・ 障がい者の方への専門相談支援を実施します。
- ・ 外国人住民の生活に関する専門相談支援を実施します。
- ・ 悪質ホストに関する専門相談支援を実施します。
- ・ 依存症に関する専門相談支援を実施します。
- ・ 弁護士による専門相談の充実を図ります。【再掲】

(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】

①安全・安心の確保と保護体制の充実

【取組方針】

支援対象者の支援を行う上では、支援対象者が安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現するために、生活再建の拠り所となる居場所の確保が重要となります。

そのため、DVやストーカーの被害者、性暴力や性犯罪の性的被害者、帰宅先が無い人などに対しては、安全・安心な居場所の迅速な提供をめざします。

また、休祝日や夜間の緊急時対応をはじめ、一時保護に係るルールの見直しや、男性DV被害者や困難な問題を抱える若年女性などに係る保護対応の拡充など、より柔軟な保護体制の構築に取り組みます。

一方で、加害者の検挙や保護命令発令時の対応などについて、DV被害者への支援に関して警察との連携は引き続き強化していきます。

さらに、保護体制の充実にあたっては、支援にあたる職員の資質向上も重要であることから、女性相談支援センターが中心となって取り組みます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、警察本部）

- ・ 女性相談支援センター、警察、福祉事務所などの関係機関の協力による避難場所の提供や、一時保護所への同行支援など、緊急時における安全確保のための連携を強化します。
- ・ 休祝日や夜間緊急時に避難先を確保するために関係機関との調整を図ります。
- ・ 障がいなどの支援対象者の特性に応じた保護を行うために、保護先を拡充します。

- ・ 困難な問題を抱える若年女性に特化した保護先の拡充を図ります。
- ・ 男性DV被害者の保護体制を整備します。
- ・ スマートフォンの制限などの一時保護条件の見直しを図り、より柔軟な一時保護の体制を整備します。
- ・ 女性自立支援施設を活用した安全・安心を確保する緊急対応を実施します。
- ・ DV被害者の意思をふまえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置を実施します。
- ・ DV被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、情報提供と助言を行います。
- ・ 保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所などに対する指導および助言を行います。
- ・ 円滑な保護命令制度の利用にあたり、警察との連携を強化します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける警備体制を確保します。
- ・ 女性相談支援員などの職務関係者や関係機関の職員に対する専門研修を実施します。
- ・ 心理的なサポートのため、女性相談支援員などに対してのスーパーバイズなどを実施します。

②同伴する子どもへの支援の充実

【取組方針】

保護にあたり、子どもを同伴する人も多いことから、保護中の子どもへの支援も欠かすことはできません。

支援対象者およびその子どもへの心理面でのサポートは重要であり、中でも、面前DVにより傷ついた子どもへのこころのケアなどについては特に重要なものとして取り組みます。

また、支援対象者の子どもが、親の経済的困窮が原因で十分な教育を受けることができず、就職や進学などで将来不利益となる、いわゆる貧困の連鎖とならないよう、学習の支援を行うことも必要です。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 女性相談支援センターおよび母子生活支援施設における支援対象者および児童に対して心理面でのサポートを実施します。
- ・ 居宅の支援対象者およびその子どもに対するメンタルケアの支援の充実に図ります。

- ・ 同伴する子どもに対する児童指導員による保育や学習支援などの支援の充実を図ります。

③保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施

【取組方針】

支援対象者への切れ目ない、包括的な支援を行うために、身近な相談窓口である女性相談支援員、公的サービスの担い手である各市町の福祉担当部署、女性支援の中核的組織である女性相談支援センター、安全・安心を確保する女性自立支援施設や母子生活支援施設など、各関係機関の連携の強化をめざします。

また、現場対応を柔軟に行っている民間団体との連携強化を並行させることで、支援が必要な女性に早い段階でアクセスし、支援施策につなげる必要があります。

あわせて、相談の先の「受け皿」として、新たな保護先であるシェルター機能を持つ施設との連携を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ・ 各相談機関において、保護に関する相談のあった支援対象者を女性相談支援センターまたは福祉事務所などの女性相談支援員へ確実につなげることで、途切れのない保護支援情報の提供を徹底します。
- ・ 県内外の民間団体と連携し、円滑な支援対象者の発見を図ります。
- ・ 緊急的な避難先を幅広く確保する必要があるため、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を推進します。

（４）困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】

①官民協働による孤立させない若年女性への支援

【取組方針】

若年女性は、困難な問題を抱える女性の中でも性的被害や妊娠不安、望まない妊娠、孤立した育児などの問題を抱えやすく、あわせて貧困、虐待、家族問題などの問題を複合的に抱えてしまうことで、孤立し、社会的困難に陥るおそれがあるため、重点的に強化して支援する必要があります。

特に妊婦においては、支援のニーズが多様であり、かつ、母体の危険性などに配慮した緊急的な対応を求められることがあるため、本人の意思を尊重しながらも、適切な機関が緊密に連携して支援を行うことが求められます。

また、三重県は都心部へのアクセスが容易であることから、県外の都心部などで若年女性が困難を抱えて孤立してしまうことがあり、民間団体を含む県内外の関係機関との連携による支援者の発見も重要となります。

これらの問題への対策として、SNSのさらなる活用などにより公的機関などへ相談することに対する心理的なハードルを下げ、若年女性が相談しやすい環境整備を進めるとともに、特に医療機関を中心とした各関係機関との連携を強化し、また、若年女性にとっての気軽な居場所や安全・安心なシェルターなどの「居場所づくり」の推進に努めます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部）

- ・ 望まない妊娠を防ぐため、中学生などの低年齢層へ性や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を実施します。【再掲】
- ・ SNSを活用したインターネット広告などのように、若年層へのより広範な制度周知を推進します。【再掲】
- ・ 支援調整会議、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会において関係者による情報連携を図り、支援に関する研修の機会を確保するとともに、18歳前後の児童期から若者期への切れ目のない支援相談窓口の移行を行います。【再掲】
- ・ 望まない妊娠など、若年女性が陥りやすい課題に対する関連機関との円滑な連携を図ります。
- ・ 支援対象者の発見のために、SNSなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。【再掲】
- ・ 県内外の民間団体と連携し、円滑な支援対象者の発見を図ります。【再掲】
- ・ 困難女性のために夜間・休日における相談を実施します。【再掲】
- ・ 困難な問題を抱える若年女性に特化した保護先の拡充を図ります。【再掲】
- ・ 緊急的な避難先を幅広く確保する必要があるため、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を推進します。【再掲】
- ・ 主に若年層を対象とした、気軽に集える場所の整備を推進します。
- ・ 若年女性の母親に対する「子育て」と「困難女性」の両面をとらえた相談支援を実施します。
- ・ 若年女性への寄り添った支援を行うために、若年女性が相談しやすい支援者の養成を図ります。
- ・ SNSの更なる活用などにより、若年女性が相談しやすい環境の整備を推進します。

②本人に寄り添った支援のための体制づくり

【取組方針】

困難な問題を抱える女性の問題の解消を図り、支えていくためには、支援する側の体制を整備する必要があります。

困難な問題を抱える女性のさまざまなニーズに対応するため、従来の手法にとらわれない、幅広く柔軟な視点に立った寄り添った支援を実施します。

女性の抱える困難な問題は複雑・多様化しており、また、特に若年女性は、従来の電話・来所相談を中心とする体制では公的機関にはつながりにくく、「孤立している」という問題を顕在化させられる仕組みを構築する必要があります。

困難を抱える女性の問題は、その女性の本来持っている特性、家族構成や成育歴、他者との人間関係など、複雑な要因が複合的に絡み合っていることが多く見られます。そのため、それらの問題を丁寧にアセスメント（調査）しつつ、各関係機関が情報を共有しながら本人の持つ悩みに共感し、寄り添うことで、それぞれの女性への適した支援をめざします。また、自立した生活を送るようになった以後も、女性にとって関わりやすい相談窓口を確保するなどの連携を行います。なお、その際には、個人情報保護に抵触しないよう、本人の意思を確認するなどの配慮を行います。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- ・ スマートフォンの制限などの一時保護条件の見直しを図り、より柔軟な一時保護の体制を整備します。【再掲】
- ・ 女性自立支援施設におけるさまざまな困難女性の対応を念頭に置き、運営方法の見直しを図ります。
- ・ 自立支援プログラムを持つ関連民間団体との連携を図ります。
- ・ 困難女性全般を対象にした、県内外の民間団体による新たな総合相談窓口の整備を推進します。【再掲】
- ・ 支援対象者にとってより有効な支援となるように民間団体との協働による支援を実施します。
- ・ DVや性暴力の被害者への寄り添った支援のために、各支援機関において医療分野との連携を推進します。
- ・ 支援調整会議を活用し、支援計画などの今後の方針について、本人の同意を得ながら各関係機関で情報共有します。

③生活基盤を支えるための支援

【取組方針】

困難な問題を抱える女性が安定した社会生活を営むためには、生活基盤の確保が必要です。

そのために必要となる経済的支援や就業支援、住まいの確保などの各種支援制度につなげることを目的に、支援機関相互の連携や適切な情報提供を推進します。

主な相談窓口である各市町の福祉事務所や女性相談支援センターが中心となり、ワンストップで包括的な支援ができるような体制の整備をめざします。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、医療保健部、雇用経済部、県土整備部、教育委員会）

- ・ 生活保護制度、福祉貸付金、医療費助成などの主に金銭面に係る各種支援施策について、支援対象者が置かれている状況に即した適切な制度活用を図ります。
- ・ ハローワーク、おしごと広場みえ、サポートステーション、母子・父子福祉センターなどの関係機関と連携し、就業支援を行います。
- ・ 支援対象者の就職時や退所後の安定した生活のために、母子生活支援施設や女性自立支援施設における身元保証制度の普及を図ります。
- ・ 居住先が確保できないDV被害者への支援として、公営住宅への優先入居を行います。
- ・ 住宅の確保に特別の配慮を要するDV被害者などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、入居を受け入れるセーフティネット住宅などの登録情報を提供します。
- ・ 女性相談支援センターにおいて、住宅の確保に関する制度の利用などについての情報提供、助言、関係機関との連絡調整などの支援を実施します。
- ・ 医療保険や年金および就学手続きなどについて、市町の関係部局が連携し、支援対象者の生活の安定のための支援が一元的に対応（ワンストップ・サービス）できる体制整備を促進します。
- ・ 生活の安定後の孤立の再発を防ぐため、各関係機関相互の連携により相談窓口を確保します。

④居場所づくりの支援

【取組方針】

困難な問題を抱える女性が、孤立することなく心穏やかに集まることができる場所や安全・安心に心身の回復を図れる場所というものは、本人のこれからの生活を構築するための支援を進めていく上で、非常に重要なものです。

母子生活支援施設などの既存施設を有効に活用しつつ、本人にとって居心地のよい「居場所」を提供するために、県内だけでなく県外も視野に入れて、シェルター機能を持つ施設との連携や新たな「居場所」創設の整備を進める必要があります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 緊急的な避難先を幅広く確保するため、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を推進します。【再掲】
- ・ 主に若年層を対象とした、気軽に集える場所の整備を推進します。【再掲】
- ・ 母子生活支援施設など既存施設の居場所としての柔軟な活用を推進します。

⑤さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実

【取組方針】

性的被害やDV被害をはじめ、さまざまな困難を抱える女性の心理面でのダメージは容易に癒えるものではありません。

今後、本人が安定した生活を営むために、支援機関による適切な心理的支援を図ります。

また、支援の過程においては、女性の意思決定を尊重し、持続的な信頼関係の構築を重視し、繰り返し支援する姿勢を持つことが重要です。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 女性相談支援センターおよび母子生活支援施設における支援対象者および児童に対して心理面でのサポートを実施します。【再掲】
- ・ 居宅の支援対象者およびその子どもに対するメンタルケアの支援の充実に図ります。【再掲】

⑥外国人、障がい者、高齢者、LGBTQなどの当事者への対応

【取組方針】

国籍や性自認などに起因する困難を抱える人に対し、その生きづらさを解消し、孤立を防ぐために、さまざまなニーズに応える必要があります。

また、障がいのある人や高齢者に対しても、等しく生活しやすいような環境を整備することは重要なことです。

問題を抱える人それぞれに適した支援ができるよう、一時保護委託先の拡充や、専門相談機関との連携強化に取り組めます。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- ・ 相談窓口などの広報資料の多言語化の実施や、外国人の支援対象者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実（「みえ外国人相談サポートセンターM i e C o」との連携の推進）を図ります。
- ・ LGBTQなどの当事者に対する対応や支援の充実を図ります。
- ・ 関係団体と連携し、障がいに配慮した情報提供や情報保障を実施します。
- ・ 地域包括支援センターなどと連携した高齢者支援の充実を図ります。
- ・ 生活習慣や障がいの状況に応じた委託先における一時保護を実施します。

（５）関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

①支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化

【取組方針】

困難な問題を抱える女性を支援するには、相談支援、保護、困難な問題の解消、生活の安定に向けての支援などのさまざまなステージにおいて、さまざまな支援機関と密に連携する必要があります。

既存のDV対策協議会や要保護児童対策地域協議会に加え、支援調整会議を新しく設置することで、支援機関同士の機能的な連携を推進します。

なお、支援調整会議においては、県内の民間団体と公的機関との連携や、民間団体相互の連携の促進などに取り組むほか、地域の課題や好事例については広く関係機関相互で情報共有し、連携する意識の醸成を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 支援調整会議を通じて、会議参加団体との一層の連携強化を図ります。
- ・ 困難女性の支援に関連する民間団体への支援調整会議参加を促進します。

- ・ 地域における支援調整会議、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会の機能的な活用（一体化含む）を促進します。

②困難女性の支援における関係機関の連携強化

【取組方針】

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、これまで以上に各専門支援機関との連携を深める必要があります。

支援に関わる職員への研修や、意見交換の場を設けることなどにより、柔軟かつ円滑に支援につなぐことができるような関係づくりを推進します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 相談の際に把握した内容の情報提供など、児童虐待部門と困難女性部門との連携を強化します。
- ・ 職員研修などの機会を活用した課題の共有や連携に関する意見交換を実施します。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において、子どもがいる困難女性の家庭の把握や支援の実施を図ります。
- ・ 市町において、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な相談支援体制が整備できるよう、市町のニーズをふまえた支援を行います。
- ・ 母子保健コーディネーターに対する情報提供や研修を実施します。
- ・ 支援対象者にとってより有効な支援となるように民間団体との協働による支援を実施します。【再掲】
- ・ 一時保護などに関して、広域的な連携を強化します。
- ・ 女性相談支援センターと福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、女性自立支援施設、性暴力被害者支援センターよりこ、民間団体などとの連携を強化します。
- ・ 県福祉事務所において、困難女性支援に携わる市町実務担当者との連携強化を推進します。

③市町における困難女性支援に係る推進体制の整備および促進

【取組方針】

県は、県内における困難な問題を抱える女性への重層的な支援の実施のために、市町における困難な問題を抱える女性への支援を促進する役割があります。

具体的には、市町基本計画の策定支援や、市町における支援調整会議設置を促進します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部）

- ・ 市町において、困難女性を支援するための施策を展開するため、市町基本計画の策定を支援します。
- ・ 市町における支援調整会議設置を促進します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。

④関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と支援対象者に関する個人情報保護の徹底

【取組方針】

実際に困難な問題を抱える女性への支援を行うにあたっては、支援機関それぞれが連携することで円滑な支援が可能となります。また、連携にあたっては、支援する側が過剰に抱え込むことなく支援できるようにサポートをすることが必要となる一方で、必要な個人情報について適切に取り扱う必要があります。

そのため、関係する支援者への研修やサポートを行うことで、正しい知識と技術の定着を図ります。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- ・ 各関係機関の支援者へ相談対応に関する研修などを実施します。
- ・ 支援対象者への支援が円滑に進むようさまざまな連携を強化します。
- ・ 支援対象者の情報共有時の個人情報保護の徹底を図ります。
- ・ 女性相談支援センターによる女性相談支援員向け専門研修の充実を図ります。【再掲】

⑤支援者の養成

【取組方針】

困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、支援対象者が抱える困難に寄り添って支援ができるような、困難女性支援に特化した支援者の存在が重要となります。

県は、困難な問題を抱える女性への支援に特化した専門職員として、市町における女性相談支援員の配置と定着を促進します。

また、民間団体支援者への研修などを実施することで、民間団体支援者の資質向上を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援を推進するために、県内民間団体支援者を養成するための取組手法を検討します。

【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）

- ・ 若年女性への寄り添った支援を行うために、若年女性が相談しやすい支援者の養成を図ります。【再掲】
- ・ 市町における女性相談支援員の配置と定着を促進します。
- ・ 各関係機関の支援者へ相談対応に関する研修などを実施します。【再掲】
- ・ 県内民間団体支援者への支援に関する研修を実施します。
- ・ 困難女性の支援に関する県内民間団体の養成に係る取組手法を構築します。

第4章 計画の推進

1. 推進および連携体制

困難な問題を抱える女性への支援に関わる各関係機関により構成される、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」を設置することで、各関係機関の連携を深め、円滑な支援を実施し、この計画の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

この計画の遂行および成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要であり、一方で、県は市町における取組の促進支援を行うことから、県は、各部局の取組および市町の取組の実施状況について、適宜把握することとします。

また、この計画に位置づけた施策の現状や課題などを明確にするため、数値目標を設定し、その進捗状況を把握します。

施策の実施状況や数値目標の進捗状況は、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」において報告し、計画の適切な進行管理を行います。

3. 数値目標

めざすべき方向性	性質	指標	計画策定時	目標 (令和11年度)
			数値	
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり	アウトカム	困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	58.6% (令和6年度)	50%以下
	アウトカム	DV被害を受けた経験のある人の内、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	81.6% (令和6年度)	50%以下
	アウトプット	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	47箇所 (令和5年度)	52箇所以上
2 支援につながる相談窓口の整備	アウトプット	SNS相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	983件 (令和5年度)	1,400件以上
	アウトプット	医療関係者、民生委員、NPOなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	5回 (令和5年度)	10回以上
3 安全・安心が守られる保護の実施	アウトプット	一時保護委託に係る委託契約施設数	10箇所 (令和5年度)	15箇所以上
4 困難女性を支えるしくみづくり	アウトカム	女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	—	240人以上
	アウトカム	一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	91% (令和5年度)	100%
5 関係機関と連携した支援体制づくり	アウトプット	支援調整会議を設置している市町数（DV対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	—	29市町
	アウトプット	困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数	—	29市町
	アウトプット	連携可能なNPOの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の発見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	0団体 (令和5年度)	10団体以上

第5章 その他重要事項

1. 基本計画の見直し

この計画の見直しにあたっては、計画期間の満了前に、計画に定めた施策の評価を実施することとし、この評価により得られた結果を参考にして見直しを実施します。

この評価については、困難な問題を抱える女性の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、支援に携わる関係者の意見を聴取することなどにより実施することとし、この評価により得られた結果については公表することとします。

○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート



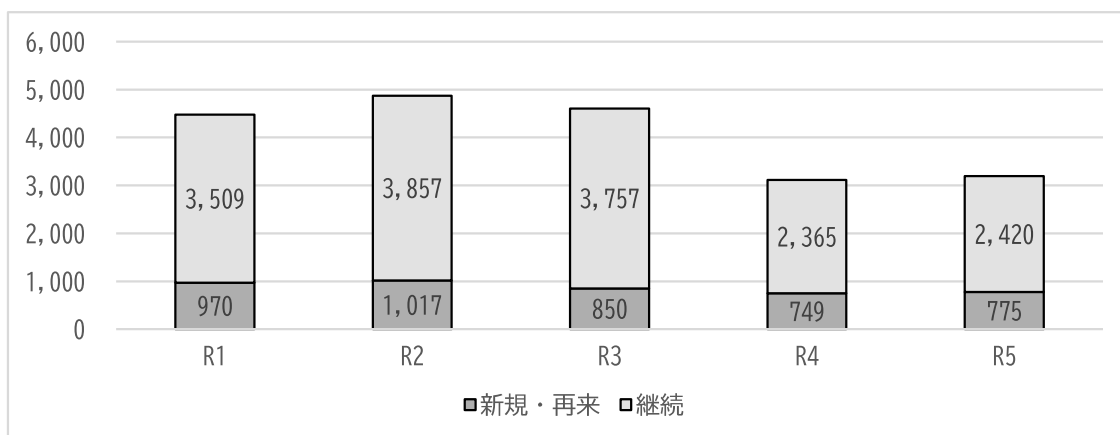
○各種統計データ

①女性相談支援センターの相談状況

(単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
新規・再来	970	1,017	850	749	775
継続	3,509	3,857	3,757	2,365	2,420
合計	4,479	4,874	4,607	3,114	3,195

(単位：件)

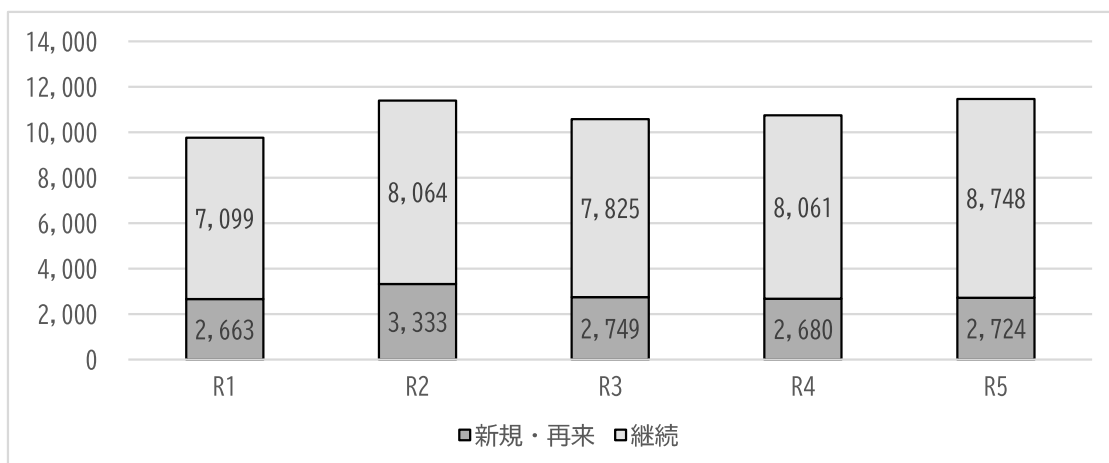


②県福祉事務所の相談状況

(単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
新規・再来	2,663	3,333	2,749	2,680	2,724
継続	7,099	8,064	7,825	8,061	8,748
合計	9,762	11,397	10,574	10,741	11,472

(単位：件)

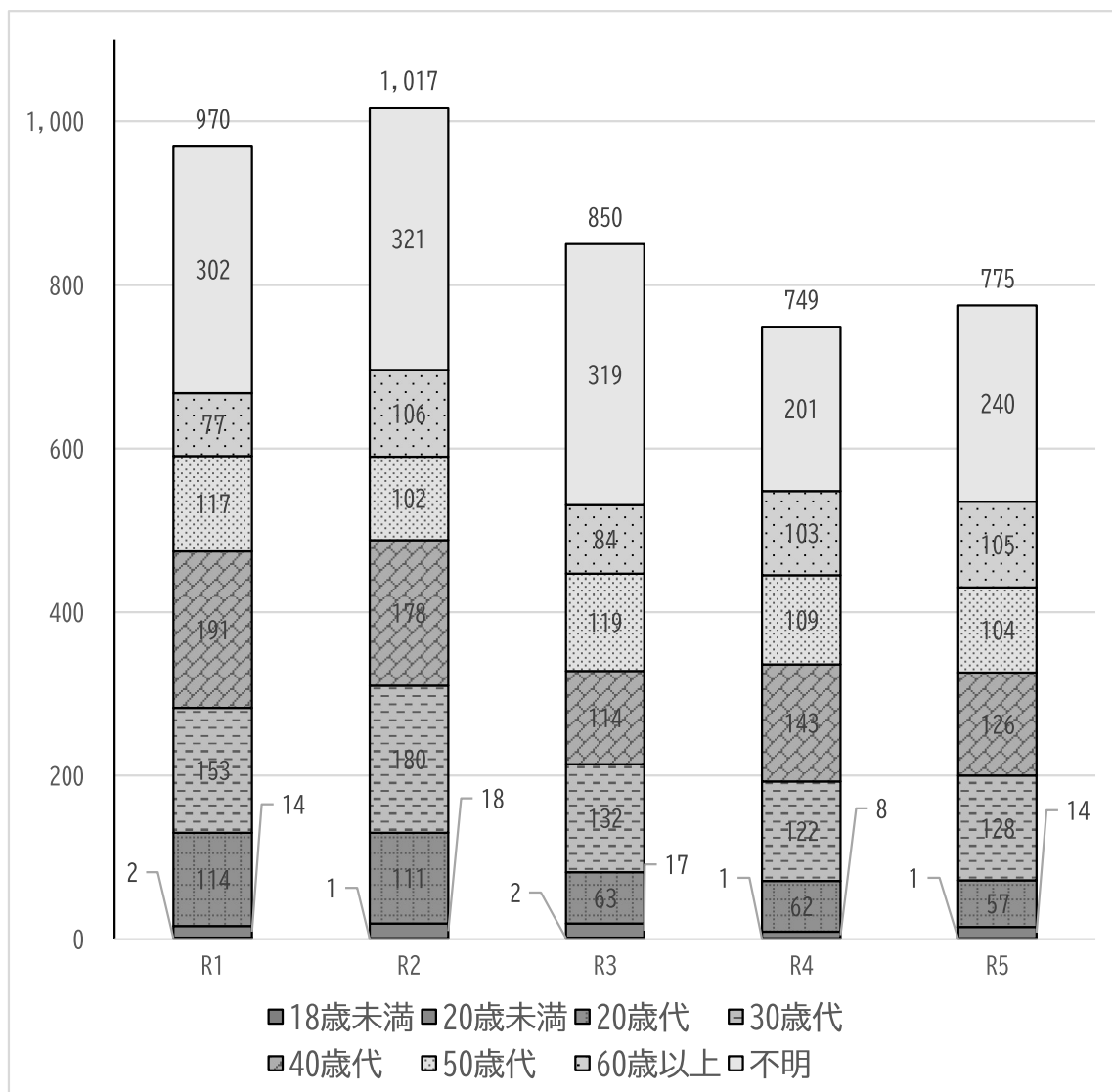


③女性相談支援センターの年齢別受付状況

(単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
18歳未満	2	1	2	1	1
20歳未満	14	18	17	8	14
20歳代	114	111	63	62	57
30歳代	153	180	132	122	128
40歳代	191	178	114	143	126
50歳代	117	102	119	109	104
60歳以上	77	106	84	103	105
不明	302	321	319	201	240
合計	970	1,017	850	749	775

(単位：件)

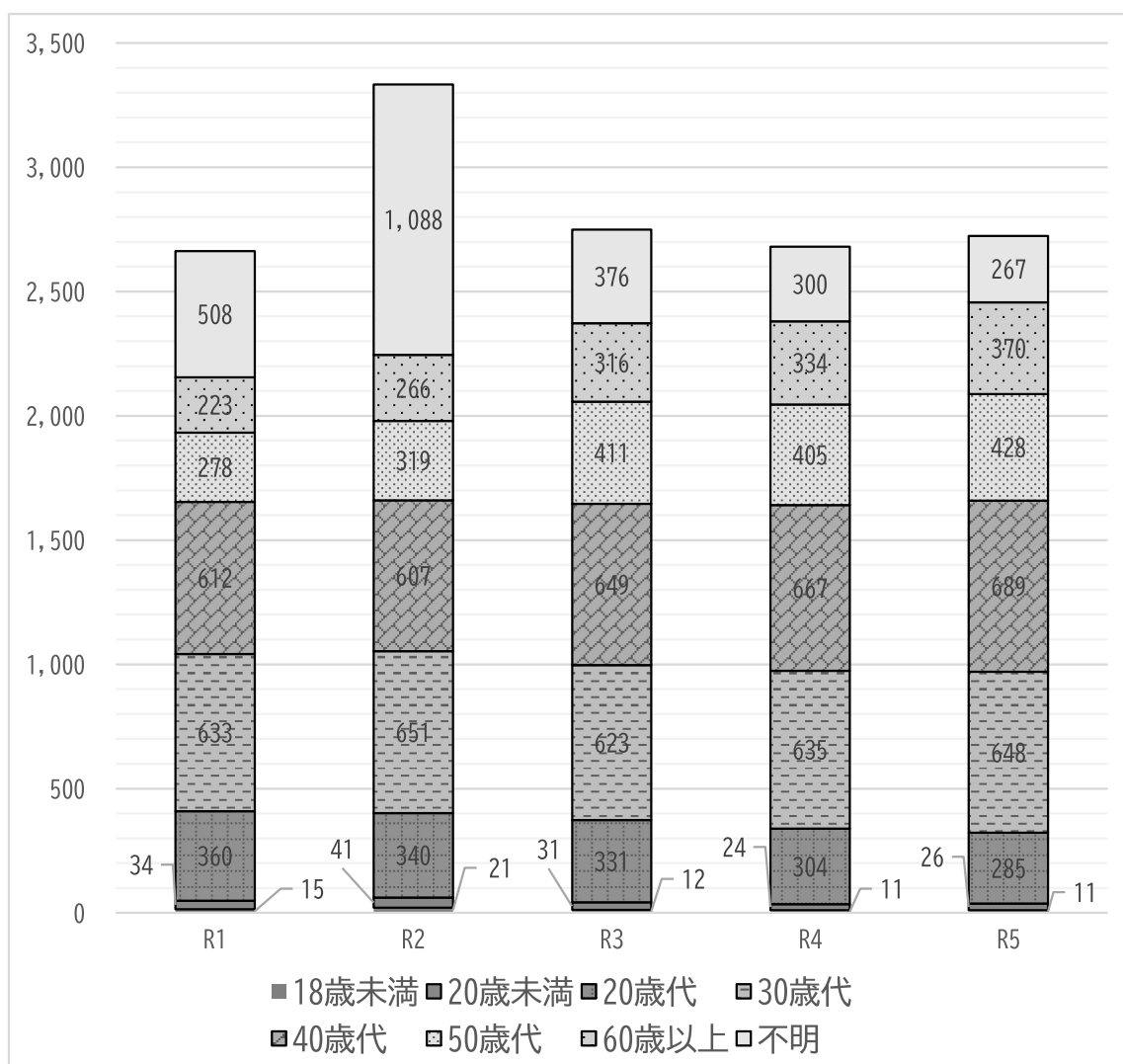


④県福祉事務所の年齢別受付状況

(単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
18歳未満	15	21	12	11	11
20歳未満	34	41	31	24	26
20歳代	360	340	331	304	285
30歳代	633	651	623	635	648
40歳代	612	607	649	667	689
50歳代	278	319	411	405	428
60歳以上	223	266	316	334	370
不明	508	1,088	376	300	267
合計	2,663	3,333	2,749	2,680	2,724

(単位：件)



⑤女性相談支援センターの主訴別受付状況

(単位：件)

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	374	496	322	308	336
		酒乱・薬物中毒	0	0	1	0	0
		離婚問題	155	127	115	101	105
		その他	77	69	69	55	62
	子ども	子どもの暴力	13	7	10	8	4
		養育困難	0	0	0	0	1
		その他	31	27	29	27	28
	親族	親の暴力	22	29	22	21	19
		その他の親族の暴力	5	3	4	6	10
		その他	65	46	57	47	49
	交際相手	交際相手からの暴力	13	17	20	3	10
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	1
		その他	9	5	6	1	4
	家庭不和		12	2	2	15	4
	その他の者の暴力		8	8	2	8	5
	男女問題		10	17	9	11	9
	ストーカー		10	8	8	4	7
	その他		80	84	91	67	71
住居問題			3	1	7	3	2
帰住先なし			23	29	13	13	11
経済関係	生活困窮		8	5	9	12	2
	借金・サラ金		6	0	2	4	1
	求職		0	2	2	0	3
	その他		1	2	3	1	0
医療関係	病気		6	2	12	10	6
	精神的問題		29	24	20	22	24
	妊娠・出産		3	5	7	2	0
	その他		7	2	7	0	1
不純異性交遊			0	0	1	0	0
売春強要			0	0	0	0	0
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
5条違反 ※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			970	1,017	850	749	775

※5条違反…売春防止法第5条違反

⑥県福祉事務所の主訴別受付状況

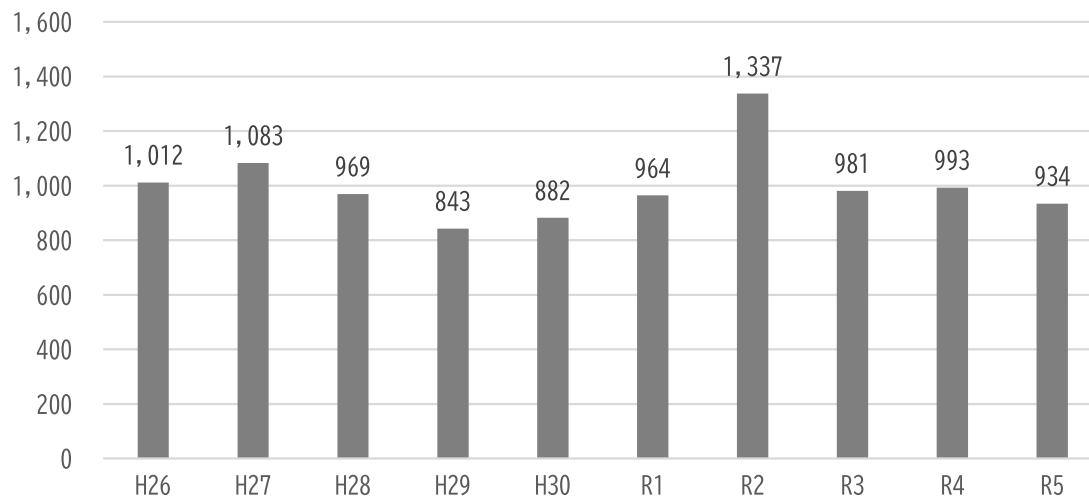
(単位：件)

			R1	R2	R3	R4	R5
人間関係	夫等	夫等の暴力	590	841	659	684	598
		酒乱・薬物中毒	4	9	4	10	13
		離婚問題	530	559	547	543	540
		その他	242	275	238	245	289
	子ども	子どもの暴力	19	32	14	19	21
		養育困難	30	31	32	29	29
		その他	154	188	154	158	127
	親族	親の暴力	47	71	58	63	65
		その他の親族の暴力	27	18	19	27	28
		その他	133	139	166	119	151
	交際相手	交際相手からの暴力	13	21	18	22	22
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0
		その他	15	30	24	15	17
	家庭不和		58	85	72	49	50
	その他の者の暴力		14	13	11	10	12
	男女問題		26	35	29	17	23
	ストーカー		13	15	18	13	10
	その他		263	412	318	199	241
住居問題			31	49	32	59	31
帰宅先なし			8	11	6	0	5
経済関係	生活困窮		93	111	70	84	75
	借金・サラ金		10	17	6	1	15
	求職		4	8	7	6	0
	その他		57	100	46	57	56
医療関係	病気		12	10	8	20	20
	精神的問題		166	160	104	140	207
	妊娠・出産		86	74	69	66	65
	その他		17	19	20	24	13
不純異性交遊			1	0	0	1	0
売春強要			0	0	0	0	1
ヒモ・暴力団関係			0	0	0	0	0
5条違反 ※			0	0	0	0	0
人身取引			0	0	0	0	0
合計			2,663	3,333	2,749	2,680	2,724

※5条違反…売春防止法第5条違反

⑦DV相談件数

・女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数 (単位：件)



※女性相談支援センターおよび各県福祉事務所での相談件数の合算値

※主訴が「夫等の暴力」によるもの

・配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 (単位：件)

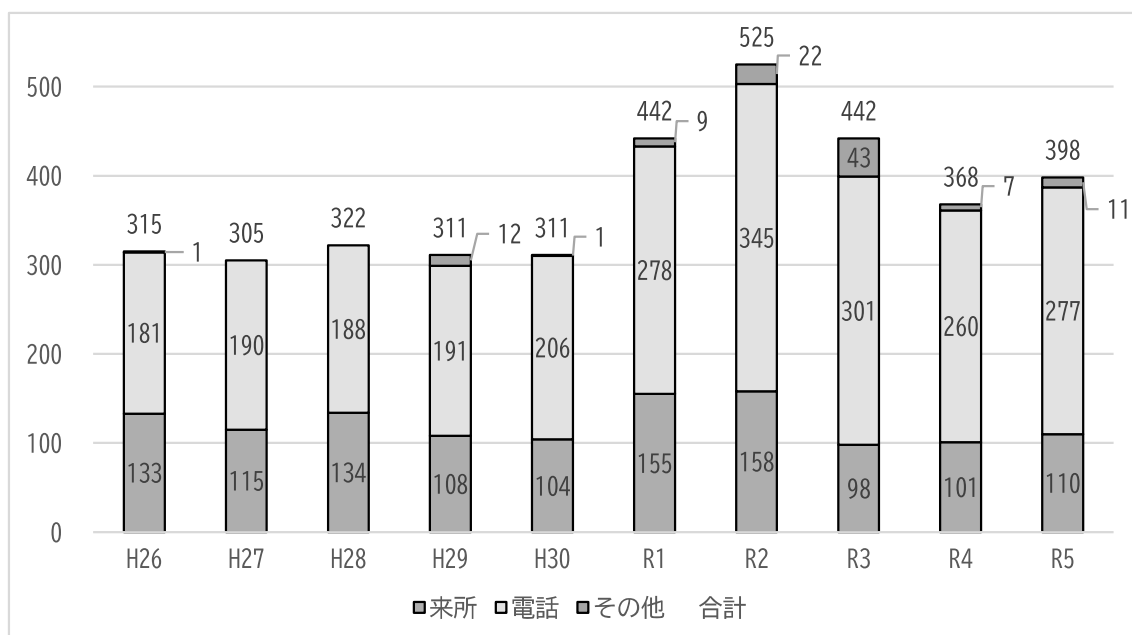
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
来所	133	115	134	108	104	155	158	98	101	110
電話	181	190	188	191	206	278	345	301	260	277
その他	1	0	0	12	1	9	22	43	7	11
合計	315	305	322	311	311	442	525	442	368	398

※配偶者からの暴力が関係する相談（主訴が配偶者からの暴力であるものに限らない）で、かつ本人から相談があったもの

※男性からの相談件数は次のとおり（上記表の内数）。 (単位：件)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3	1	5	7	9	11	14	17	12	9

(単位：件)



⑧一時保護人数

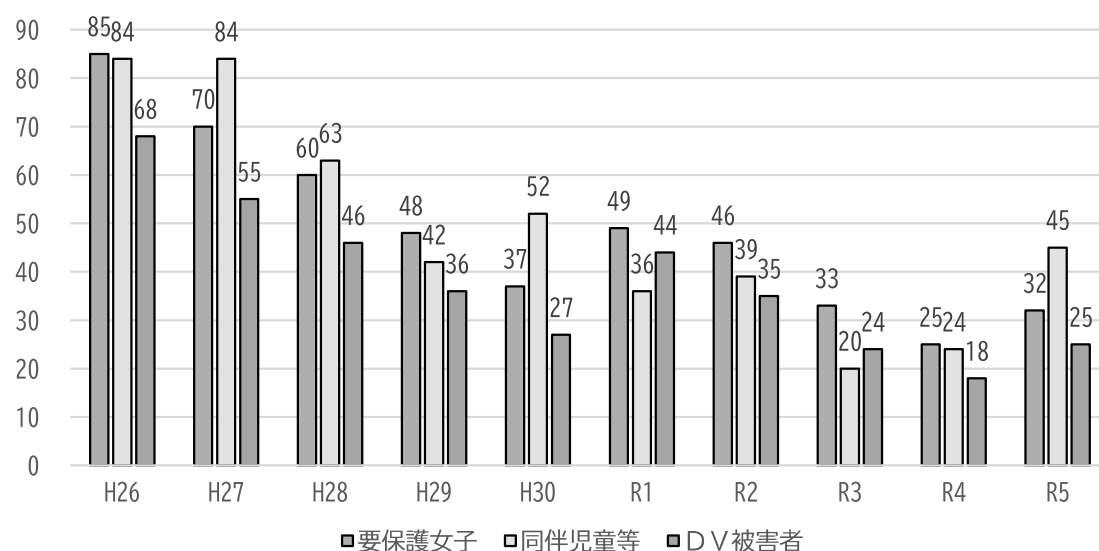
(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要保護女子	85	70	60	48	37	49	46	33	25	32
同伴児童等	84	84	63	42	52	36	39	20	24	45
DV被害者	68	55	46	36	27	44	35	24	18	25

※「DV被害者」の人数は、要保護女子の内数

※「DV被害者」の件数は、主訴が「夫等の暴力」によるもの

(単位：人)



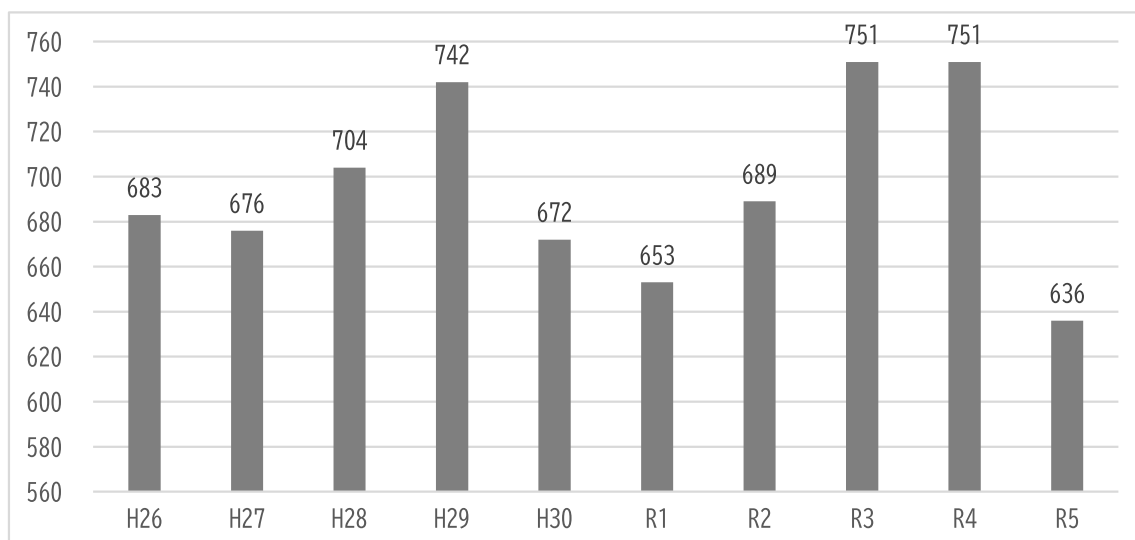
⑨警察における配偶者からの暴力相談対応状況

・警察での相談状況

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談受理件数	683	676	704	742	672	653	689	751	751	636

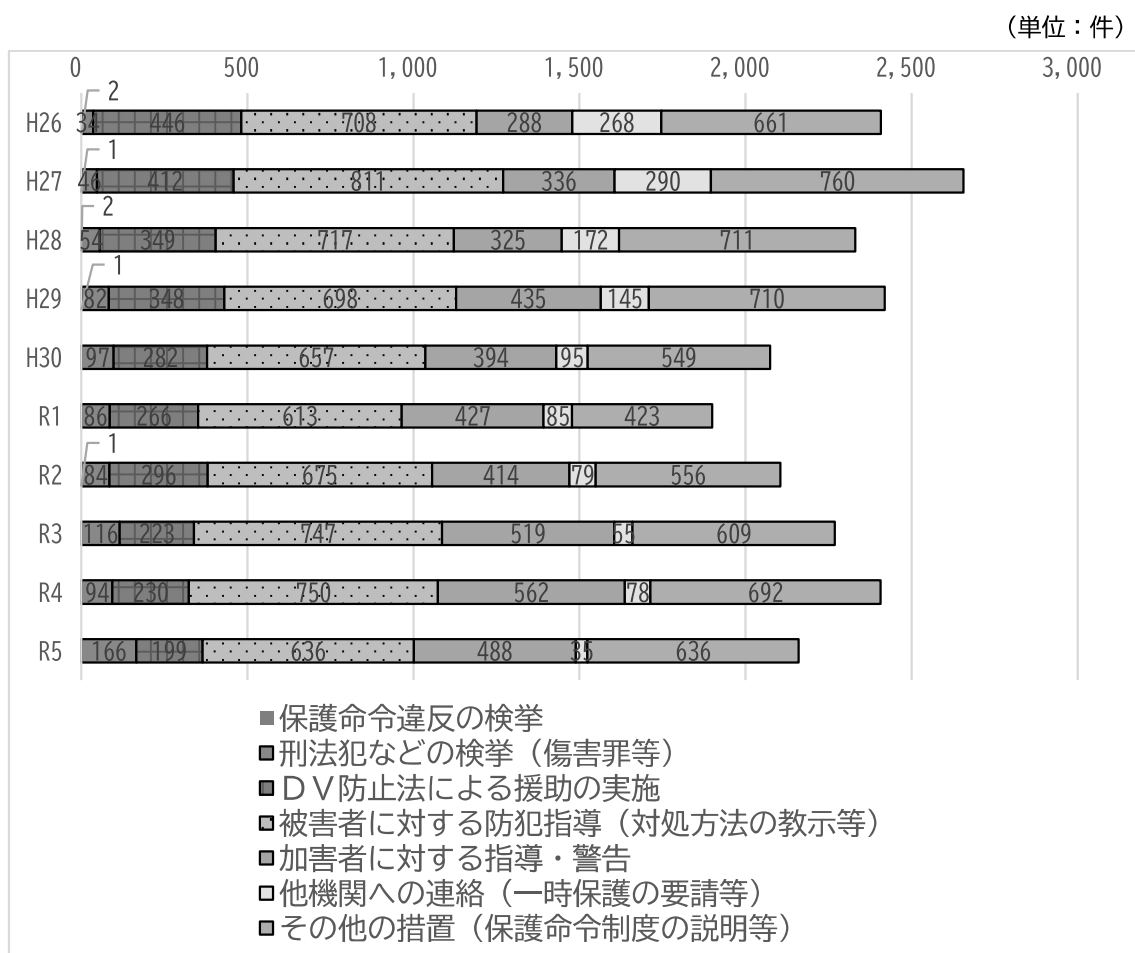
(単位：件)



・警察での措置状況

(単位：件)

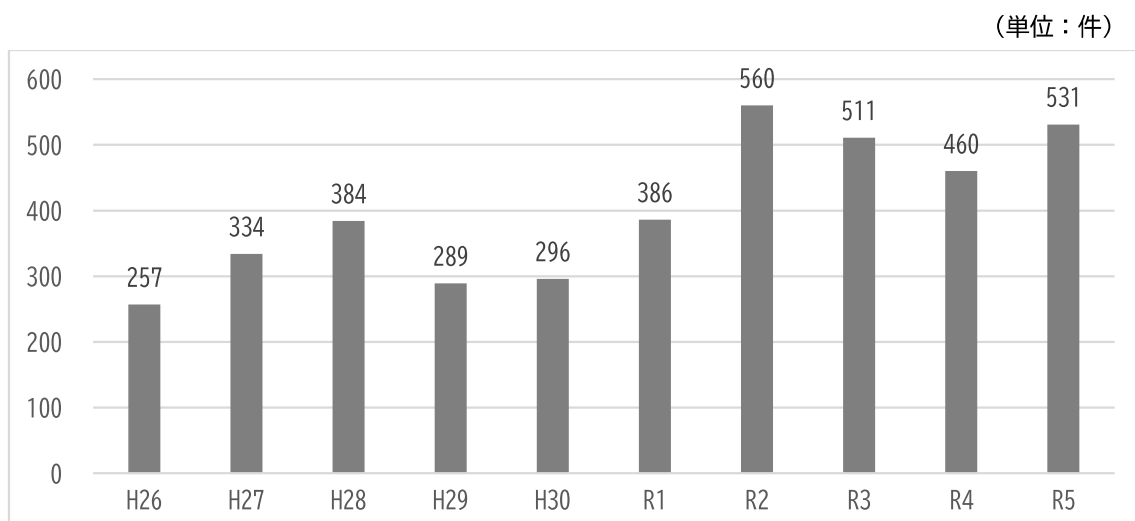
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保護命令違反の検挙	2	1	2	1	0	0	1	0	0	0
刑法犯などの検挙（傷害罪等）	34	46	54	82	97	86	84	116	94	166
DV防止法による援助の実施	446	412	349	348	282	266	296	223	230	199
被害者に対する防犯指導（対処方法の教示等）	708	811	717	698	657	613	675	747	750	636
加害者に対する指導・警告	288	336	325	435	394	427	414	519	562	488
他機関への連絡（一時保護の要請等）	268	290	172	145	95	85	79	55	78	35
その他の措置（保護命令制度の説明等）	661	760	711	710	549	423	556	609	692	636
計	2,407	2,656	2,330	2,419	2,074	1,900	2,105	2,269	2,406	2,160



⑩三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況（DV関係）

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	257	334	384	289	296	386	560	511	460	531

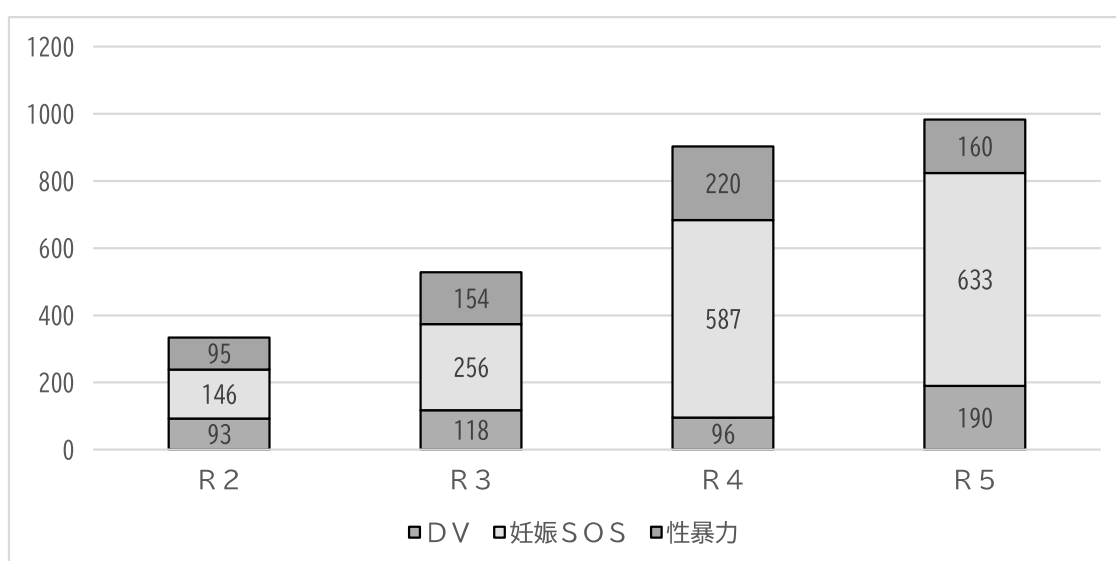


⑪ SNS相談事業「三重県DV・妊娠SOS・性暴力相談」の実績

(単位：件)

	R 2	R 3	R 4	R 5
DV	93	118	96	190
妊娠SOS	146	256	587	633
性暴力	95	154	220	160
計	334	528	903	983

(単位：件)



⑫DVを理由とした一時保護者が抱える困難な問題の内訳

	障がい (精神)	疾病	こころ	経済困窮	離婚	子どもへの 虐待 (面談DV)	子どもの問題 (子育て)	仕事	学校	住居	外国籍	家族関係	一人が抱え る問題数
ケース1	○	○		○	○								4
ケース2					○					○			2
ケース3	○			○	○	○							4
ケース4				○	○			○		○			4
ケース5	○	○		○						○			4
ケース6				○	○	○	○	○					5
ケース7			○		○	○							3
ケース8					○		○	○		○			4
ケース9				○					○			○	3
ケース10		○	○		○	○				○			5
ケース11		○	○	○	○	○					○		6
ケース12					○	○				○			3
ケース13	○							○					2
ケース14			○		○	○							3
ケース15		○		○	○	○	○			○			6
ケース16				○		○							2
ケース17				○		○					○		3
ケース18		○		○	○	○	○	○					6
ケース19	○	○			○			○		○			5
ケース20						○	○	○					3
ケース21				○	○	○				○	○		5
ケース22					○	○		○		○	○		5
ケース23	○				○	○				○			4
ケース24				○	○	○	○			○			5
ケース25					○	○	○			○			3
ケース26				○	○	○	○						4
ケース27				○		○				○			3
ケース28	○						○						2
困難な問題を 抱える人数	7	7	4	15	20	19	8	8	1	14	4	1	

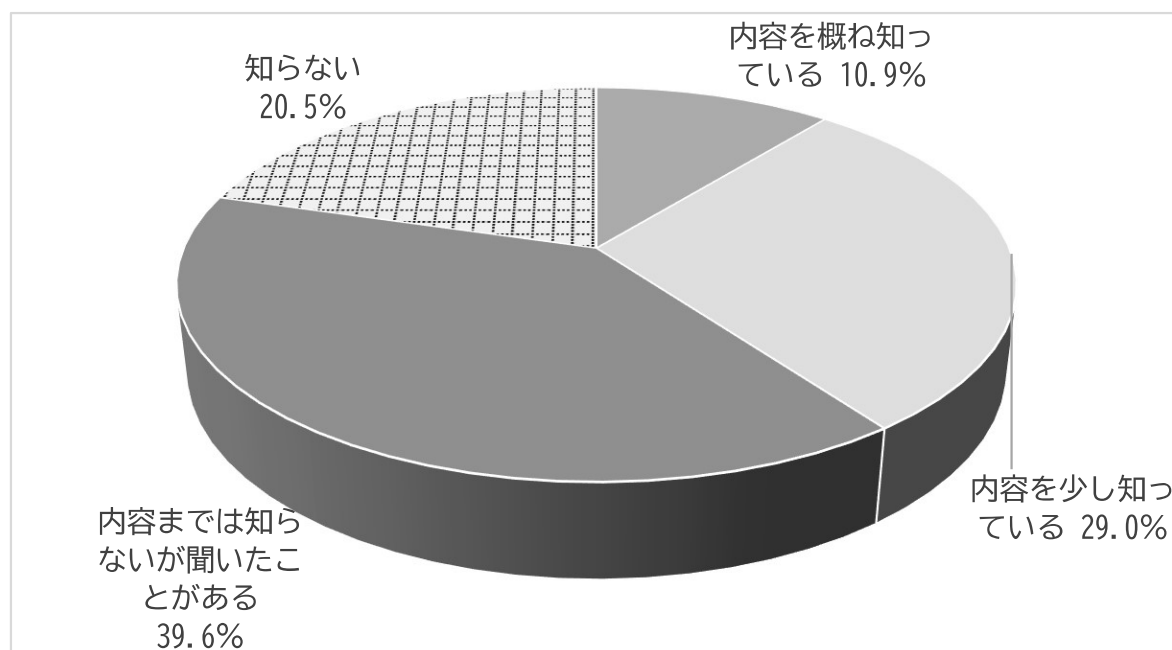
※令和5年度実績

○「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果

DV防止および困難女性に関する認知度調査と支援対象者の現状を把握するため、県内在住の 1,000 名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

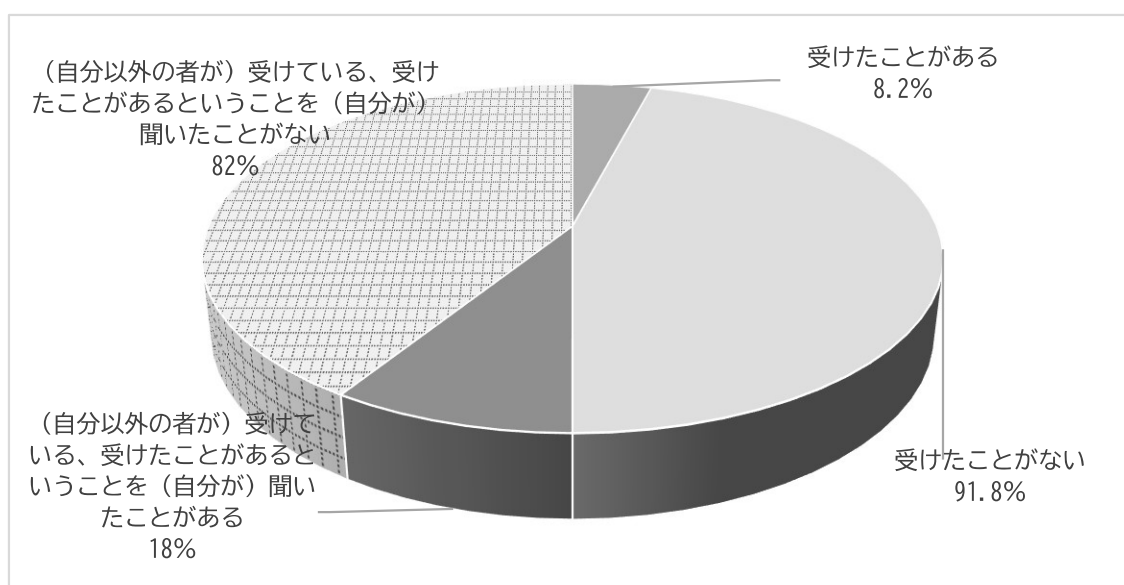
※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります。

Q1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(通称DV防止法)を知っていますか。
(有効回答数:1,000 件)



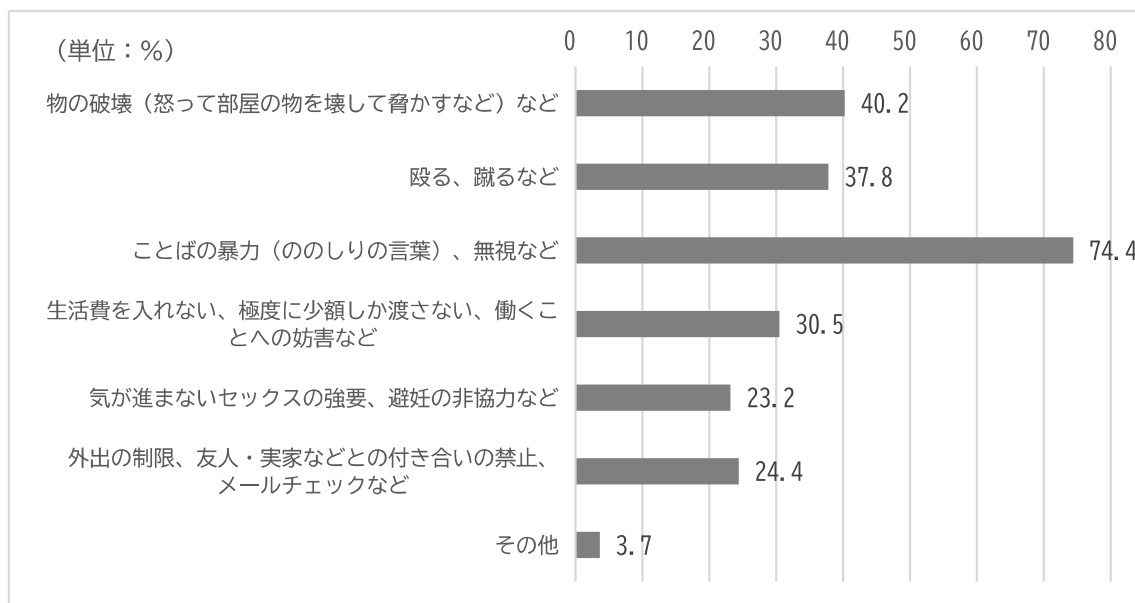
Q2 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からの暴力を指します（①身体的暴力、②精神的暴力、③経済的暴力、④性的暴力、⑤社会的暴力、これらは重複することもあります。）あなたはDVを受けたことがありますか。または、あなたの身近な人から、DVを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。

（有効回答数：1,000 件）

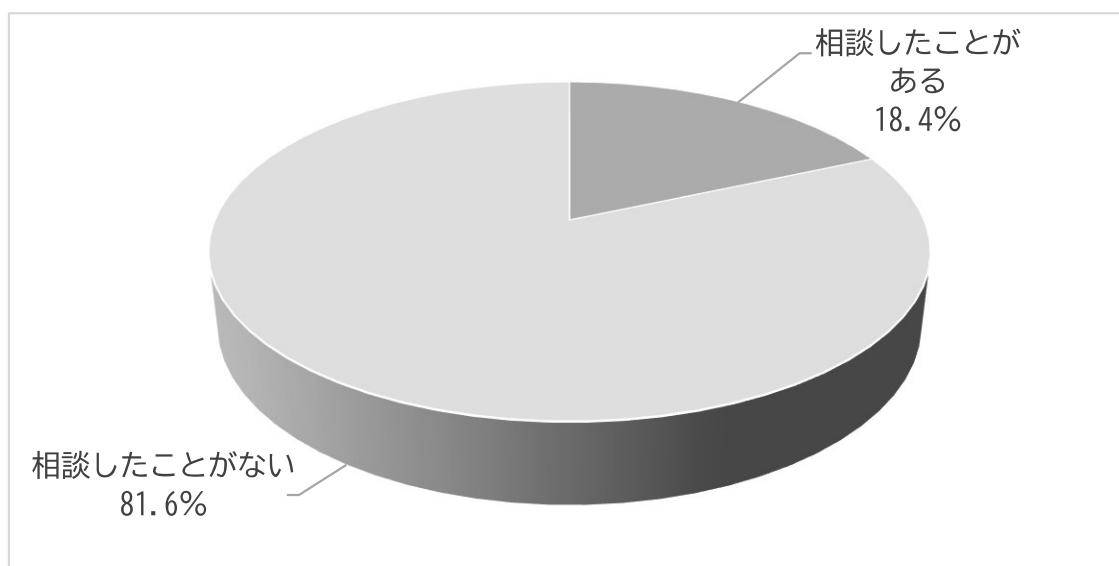


※「あなたはDVを受けたことがありますか。」と、「あなたの身近な方から、DVを受けている、受けたことがあると聞いたことがありますか。」とで別集計（それぞれの設問の有無で合計 100% になるように集計）

Q3 Q2で、「受けたことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。どのような暴力を受けたことがありますか。当てはまるものすべて選んでください。
(有効回答数：82件)

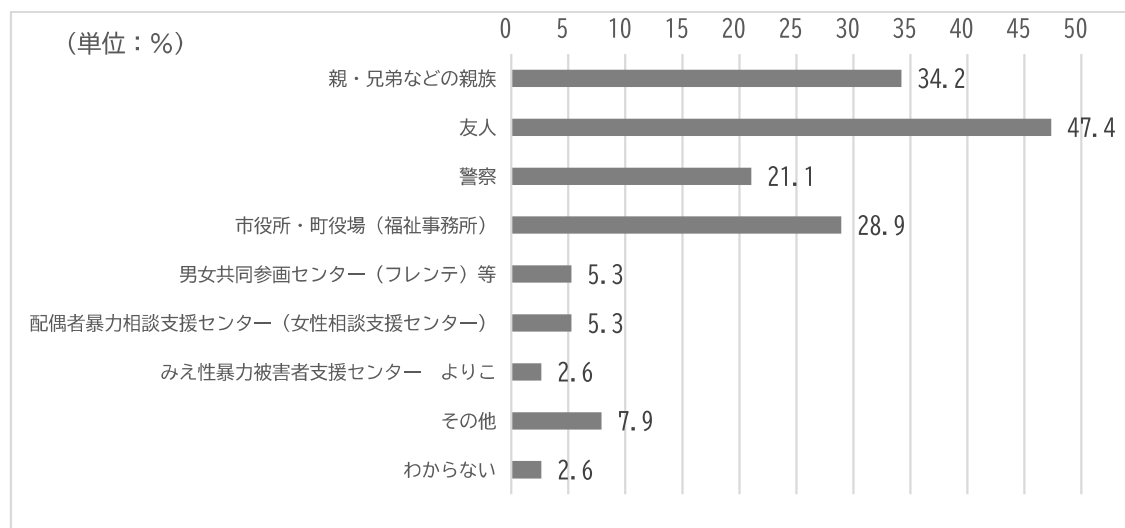


Q4 Q2で「受けたことがある」、「(自分以外の者が) 受けている、受けたことがある」ということを(自分が)聞いたことがある」と回答された人にお聞きします。あなた、又はあなたの身近な人がDVを受けたとき、どこ(だれ)かに相談したことがありますか。
(有効回答数：206件)



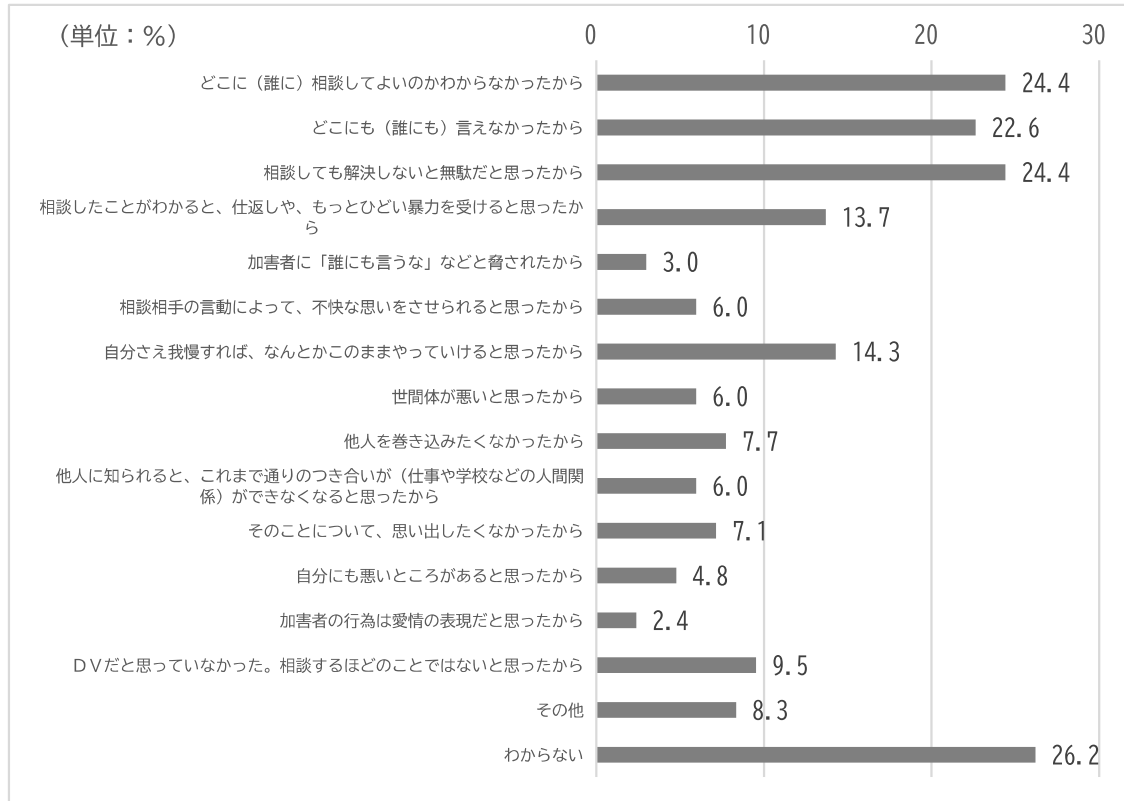
Q5 Q4で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きます。
どこに（誰に）相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：38件）



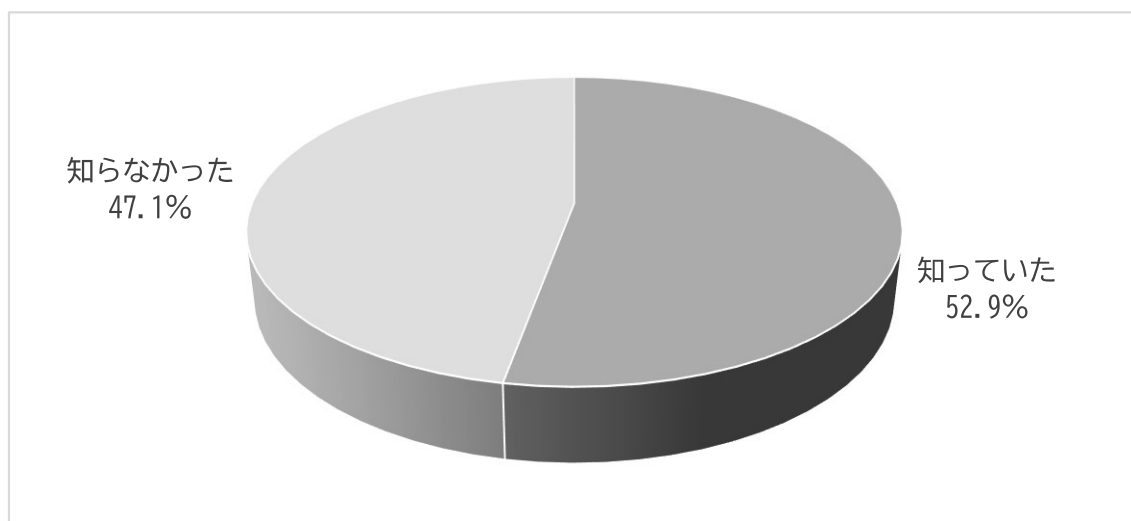
Q6 Q4で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。
相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

(有効回答数：168 件)

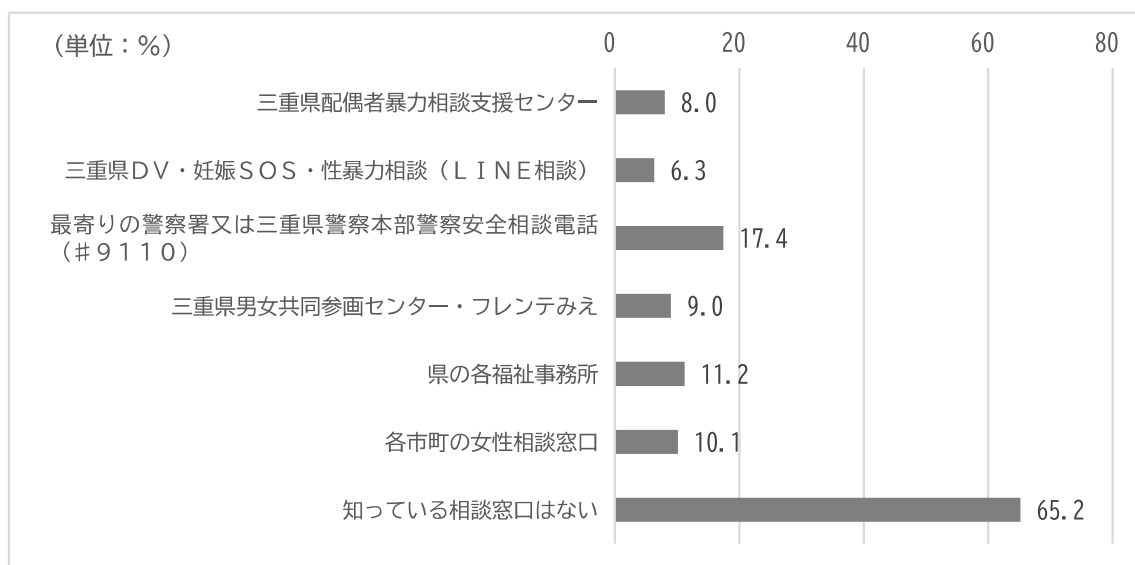


Q7 あなたは、子どもの前で親がDVを受けた場合、子どもの心に深い傷を与え、児童虐待（「面前DV」という）にあたることを知っていましたか。

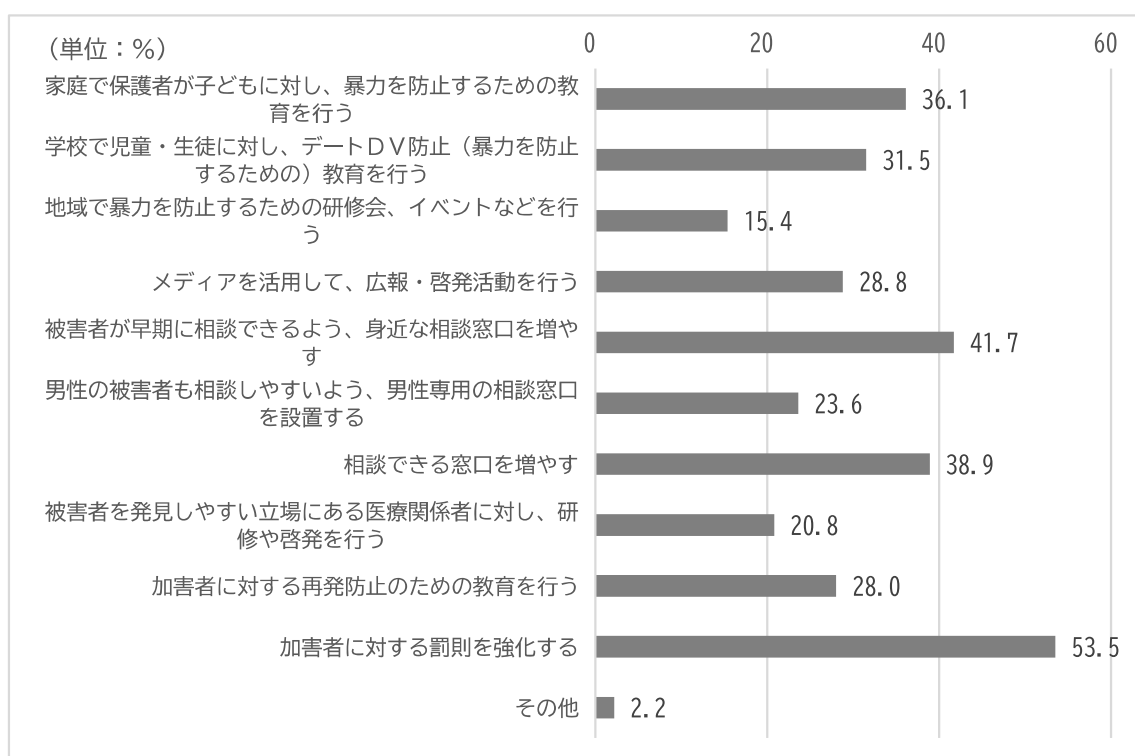
(有効回答数：1,000 件)



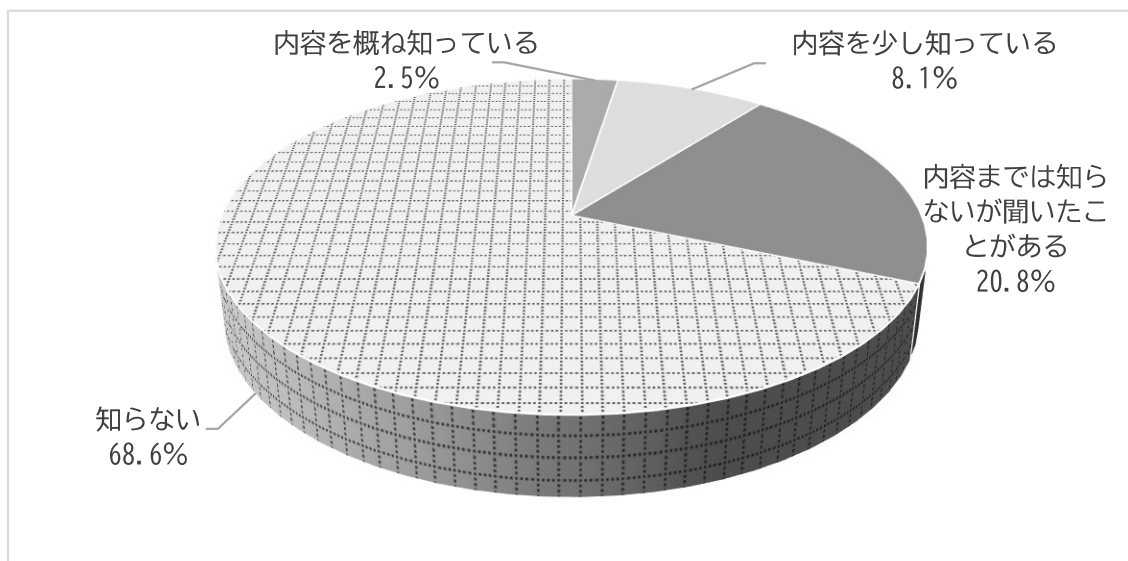
Q8 県や市町等では次のようなDV相談窓口を設置しています。あなたが知っている相談窓口をすべて選んでください。
(有効回答数：1,000件)



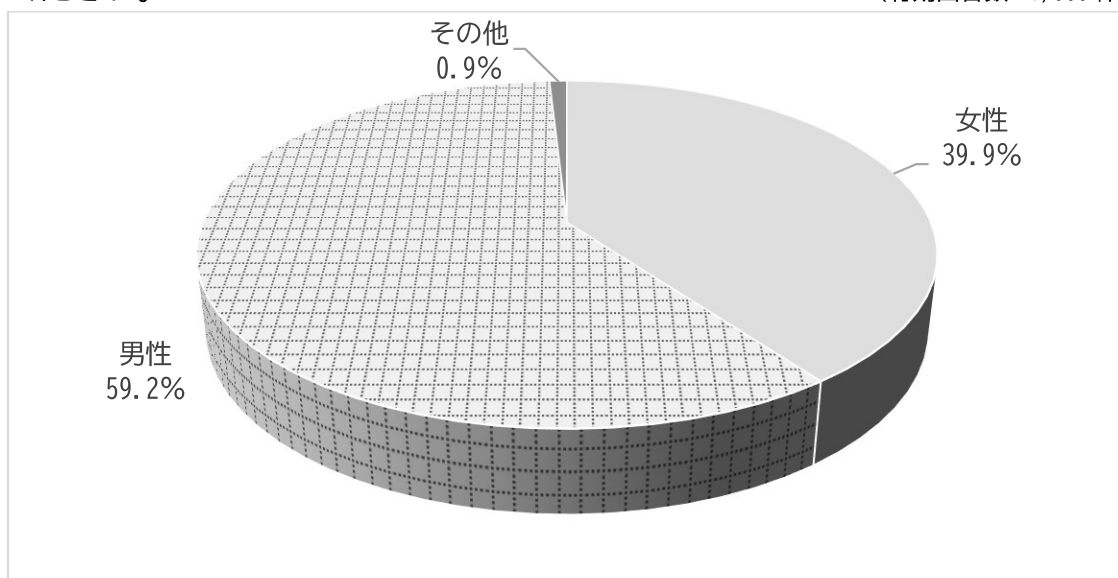
Q9 あなたは、DVを防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。必要だと思うものをすべて選んでください。
(有効回答数：1,000件)



Q10 あなたは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（通称困難女性支援法）を知っていますか。
 （有効回答数：1,000 件）

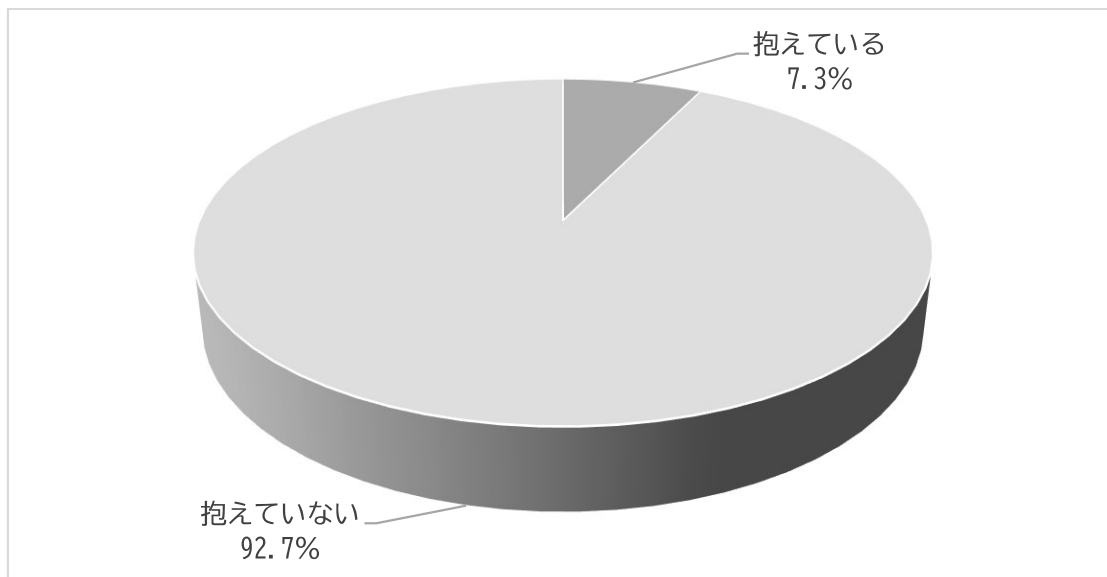


Q11 以下の設問の回答に関係するため、あなたの性別（自認する性）をお答えください。
 （有効回答数：1,000 件）



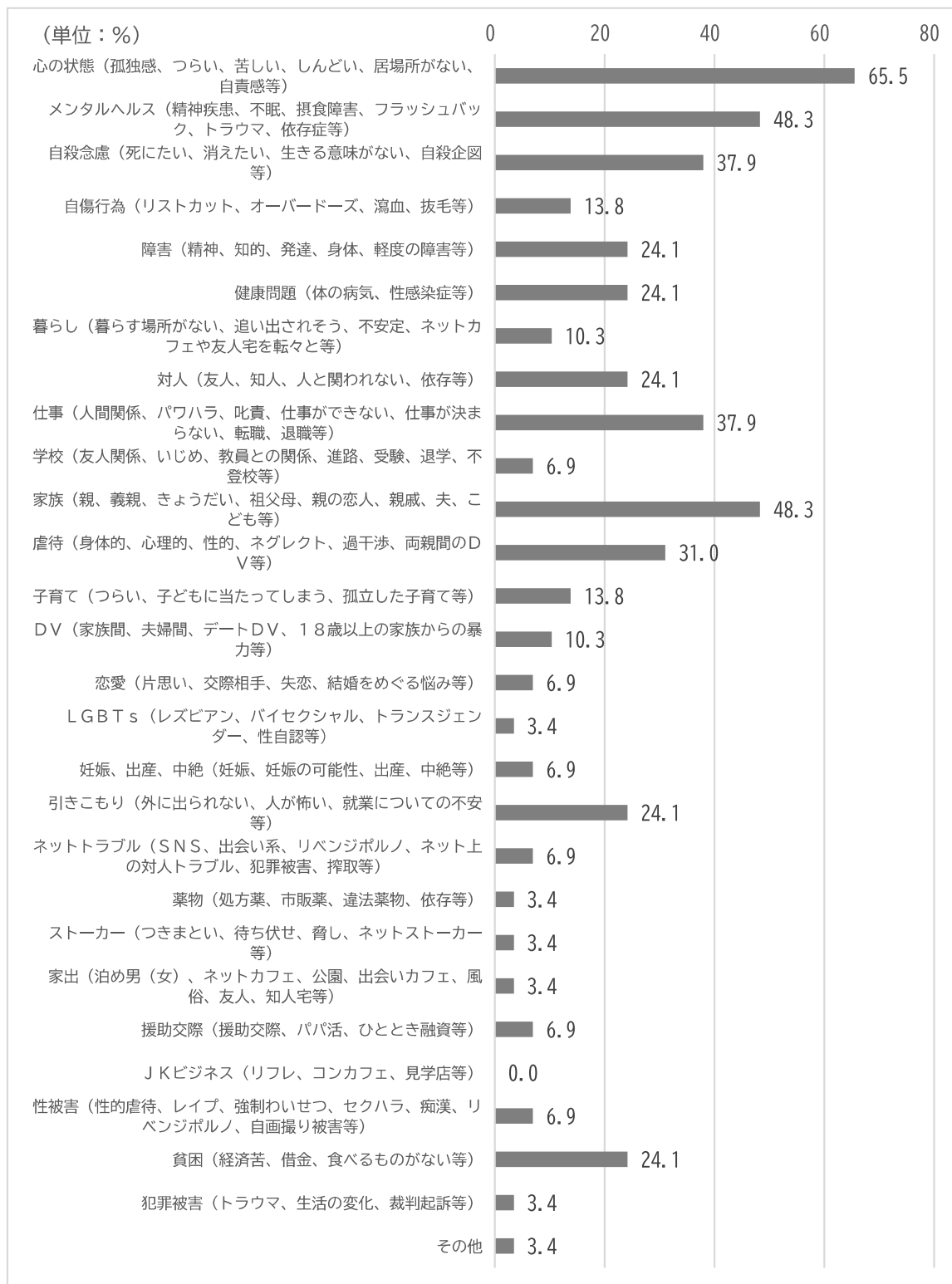
Q12 Q11で、「女性」とお答えいただいた方にお聞きします。困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を指します。あなたは困難な問題を抱えていますか。

(有効回答数：399件)



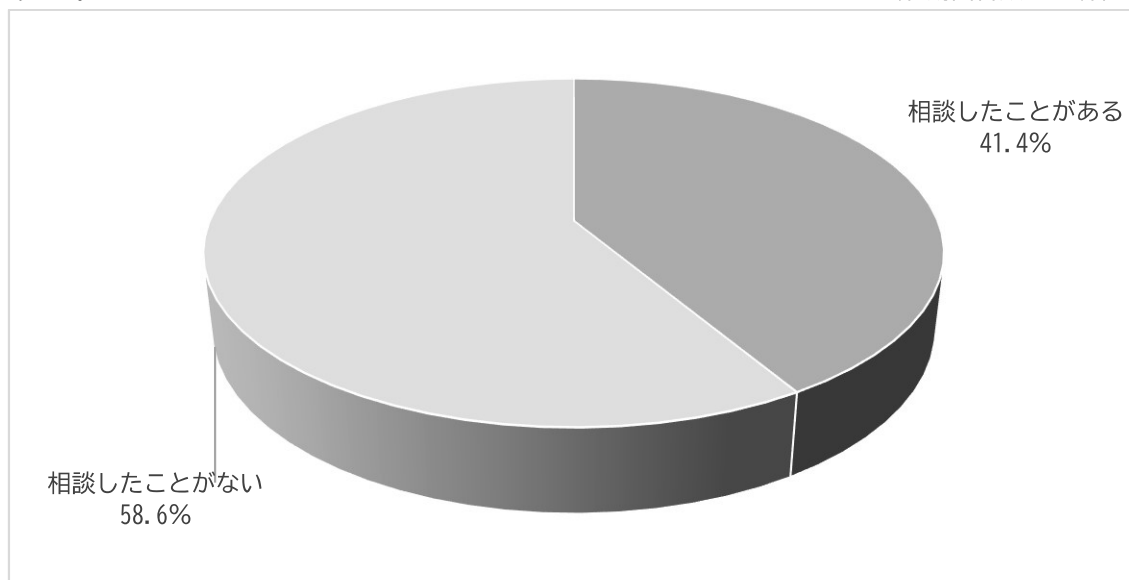
Q13 Q12で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。どのような困難な問題を抱えていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

(有効回答数：29件)



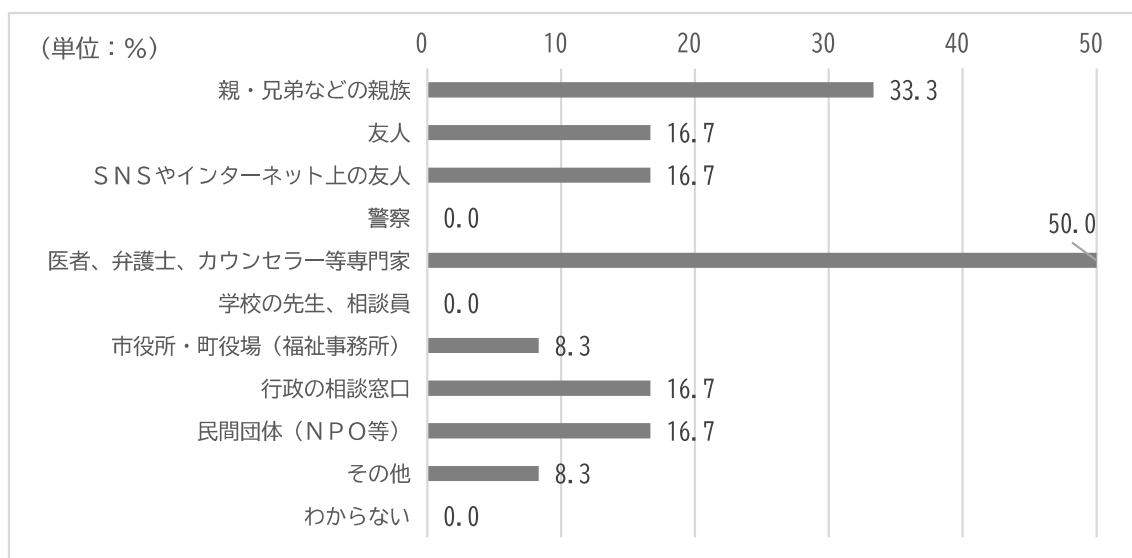
Q14 Q12 で、「抱えている」とお答えいただいた方にお聞きします。あなたが困難な問題を抱えていることについて、どこ（だれ）かに相談したことがありますか。

（有効回答数：29 件）



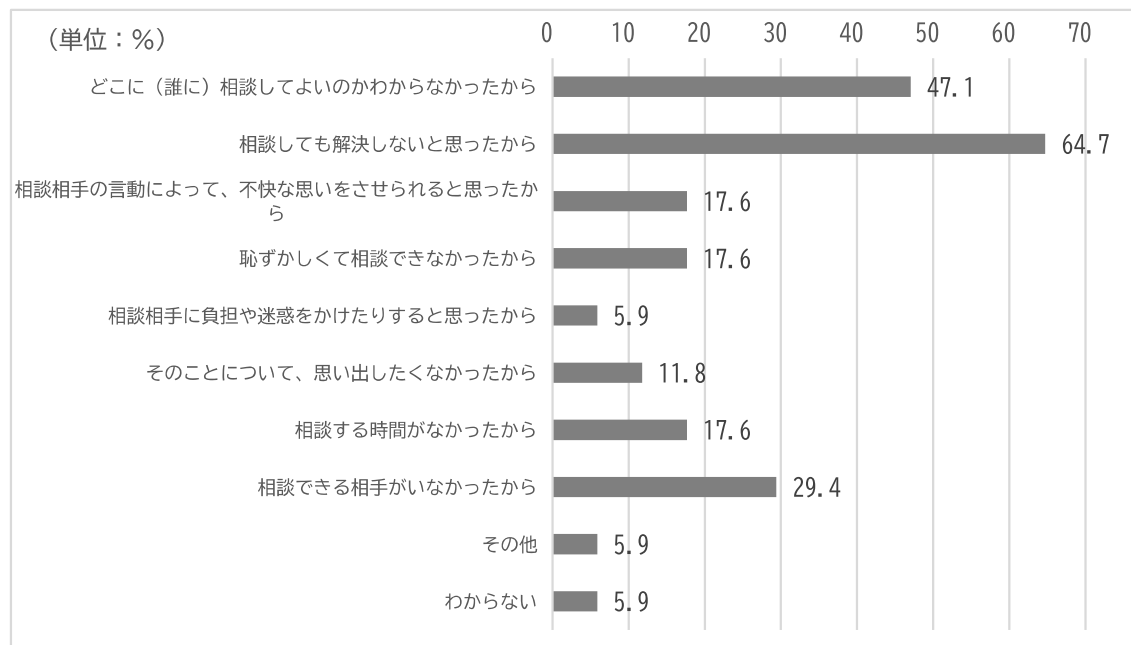
Q15 Q14 で、「相談したことがある」とお答えいただいた方にお聞きします。どこに（誰に）相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

（有効回答数：12 件）



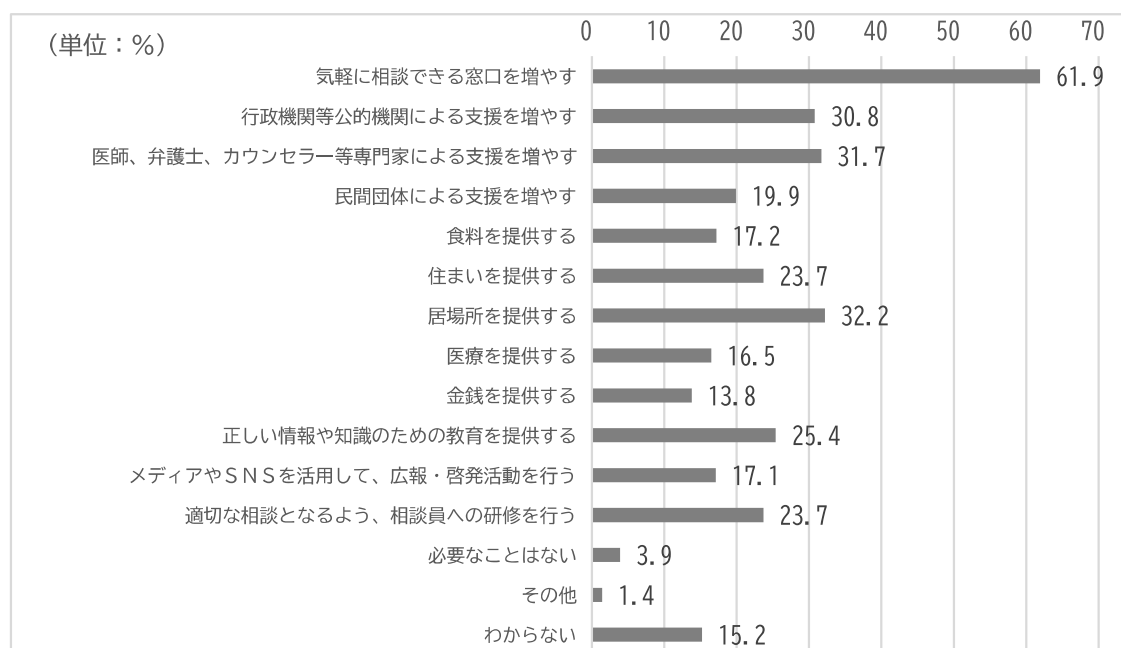
Q16 Q14 で、「相談したことがない」とお答えいただいた方にお聞きします。
相談しなかった理由について、あてはまるものをすべて選んでください。

(有効回答数：17 件)



Q17 あなたは、困難な問題を抱える女性を支援するためには、どのようなことが必要だと考えますか。必要だと思うものをすべて選んでください。

(有効回答数：1,000 件)

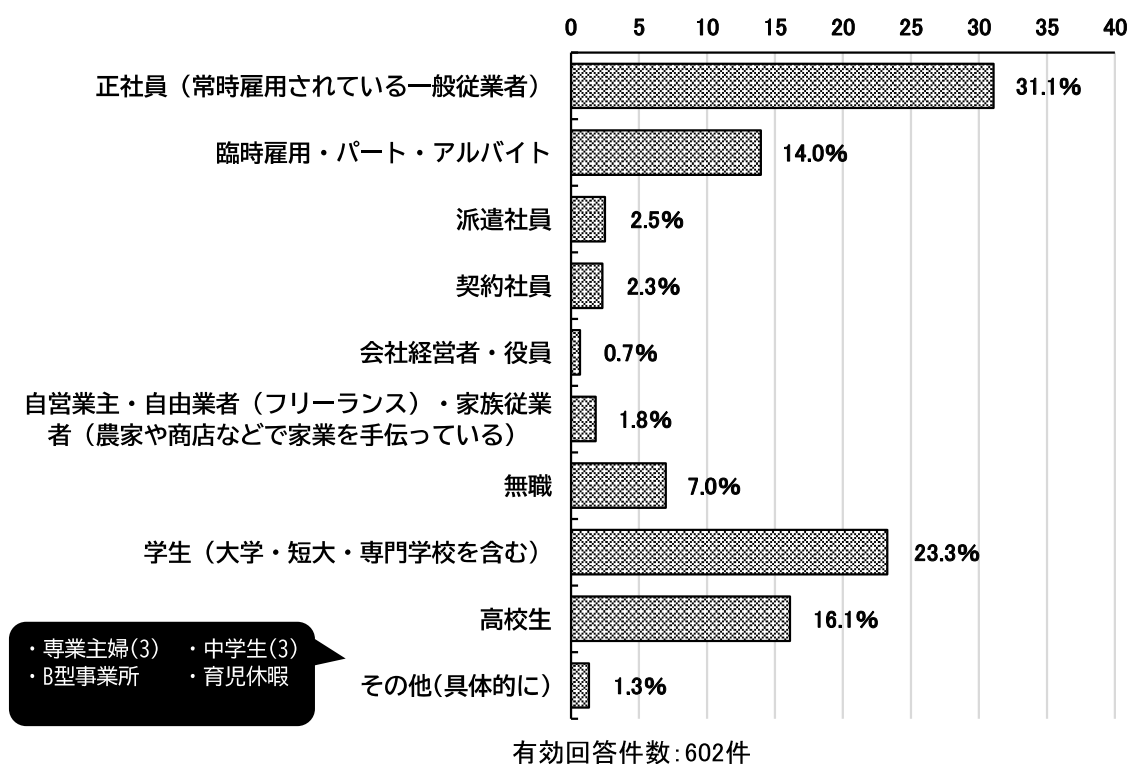


○「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果

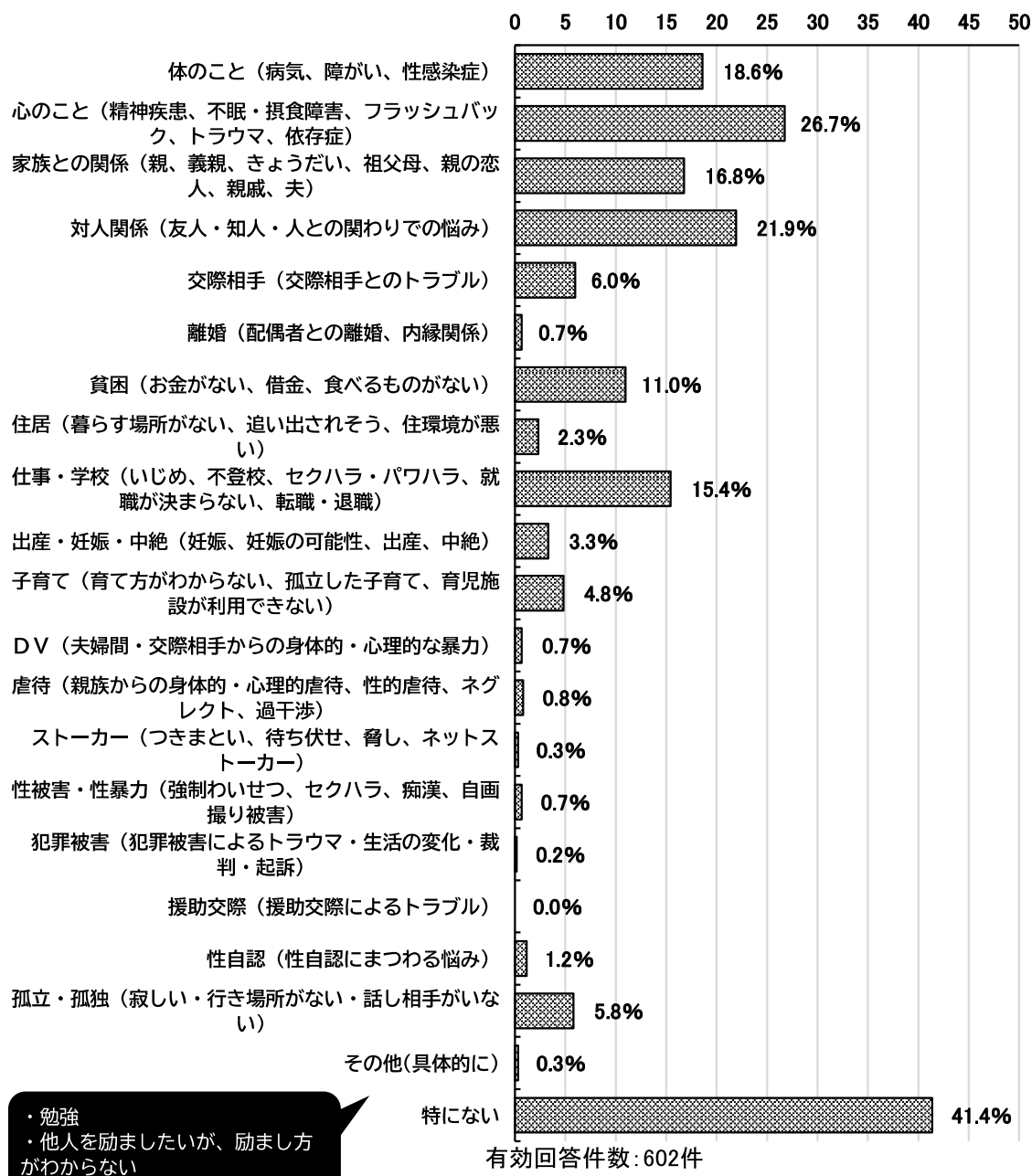
若年女性は複合的な問題を抱えやすいことから、県内の困難な問題を抱える若年女性の実態を把握するため、県内在住の15歳以上30歳未満の女性602名を対象に、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

※対象者の抽出方法が無作為抽出ではないため、アンケート結果は参考数値となります。

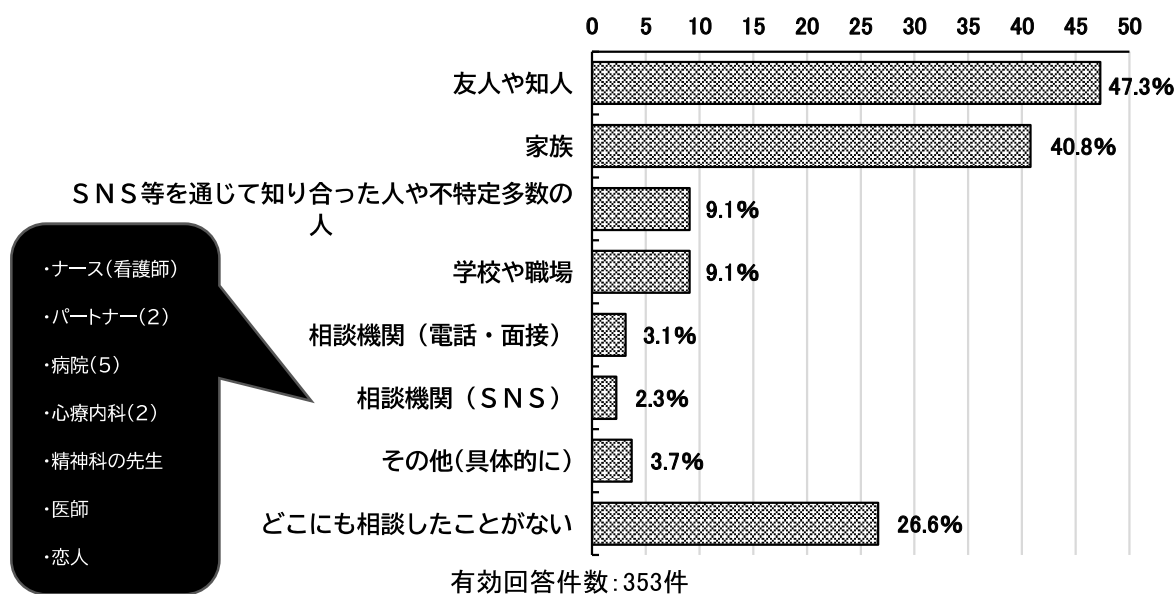
Q1 あなたの現在の職種等について教えてください。



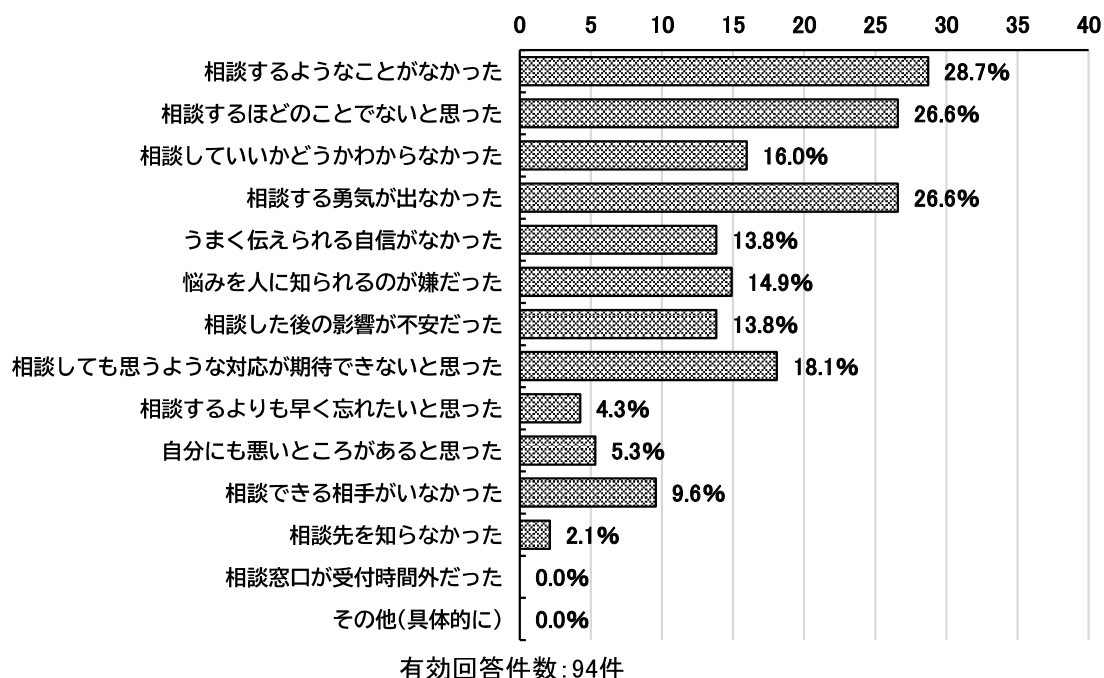
Q2 あなたが現在抱えている悩みや問題、または以前抱えていた悩みや問題について教えてください。



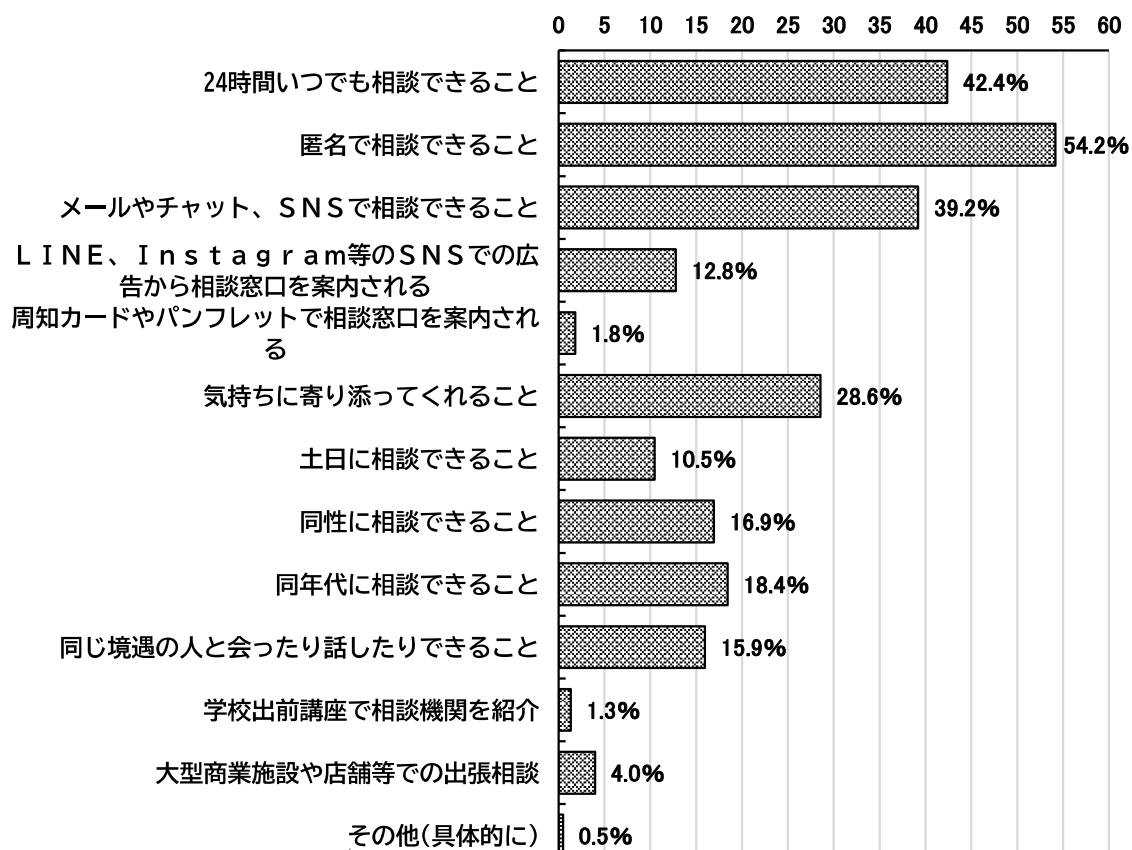
Q3 【Q2で「特にない」と回答した以外の方にお聞きします。】あなたが悩みや問題を誰に（どこに）相談したか教えてください。



Q4 【Q3で「どこにも相談したことがない」と回答した方にお聞きします。】あなたが相談しなかった、またはできなかった理由について教えてください。



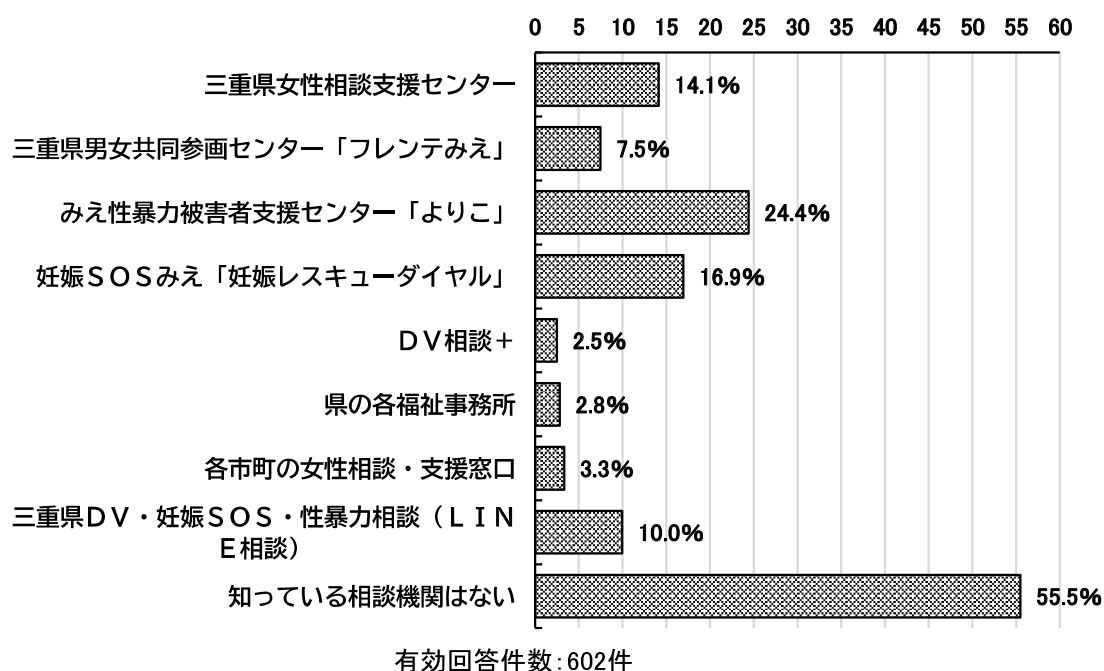
Q5 あなたが相談機関に相談しやすいと思う条件について教えてください。



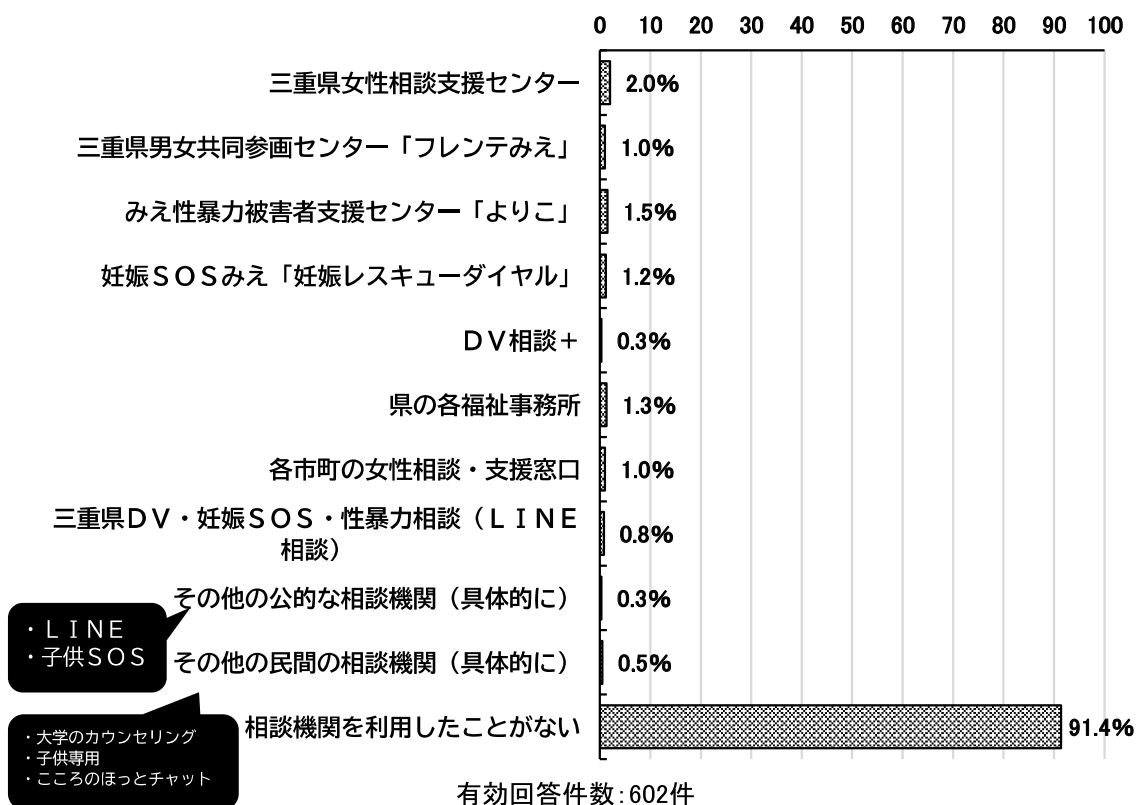
有効回答件数: 602件

・Instagramの知り合い
・ない
・正しい視点でアドバイスや傾聴してもらえなこと

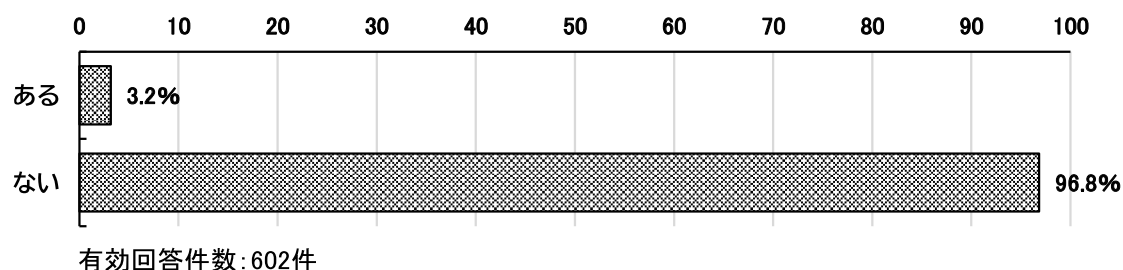
Q 6 あなたが知っている相談機関について教えてください。



Q 7 あなたが利用したことがある相談機関について教えてください。



Q8 あなたが抱えている悩みや問題について、公共機関から支援を受けたことがあるか教えてください。（支援の内容は施設等の入所・斡旋、物品の支給・貸与、資金の貸付、補助金・給付金等による金銭的援助など）



【補足分析】

「Q2 あなたが現在抱えている悩みや問題、または以前抱えていた悩みや問題について教えてください。」について、一人の回答者が複数の問題を抱えているか分析しました。

回答数別の割合	%	件数
0 特になし	41.4	249
1 1個の回答を選択	24.8	149
2 2個の回答を選択	14.0	84
3 3個の回答を選択	9.1	55
4 4個の回答を選択	4.2	25
5 5個の回答を選択	2.8	17
6 6個の回答を選択	2.2	13
7 7個の回答を選択	0.7	4
8 8個の回答を選択	0.5	3
9 9個の回答を選択	0.2	1
10 10個の回答を選択	0.0	0
11 11個の回答を選択	0.3	2
複数回答	602	100.0
		602

複数回答した人の割合	%	件数
一人の方が2個以上の回答を選択	42.9	204
一人の方が3個以上の回答を選択	25.3	120
一人の方が4個以上の回答を選択	13.7	65
一人の方が5個以上の回答を選択	8.4	40
一人の方が6個以上の回答を選択	4.8	23
一人の方が7個以上の回答を選択	2.1	10
一人の方が8個以上の回答を選択	1.3	6
一人の方が9個以上の回答を選択	0.6	3
一人の方が10個以上の回答を選択	0.4	2
一人の方が11個以上の回答を選択	0.4	2
	602	100.0
		475

○県内外NPOからの聞き取り結果

困難な問題を抱える女性への支援に関して、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」を推進する必要があるとあり、また、困難な問題を抱える女性への支援の現状を把握し、新計画策定の参考とすることから、女性支援などに携わる県内外NPOへの聞き取りを実施しました。

主な意見は次のとおりです。

【行政への要望・意見】

- ・ 既存の福祉サービスの柔軟性を高め、さまざまなアプローチを増やすべき

（具体的な意見）

- ・ 行政がNPOと連携する際は、支援対象者の情報を適切に引き継いでほしい。
- ・ 行政のルールが厳格過ぎるため、円滑な連携の妨げとなっている。
- ・ 夜間時の保護案件などにおいて、行政があまり機能しないことがある（頼れるのは警察だけ）。
- ・ 行政がルールに縛られすぎて対応しきれない部分があるならば、民間に棚卸してほしい（退勤時間の制限などがあり、途中からNPOへ丸投げというケースあり）。
- ・ 行政は、支援対象者に対して、すぐ保護しようとしたり、家へ帰らせようとしたり、といった対応をしがち。寄り添った対応ができていない。なお、行政がしがちな一時保護は、根本的な解決方法になっていない。保護されて、その後に家に帰ってきても、その家の状態が変わりなければ意味が無い。
- ・ 支援対象者の中に、女相や児相などの行政機関に対して拒否感を示す者が一定数存在しているので、柔軟な対応が求められる。

- ・ 居場所づくりと支援体制の強化をしてほしい

（具体的な意見）

- ・ NPOは活動場所に困っており、支援を活性化するためにもNPOが運営する場所が必要。
- ・ その場所に来れば一括で支援を受けられるような、包括的な支援の場が必要。多機能の居場所が必要。
- ・ 三重県のように南北に長い土地であると、特定の場所に居場所を設置しても支援対象者が集まらず、効果が薄くなる可能性がある。土地の制約を受けないSNSは、つながることができる場所として効果的。もしもどうしてもリ

アルに作るならば、象徴的な場所で、昔の地域づくりのような形で作ったらどうか。

- ・ 行政は、支援対象者にとって最も適切な場所を確保することが苦手。相談を受ける側としては、支援対象者が「支援を受けることができる場所を準備できていること」が強みになる。活用できる資源を準備できていれば、踏み込んだ相談対応ができる。
- ・ 行政機関につなぐまでの中間地点のような居場所が重要。
- ・ 東京などの都市部に子どもたちが行ってしまわないための、三重県につなぎとめるための居場所が必要。

- ・ 行政は相談ハードルを下げる必要がある

(具体的な意見)

- ・ 今までの行政のやり方のような、相談場所を設置してただ待っているだけでは支援対象者は相談に来ない。さまざまな取組（食料品、生活用品、コスメ品などの提供など）により、支援対象者が相談しやすいようにする必要がある。
- ・ 行政の色を出すと支援対象者は来ない。NPOが相談窓口を担うことは効果的。
- ・ アウトリーチは今や必須。繁華街での夜回りは有効なアウトリーチの一つ。
- ・ SNS相談は相談ハードルを下げる手法の一つ。
- ・ アウトリーチの一つとして、警察との連携によるネットパトロールを強化しては。

- ・ その他

(具体的な意見)

- ・ 若年層の生きづらさの内容を聞き取れる、同世代の支援者の育成も必要（10、20代の学生、福祉系の大学生など）。
- ・ NPOを育てるには、やりたい気持ちを自主的に持ってもらうことが重要。
- ・ 民間シェルターを早急に三重県で設置すべき。また、設置するならば、産前・産後の対応ができるような機能も必要。
- ・ 望まない妊娠の年齢層が下がってきているため、中学校を卒業するまでの学校教育や啓発が重要。
- ・ 児相は子の問題しか見ない。親の問題なのか、子の問題なのか、という視点は大事。

- ・ 三重県には、相談を受け付けた後の受け皿が少ない。受け皿が少ないと相談を受ける側も二の足を踏むことがある。また、女性支援に特化したNPOもほぼ無い。
- ・ 三重県内の関係者全員で一度集まって現状や問題意識を共有すべき。
- ・ 三重県には都会のような繁華街が無く、街に子どもがいない。夜回りなどの、都会と同じようなアプローチができない。

【子どもたちの現状】

※NPOからの聞き取りを行う上で、子どもたちに関する意見が多く集まりましたので、集約しました。

（具体的な意見）

- ・福祉につながっていない子どもたちは、周りの大人が心配するだけで、本人たちは悩んでいない場合が多い。
- ・支配的で権威的な行政を嫌う子どもが多い。
- ・子どもたち自身が福祉サービスを必要としていないため、行政につなげることができない場合が多い（子どもたちから助けを求められたら行政につながるようにしている）。
- ・相談ハードルを下げて仲良くなると、悩みを聞くことができるようになる。
- ・子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、支援対象者となった子どもたちに「家に帰れ」という指導を行っても問題解決につながらない）。
- ・三重の子どもたちは夜行バスで安く東京や大阪に来てしまう。名古屋も近い。三重県内にたまり場が無いのか、軽い気持ちで都市部に出てきてしまう。都市部で友達を作り、そのまま都市部で生活を始めてしまう。SNS（X、T i k T o k、I n s t a g r a mなど）の動画などがそれを後押ししている（「都会は楽しそう」、「地元にはいたくない」、「現実に戻りたくない」）。
- ・子どもたちは都市部で生活するために、友達と遊ぶために、体を売っている。体を売るような子どもたちは、障がいとかそうでないかのグレーゾーンの子が多い。グレーゾーンの子どもたちは、一見見た目が普通だが、一般常識が無く、情緒が不安定であり、社会生活が困難。グレーゾーンの子どもたちは障がいと認定されないため、どこにもつなぐことができない。
- ・子どもたちが求めているのは、「友達」である（愛情不足や親からの虐待を受けている子どもたちが多い）。
- ・中高生の6割がオーバードーズ経験あり（厚労省調査）。クスリを辞めろと言っても響かないので、子どもたちと接し続けることで、子どもたちが自分で気づいた時に相談に乗るようにしている。
- ・普通の子がどこかでつまずいて（いじめ、家庭不和、引きこもり、虐待など）、「沼」にはまってしまう。沼から抜け出す手法としてSNSは有効。
- ・若年層の困難を抱える女性は、衣食住を適切に備えることが困難。結果として、それらが完備された性風俗に流れていってしまう。
- ・中絶できずに「0日虐待で死亡」といったケースが増えており、予期しない妊娠をしてしまう子どもが増えてきている。

- ・ 子どもたちの悩みは表出化されるまで時間がかかる。時間をかけて寄り添う必要がある。
- ・ そもそも、支援が必要な子どもたちに、支援に関する情報が正しく届いていない。